

頁	現行（平成 23 年 5 月修正）	修正案	改正理由
表紙	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 25px; padding: 20px; text-align: center;"> <p>熊本県地域防災計画</p> <p>（<u>震災対策編</u>）</p> <p>平成<u>23</u>年度修正</p> <p>熊本県防災会議</p> </div> <p>目次</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 節 目的…………… 1</p> <p>第 2 節 計画の性格及び基本方針…………… <u>1</u></p> <p>第 3 節 関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱…………… <u>2</u></p> <p>第 4 節 熊本県の特質と過去の主な地震災害…………… <u>7</u></p> <p>第 5 節 被害想定…………… <u>17</u></p> <p>第 6 節 地震防災緊急事業五箇年計画…………… <u>19</u></p> <p>第 2 章 災害予防計画</p> <p>第 1 節 防災知識普及計画…………… <u>20</u></p> <p>第 2 節 自主防災組織育成計画…………… <u>23</u></p> <p>第 3 節 防災訓練計画…………… <u>26</u></p> <p>第 4 節 地震観測施設等整備計画…………… <u>28</u></p>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 25px; padding: 20px; text-align: center;"> <p>熊本県地域防災計画</p> <p>（<u>地震・津波災害対策編</u>）</p> <p>平成<u>24</u>年度修正</p> <p>熊本県防災会議</p> </div> <p>目次</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 節 目的…………… 1</p> <p>第 2 節 計画の性格及び基本方針…………… ○</p> <p>第 3 節 関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱…………… ○</p> <p>第 4 節 熊本県の特質と過去の主な地震災害…………… ○</p> <p>第 5 節 被害想定…………… ○○</p> <p>第 6 節 地震防災緊急事業五箇年計画…………… ○○</p> <p>第 2 章 災害予防計画</p> <p>第 1 節 防災知識普及計画…………… ○○</p> <p>第 2 節 自主防災組織育成計画…………… ○○</p> <p>第 3 節 防災訓練計画…………… ○○</p> <p>第 4 節 地震観測施設等整備計画…………… ○○</p>	

第5節 防災業務施設整備計画 ……………	3 1	第5節 防災業務施設整備計画 ……………	〇〇	節名の変更
第6節 災害備蓄物資・資機材整備計画 ……………	3 3	第6節 災害備蓄物資・資機材整備計画 ……………	〇〇	
第7節 水害・土砂災害予防計画 ……………	3 6	第7節 水害・土砂災害予防計画 ……………	〇〇	
第8節 <u>津波災害予防計画</u> ……………	3 9	第8節 <u>海岸対策計画</u> ……………	〇〇	
第9節 火災予防計画 ……………	4 0	第9節 火災予防計画 ……………	〇〇	
第10節 危険物等災害予防計画 ……………	4 2	第10節 危険物等災害予防計画 ……………	〇〇	
第11節 建築物等災害予防計画 ……………	4 3	第11節 建築物等災害予防計画 ……………	〇〇	
第12節 公共施設等災害予防計画 ……………	4 4	第12節 公共施設等災害予防計画 ……………	〇〇	
第13節 給水確保計画 ……………	4 8	第13節 給水確保計画 ……………	〇〇	
第14節 通信施設災害予防計画 ……………	4 9	第14節 通信施設災害予防計画 ……………	〇〇	
第15節 電力施設災害予防計画 ……………	5 0	第15節 電力施設災害予防計画 ……………	〇〇	
第16節 都市ガス施設災害予防計画 ……………	5 1	第16節 都市ガス施設災害予防計画 ……………	〇〇	
第17節 鉄道施設災害予防計画 ……………	5 3	第17節 鉄道施設災害予防計画 ……………	〇〇	
第18節 海上災害予防計画 ……………	5 4	第18節 海上災害予防計画 ……………	〇〇	
第19節 避難収容計画 ……………	5 6	第19節 避難収容計画 ……………	〇〇	
第20節 災害時要援護者避難支援計画 ……………	5 8	第20節 災害時要援護者避難支援計画 ……………	〇〇	
第21節 医療保健計画 ……………	6 1	第21節 医療保健計画 ……………	〇〇	
第22節 災害ボランティア計画 ……………	6 4	第22節 災害ボランティア計画 ……………	〇〇	
第3章 災害応急対策計画		第3章 災害応急対策計画		
第1節 組織計画 ……………	6 7	第1節 組織計画 ……………	〇〇	
第2節 職員配置計画 ……………	6 8	第2節 職員配置計画 ……………	〇〇	
第3節 災害警備計画 ……………	7 2	第3節 災害警備計画 ……………	〇〇	
第4節 応援要請計画 ……………	7 4	第4節 応援要請計画 ……………	〇〇	
第5節 自衛隊災害派遣要請計画 ……………	7 7	第5節 自衛隊災害派遣要請計画 ……………	〇〇	
第6節 地震・津波情報伝達計画 ……………	7 9	第6節 地震・津波情報伝達計画 ……………	〇〇	
第7節 災害情報収集・伝達計画 ……………	9 0	第7節 災害情報収集・伝達計画 ……………	〇〇	

第8節 広報計画	94	第8節 広報計画	〇〇
第9節 避難収容対策計画	98	第9節 避難収容対策計画	〇〇
第10節 交通規制計画	104	第10節 交通規制計画	〇〇〇
第11節 緊急通行車両確認計画	107	第11節 緊急通行車両確認計画	〇〇〇
第12節 輸送計画	109	第12節 輸送計画	〇〇〇
第13節 水防計画	111	第13節 水防計画	〇〇〇
第14節 救出計画	112	第14節 救出計画	〇〇〇
第15節 医療救護計画	113	第15節 医療救護計画	〇〇〇
第16節 食糧供給計画	116	第16節 食糧供給計画	〇〇〇
第17節 給水確保計画	119	第17節 給水確保計画	〇〇〇
第18節 生活必需品供給計画	121	第18節 生活必需品供給計画	〇〇〇
第19節 建築物・宅地等応急対策計画	123	第19節 建築物・宅地等応急対策計画	〇〇〇
第20節 公共施設応急復旧計画	124	第20節 公共施設応急復旧計画	〇〇〇
第21節 畜産・酪農業応急対策計画	128	第21節 畜産・酪農業応急対策計画	〇〇〇
第22節 通信施設災害応急対策計画	131	第22節 通信施設災害応急対策計画	〇〇〇
第23節 電力施設応急対策計画	133	第23節 電力施設応急対策計画	〇〇〇
第24節 都市ガス施設応急対策計画	134	第24節 都市ガス施設応急対策計画	〇〇〇
第25節 鉄道施設応急対策計画	137	第25節 鉄道施設応急対策計画	〇〇〇
第26節 ダム等管理計画	139	第26節 ダム等管理計画	〇〇〇
第27節 保健衛生計画	140	第27節 保健衛生計画	〇〇〇
第28節 災害ボランティア活用計画	143	第28節 災害ボランティア活用計画	〇〇〇
第29節 廃棄物処理計画	147	第29節 廃棄物処理計画	〇〇〇
第30節 住宅応急対策計画	149	第30節 住宅応急対策計画	〇〇〇
第31節 行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画	150	第31節 行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画	〇〇〇
第32節 救援物資要請・受入・配分計画	152	第32節 救援物資要請・受入・配分計画	〇〇〇
第33節 海上災害対策計画	153	第33節 海上災害対策計画	〇〇〇

	<p>第34節 金融応急対策計画 156</p> <p>第35節 物価安定対策計画 158</p> <p>第4章 災害復旧計画</p> <p>第1節 公共土木施設災害復旧計画 159</p> <p>第2節 農林水産施設災害復旧計画 160</p> <p>第3節 海上災害復旧・復興支援対策計画 162</p> <p>第4節 その他の災害復旧計画 163</p> <p>第5節 被災者自立支援対策計画 165</p> <p>第6節 被災農林漁業の経営安定計画 167</p> <p>第7節 雇用機会確保計画 168</p> <p>参考</p> <p>熊本県防災会議委員名簿 169</p> <p>熊本県防災会議幹事名簿 171</p>	<p>第34節 金融応急対策計画 〇〇〇</p> <p>第35節 物価安定対策計画 〇〇〇</p> <p>第4章 災害復旧計画</p> <p>第1節 公共土木施設災害復旧計画 〇〇〇</p> <p>第2節 農林水産施設災害復旧計画 〇〇〇</p> <p>第3節 海上災害復旧・復興支援対策計画 〇〇〇</p> <p>第4節 その他の災害復旧計画 〇〇〇</p> <p>第5節 被災者自立支援対策計画 〇〇〇</p> <p>第6節 被災農林漁業の経営安定計画 〇〇〇</p> <p>第7節 雇用機会確保計画 〇〇〇</p> <p>参考</p> <p>熊本県防災会議委員名簿 〇〇〇</p> <p>熊本県防災会議幹事名簿 〇〇〇</p>	
1	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 目的</p> <p>この計画は、本県の県民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼす恐れのある地震災害に対処するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、県、市町村及び各防災関係機関に必要な体制を確立するとともに、県域における地震災害対策を総合的かつ計画的に推進することにより、県の地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 目的</p> <p>この計画は、本県の県民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼす恐れのある地震・津波災害に対処するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、県、市町村及び各防災関係機関に必要な体制を確立するとともに、県域における地震・津波災害対策を総合的かつ計画的に推進することにより、県の地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護することを目的とする。</p>	表記の整理
1	<p>第2節 計画の性格及び基本方針</p>	<p>第2節 計画の性格及び基本方針</p>	

	<p>1. 計画の性格</p> <p>(1) この計画は、熊本県防災会議が作成する「熊本県地域防災計画」の「<u>震災対策編</u>」として、<u>突発的に発生する地震災害に対処するための災害予防、災害応急、災害復旧を計画化したものである。</u></p> <p>この計画に定めのない事項及び<u>風水害等の地震以外の災害対策</u>については、「熊本県地域防災計画」の「一般災害対策編」に定めるところによる。</p> <p>1 (2) 「熊本県地域防災計画震災対策編」の策定及び運営にあたっては、国の「防災基本計画」に基づき実施することから、指定行政機関及び指定公共機関が作成する「防災業務計画」と密接な連携を図ってゆくものとする。さらに、水防法(昭和24年<u>某率</u>第193号)に基づく「熊本県水防計画」及び石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)に基づく「熊本県石油コンビナート等防災計画」とも十分な調整を図るものとする。</p> <p>1 (3) この計画は、<u>地震災害</u>に関して、防災関係機関相互の密接な連絡調整を図るうえで基本的な大綱を示すもので、その実施細則については、さらに関係機関において別途マニュアルを作成する等具体的に定めるものとする。</p> <p>1 2. 計画の基本方針</p> <p>この計画は、防災関係機関が必要な体制を確立し、その実施責任を</p>	<p>1. 計画の性格</p> <p>(1) この計画は、熊本県防災会議が作成する「熊本県地域防災計画」の「<u>地震・津波災害対策編</u>」として、<u>平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災及び平成23年3月に発生した東日本大震災などの大規模災害を踏まえ、本県における地震及び津波災害の防災上必要となる災害予防、災害応急対策及び災害復旧に係る諸施策について定めるものとする。</u></p> <p>この計画に定めのない事項及び<u>風水害等の災害対策</u>については、「熊本県地域防災計画」の「一般災害対策編」に定めるところによる。</p> <p>(2) 「熊本県地域防災計画震災対策編」の策定及び運営にあたっては、国の「防災基本計画」に基づき実施することから、指定行政機関及び指定公共機関が作成する「防災業務計画」と密接な連携を図ってゆくものとする。さらに、水防法(昭和24年<u>法律</u>第193号)に基づく「熊本県水防計画」及び石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)に基づく「熊本県石油コンビナート等防災計画」とも十分な調整を図るものとする。</p> <p>(3) この計画は、<u>地震・津波災害</u>に関して、防災関係機関相互の密接な連絡調整を図るうえで基本的な大綱を示すもので、その実施細則については、さらに関係機関において別途マニュアルを作成する等具体的に定めるものとする。</p> <p>2. 計画の基本方針</p> <p>この計画は、防災関係機関が必要な体制を確立し、その実施責任を</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
--	---	---	---

	<p>明確にするとともに、総合的、計画的な<u>震災対策</u>の整備及び推進を図るものである。</p> <p>この計画の樹立及び推進に当たっては、次の事項を基本とするものとする。</p> <p>(1) 自主防災体制の確立</p> <p>(2) 防災関係機関相互の<u>協力体制</u>の強化 <u>(新規)</u></p> <p>(3) <u>震災対策事業</u>の推進</p> <p>(4) 関係法令の遵守</p>	<p>明確にするとともに、総合的、計画的な<u>地震・津波災害対策</u>の整備及び推進を図るものである。</p> <p>この計画の樹立及び推進に当たっては、次の事項を基本とするものとする。</p> <p>(1) 自主防災体制の確立</p> <p>(2) 防災関係機関相互の<u>連携・協力体制</u>の強化</p> <p>(3) <u>男女共同参画の視点からの防災体制の確立</u></p> <p>(4) <u>地震・津波災害対策</u>の推進</p> <p>(5) 関係法令の遵守</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理 対策の追加 表記の整理</p>
2	<p>第3節 関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1. 防災関係機関の責務</p> <p>(1) 県</p>	<p>第3節 関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1. 防災関係機関の責務</p> <p>(1) 県</p>	<p>表記の整理</p>
2	<p>県は、県の地域並びに住民の生命、身体及び財産を<u>地震災害</u>から保護するため、他の防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、広域的、総合的な防災活動を実施するとともに市町村及び指定地方公共機関の防災活動の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。</p> <p>(2) 市町村</p> <p>市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに住民の生命、身体及び財産を<u>地震災害</u>から保護するため、他の防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する責務を有する。</p> <p>(略)</p>	<p>県は、県の地域並びに住民の生命、身体及び財産を<u>地震・津波災害</u>から保護するため、他の防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、広域的、総合的な防災活動を実施するとともに市町村及び指定地方公共機関の防災活動の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。</p> <p>(2) 市町村</p> <p>市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに住民の生命、身体及び財産を<u>地震・津波災害</u>から保護するため、他の防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する責務を有する。</p> <p>(略)</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

<p>2</p> <p>(3) 指定地方行政機関</p> <p>指定地方行政機関は、住民の生命、身体及び財産を<u>地震災害</u>から保護するため、他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を行うとともに、県及び市町村の防災活動が円滑に行われるよう必要な勧告、指導、助言その他適切な措置をとる。</p> <p>(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関 (略)</p> <p>(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 (略)</p> <p>3</p> <p>2. 処理すべき事務または業務</p> <p>(略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>7</p> <p>第4節 熊本県の特質と過去の主な地震災害</p> <p>1. 地勢 (略)</p> <p>2. 社会的条件とその変化</p> <p><u>地震災害</u>は、地形、地質、地盤等の自然的条件に起因するものと、</p>	<p>(3) 指定地方行政機関</p> <p>指定地方行政機関は、住民の生命、身体及び財産を<u>地震・津波災害</u>から保護するため、他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を行うとともに、県及び市町村の防災活動が円滑に行われるよう必要な勧告、指導、助言その他適切な措置をとる。</p> <p>(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関 (略)</p> <p>(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 (略)</p> <p>2. 処理すべき事務または業務</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1081 635 1915 1121"> <thead> <tr> <th colspan="2">機関名</th> <th>事務または業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">指 定 地 方 行 政 機 関</td> <td rowspan="3"><u>九州地方環境事務所</u></td> <td><u>1 災害廃棄物等の処理対策に関すること</u></td> </tr> <tr> <td><u>2 環境監視体制の支援に関すること</u></td> </tr> <tr> <td><u>3 飼育動物の保護者等に係る支援に関すること</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">九州防衛局</td> <td><u>1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整</u></td> </tr> <tr> <td><u>2 米軍施設内通行等に関する連絡調整</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第4節 熊本県の特質と過去の主な地震災害</p> <p>1. 地勢 (略)</p> <p>2. 社会的条件とその変化</p> <p><u>地震・津波災害</u>は、地形、地質、地盤等の自然的条件に起因するも</p>	機関名		事務または業務	指 定 地 方 行 政 機 関	<u>九州地方環境事務所</u>	<u>1 災害廃棄物等の処理対策に関すること</u>	<u>2 環境監視体制の支援に関すること</u>	<u>3 飼育動物の保護者等に係る支援に関すること</u>	九州防衛局	<u>1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整</u>	<u>2 米軍施設内通行等に関する連絡調整</u>	<p>表記の整理</p> <p>関係機関の追加</p> <p>表記の整理</p>
機関名		事務または業務											
指 定 地 方 行 政 機 関	<u>九州地方環境事務所</u>	<u>1 災害廃棄物等の処理対策に関すること</u>											
		<u>2 環境監視体制の支援に関すること</u>											
		<u>3 飼育動物の保護者等に係る支援に関すること</u>											
九州防衛局	<u>1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整</u>												
	<u>2 米軍施設内通行等に関する連絡調整</u>												

<p>9</p>	<p>人口の集中度や建築物の状況等の社会的条件に起因するものが同時複合的に発生することが特徴である。</p> <p>被害を拡大する社会的災害要因として、主に次のような点が考えられる。</p> <p>(略)</p> <p>3. 熊本県の過去の主な地震とその被害</p> <p>県下に大きな被害をもたらした地震としては、明治22年(1889年)7月熊本付近を震源とした地震(死者20人、負傷者52人、家屋の全壊228戸)等が記録されている。</p> <p>県内に被害をもたらした主な地震(県内の最大震度4以上)は、次のとおりである。</p> <p>(略)</p>	<p>のと、人口の集中度や建築物の状況等の社会的条件に起因するものが同時複合的に発生することが特徴である。</p> <p>被害を拡大する社会的災害要因として、主に次のような点が考えられる。</p> <p>(略)</p> <p>3. 熊本県の過去の主な地震・津波とその被害</p> <p>県下に大きな被害をもたらした地震・津波としては、明治22年(1889年)7月熊本付近を震源とした地震(死者20人、負傷者52人、家屋の全壊228戸)等が記録されている。</p> <p>県内に被害をもたらした主な地震・津波(県内の最大震度4以上)は、次のとおりである。</p> <p><u>(1) 主な地震とその被害</u></p> <p><u>744年6月6日(太平16年5月18日)天草郡、八代郡、葦北郡</u> <u>M: 7.0</u> <u>田地290町、民家流出470軒、死者1,520名</u></p> <p>(略)</p> <p><u>1960年5月24日南米チリ沖 M: 8 1/4~8 1/2</u> <u>23日04時11分20秒日本時、南米チリ沖で大地震。大津波が発生し地震発生後ほぼ一昼夜を経過して日本の東海岸各地に來襲して被害を生じた。</u></p> <p><u>大分・宮崎・鹿児島各県でかなりの被害を受け、24日08時頃、熊本県の天草方面も潮位のため若干の被害をあった。</u></p> <p><u>本渡市 床上浸水3戸、床下浸水3戸</u> <u>下長尾 扉門決壊1、バス路線浸水一時交通遮断</u></p> <p>(略)</p>	<p>表記の整理</p> <p>主な地震津波記録の追加、整理</p>
----------	--	---	------------------------------------

11	<p style="text-align: center;"><u>[ここまでの出典：日本被害地震総覧]</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>[ここまでの出典：日本被害地震総覧他]</u></p> <p>(略)</p> <p><u>2011年10月5日23時33分(平成23年)熊本地方</u> <u>N32° 54.8' E130° 51.0' 10km M:4.5</u> <u>住家の一部破損 最大震度5強(菊池市旭志)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(2) 主な津波とその被害</u></p> <p><u>744年6月6日(太平16年5月18日)天草郡、八代郡、葦北郡</u> <u>M:7.0</u> <u>田地290町、民家流出470軒、死者1,520名【再掲】</u></p> <p><u>1792年5月21日(寛政4.4.1)雲仙岳N32.8° E130.3° M:6.4</u> <u>前年10月8日から始まった地震が11月10日頃から強くなり、4月1日</u> <u>に大地震2回、前山(眉山:天狗山)の東部がくずれ、崩土約0.34km³が</u> <u>島原海に入り津波を生じた。対岸の肥後でも被害が多く、津波によ</u> <u>る死者は全体で約15,000、潰家12,000。</u> <u>「島原大変肥後迷惑」と呼ばれた。【再掲】</u></p> <p><u>1960年5月24日南米チリ沖 M:8 1/4~8 1/2</u> <u>23日04時11分20秒日本時、南米チリ沖で大地震。大津波が発生し</u> <u>地震発生後ほぼ一昼夜を経過して日本の東海岸各地に來襲して被害を</u> <u>生じた。</u> <u>大分・宮崎・鹿児島各県でかなりの被害を受け、24日08時頃、熊</u> <u>本県の天草方面も潮位のため若干の被害をあった。</u> <u>本渡市 床上浸水3戸、床下浸水3戸</u></p>	<p>主な津波記録 の追加、整理</p>
----	--	--	--------------------------

16	<p>4. 熊本、阿蘇山、人吉、牛深における震度別地震回数（震度 1 以上）</p>	<p><u>下長尾 扉門決壊 1、バス路線浸水一時交通遮断</u> 【再掲】</p> <p>4. 熊本、阿蘇山、人吉、牛深における震度別地震回数（震度 1 以上）</p> <table border="1" data-bbox="1084 300 1776 549"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>震度</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5弱</th> <th>5強</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">平成 23</td> <td>熊本</td> <td>12</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>阿蘇山</td> <td>11</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>人吉</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>牛深</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	年	震度	1	2	3	4	5弱	5強	合計	平成 23	熊本	12	4	1	0	0	0	17	阿蘇山	11	2	0	0	0	0	13	人吉	4	0	0	0	0	0	4	牛深	3	0	0	0	0	0	3	<p>表の整理（平成 23 年版追加）</p>
年	震度	1	2	3	4	5弱	5強	合計																																					
平成 23	熊本	12	4	1	0	0	0	17																																					
	阿蘇山	11	2	0	0	0	0	13																																					
	人吉	4	0	0	0	0	0	4																																					
	牛深	3	0	0	0	0	0	3																																					
17	<p>第 5 節 被害想定</p> <p>1. <u>熊本県震災対策指針に係る被害想定</u></p> <p><u>県では阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、熊本県震災対策指針を作成した。熊本県震災対策指針は、県としての震災に対する取り組みの基本的な考え方と枠組みを示し、県民の防災意識の高揚を図るとともに、県、市町村及び防災関係機関による震災対策計画立案のガイドラインとなるものである。この中で震災に対して迅速かつ的確に対応できる防災体制づくりを図るために必要な基礎資料とする目的で、地震に関する被害の推計を行ったところであり、ここでは 2 に掲げる仮定の下で被害の概略値を求めたものである。</u></p> <p><u>なお、県内の活断層調査の結果を踏まえて、今後も地震に関する被害の検討に努めるものとする。</u></p>	<p>第 5 節 被害想定</p> <p>1. <u>地震及び津波の被害想定の方</u></p> <p><u>(1) 地震による被害想定</u></p> <p><u>県では、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、震災に対して迅速かつ的確に対応できる防災体制づくりの基礎資料とするため、同震災（兵庫県南部地震）のデータを基に地震被害の推計を行い、本計画を策定した。</u></p> <p><u>今後、東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）を踏まえ、改めて本県で起こりうる地震等について調査を行い、その結果を基に被害想定を行う。</u></p> <p><u>(2) 津波による被害想定</u></p> <p><u>東日本大震災の教訓を踏まえ、本県でも住民避難体制等の津波防災対策の構築を図るため、新たに本県で起こりうる津波による被害想定を行う。</u></p> <p><u>なお、被害想定に当たっては、津波の原因となる地震等に関する調査が必要となることから、この計画は、暫定的に、東日本大震災における東北地方沿岸での津波被害の状況等を勘案して策定</u></p>	<p>表記の整理</p>																																										

17	<p>2. 被害想定の前提条件 (略)</p>	<p><u>する。</u> <u>今後、(1)に併せて津波等について調査を行い、その結果を基に改めて被害想定を行う。</u></p> <p>2. 地震被害想定の前提条件 (略)</p>	表記の整理
18	<p>3. 被害想定 (略)</p>	<p>3. 地震被害想定 (略)</p>	表記の整理
19	<p>第6節 地震防災緊急事業五箇年計画</p> <p>地震防災対策特別措置法に基づき、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地域について、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関して<u>各都道府県は平成8年度から平成17年度まで二次に亘る地震防災緊急事業五箇年計画（以下「五箇年計画」という。）を作成し、対象事業を実施してきた。</u></p> <p>しかし、<u>五箇年計画期間中に、新たな施設等の整備の必要性が出てきており、また当初計画の未実施事業も残っていることから、地震防災対策特別措置法が平成18年3月に改正され、引き続き平成18年度から22年度までの次期計画を策定することができることとなった。</u></p> <p><u>このため県では、平成18年度を初年度とする第三次計画案を作成し、防災施設等の整備を推進するものとする。</u></p> <p>1. 五箇年計画の対象 既往地震等を勘案して、県下全域を対象とする。</p>	<p>第6節 地震防災緊急事業五箇年計画</p> <p><u>地震防災緊急事業五箇年計画（以下「五箇年計画」という。）とは、</u>地震防災対策特別措置法に基づき、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関して<u>県が作成する計画である。</u></p> <p><u>本県では、平成8年度から12年度に第1次計画、平成13年度から17年度に第2次計画、平成18年度から22年度に第3次計画を作成し、地震対策のための施設、設備の整備を実施してきたところである。</u></p> <p>しかし、新たな施設等の整備の必要性が出てきており、<u>また前計画の未実施事業もあるため、地震防災対策特別措置法が平成23年3月に改正され、平成27年度末まで延長されたことから、本県においても平成23年度を初年度とする第4次計画を作成し、地震防災に係る施設等の整備を推進するものとする。</u></p> <p>1. 対象地区 既往地震等を勘案して、県下全域を対象とする。</p>	第4次五箇年計画作成による修正

19	<p>2. <u>五箇年計画の計画年度</u></p> <p>平成<u>18</u>年度から平成<u>22</u>年度までの<u>五箇年</u>とする。</p>	<p>2. <u>計画年度</u></p> <p><u>第4次計画の期間は</u>、平成<u>23</u>年度から平成<u>27</u>年度までの<u>五箇年</u>とする。</p>	
19	<p>3. <u>五箇年計画の対象施設</u></p> <p>地震防災のために緊急に整備する施設等は、次に掲げる施設等のうち主務大臣の定める基準に適合するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>避難地</u> ・ 避難路 ・ 消防用施設 ・ 緊急輸送路を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設 ・ 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設 ・ 公立の小若しくは中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの ・ <u>公立盲学校、ろう学校又は養護学校</u>のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの ・ 砂防設備、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又はため池で必要なもの ・ 防災行政無線設備その他の施設及び設備 	<p>3. <u>対象施設等</u></p> <p>地震防災のために緊急に整備する施設等は、次に掲げる施設等のうち主務大臣の定める基準に適合するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難路 ・ 消防用施設 ・ 緊急輸送路を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設 ・ 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設 ・ <u>公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの</u> ・ <u>公立の幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの</u> ・ 公立の小若しくは中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの ・ <u>公立の特別支援学校</u>のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの ・ 砂防設備、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又はため池で必要なもの ・ 防災行政無線設備その他の施設及び設備 ・ <u>地震発生時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電</u> 	

20	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 防災知識普及計画（県知事公室、教育庁、市町村、関係機関）</p> <p>1. 計画の方針</p> <p><u>地震</u>による災害を最小限に食い止めるためには、県・市町村等防災関係機関による災害対策の推進はもとより、県民一人ひとりが日頃から<u>地震災害</u>についての認識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要である。</p> <p>このため県・市町村等防災関係機関は、自らの職員及び県民に対し、<u>地震災害</u>に関する正しい知識や災害予防・災害応急措置等の防災知識の普及徹底を図り、防災意識の高揚を図るものとする。</p> <p>なお、防災知識の普及は、災害予防・災害応急措置の実施の任にある各機関が、それぞれ普及を要する事項について単独または共同して行うものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p><u>施設その他の施設又は設備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>地震発生時において必要となる非常用食糧、救助資機材等の物資の備蓄倉庫</u> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 防災知識普及計画（県知事公室、<u>県</u>教育庁、市町村、関係機関）</p> <p>1. 計画の方針</p> <p><u>地震・津波</u>による災害を最小限に食い止めるためには、県・市町村等防災関係機関による災害対策の推進はもとより、県民一人ひとりが日頃から<u>地震・津波災害</u>についての認識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要である。</p> <p>このため県・市町村等防災関係機関は、<u>国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針（平成18年4月21日中央防災会議決定）」を踏まえ</u>、自らの職員及び県民に対し、<u>地震・津波災害</u>に関する正しい知識や災害予防・災害応急措置等の防災知識の普及徹底を図り、防災意識の高揚を図るものとする。</p> <p>なお、防災知識の普及は、災害予防・災害応急措置の実施の任にある各機関が、それぞれ普及を要する事項について単独または共同して行うものとする。</p> <p><u>その際には、災害時要援護者への対応や男女双方の視点等に配慮するものとする。</u></p> <p><u>また、県、市町村は、学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、地震・津波災害と防災に関する県民の理解向上に努めるものとする。</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p>
----	--	---	---

20	<p>2. 県及び市町村職員に対する防災教育（県知事公室、市町村）</p> <p><u>地震災害発生時</u>に地域防災計画の実行上の主体となる県及び市町村職員には、<u>震災</u>に関する豊富な知識が必要とされるほか、これらの知識に基づく適切な判断力が求められる。</p> <p>（略）</p>	<p>2. 県及び市町村職員に対する防災教育（県知事公室、市町村）</p> <p><u>地震・津波災害発生時</u>に地域防災計画の実行上の主体となる県及び市町村職員には、<u>地震・津波災害</u>に関する豊富な知識が必要とされるほか、これらの知識に基づく適切な判断力が求められる</p> <p>（略）</p>	表記の整理
20	<p>3. 一般住民に対する防災知識の普及（県知事公室、警察本部、市町村、関係機関）</p> <p>「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本について、一般住民が自覚を持ち、防災意識の<u>高揚を図るため</u>、次により<u>防災知識</u>の普及徹底を図るものとする。</p> <p><u>（新規）</u></p>	<p>3. 一般住民に対する防災知識の普及（県知事公室、警察本部、市町村、関係機関）</p> <p><u>県、市町村は</u>、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本について、一般住民が自覚を持ち、防災意識の<u>高揚が図られるよう</u>、次により<u>地震・津波に関する防災知識</u>の普及徹底を図るものとする。</p> <p><u>特に、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報や避難指示等の意味・内容の啓発活動等を住民等に対して行うものとする。また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。</u></p> <p><u>また、津波に関する想定や予測が不確実であることを踏まえ、住民等が津波発生時に、刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動をとることができるよう、防災教育などを通じて関係主体による危機意識の共有・リスクコミュニケーションに努め、津波想定の数値等の正確な理解の促進を図るものとする。</u></p>	表記の整理 表記の整理 対策の追加
20	<p>（1）普及の内容</p> <p>① 地震及び津波に関する一般的知識</p> <p>② 過去の主な被害事例</p> <p>③ <u>震災対策</u>の現状</p>	<p>（1）普及の内容</p> <p>① 地震及び津波に関する一般的知識</p> <p>② 過去の主な被害事例</p> <p>③ <u>地震・津波災害対策</u>の現状</p>	表記の整理

	<p>④ 平常時の心得（日頃の準備）</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 住宅の点検（住宅の耐震性、ブロック塀補強等） イ 屋内の整理点検（家具転倒防止等） ウ 火災の防止 エ 応急救護 オ 非常食糧・水の準備（2～3日分の備蓄） カ <u>避難地、避難場所、避難路</u>の確認 キ 緊急連絡先の確認 ク <u>（新規）</u> ク 非常持出品の準備 	<p>④ 平常時の心得（日頃の準備）</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 住宅の点検（住宅の耐震性、ブロック塀補強等） イ 屋内の整理点検（家具転倒防止等） ウ 火災の防止 エ 応急救護 オ 非常食糧・水の準備（2～3日分の備蓄） カ <u>緊急避難場所、避難所、避難路</u>の確認 キ 緊急連絡先の確認 ク <u>家族間等による安否の確認方法</u> ク 非常持出品の準備 	<p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p>
21	<p>⑤ 地震発生時の心得</p> <p><u>（新規）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ア 場所別、状況別の心得 イ 出火防止及び初期消火 ウ 避難の心得 エ 自動車運転者のとるべき措置 	<p>⑤ 地震発生時の心得</p> <ul style="list-style-type: none"> ア <u>緊急地震速報を覚知した時の対応行動</u> イ 場所別、状況別の心得 ウ 出火防止及び初期消火 エ 避難の心得 オ 自動車運転者のとるべき措置 	<p>対策の追加</p>
21	<p>(2) 普及の方法</p> <p><u>（新規）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 社会教育を通じての普及（略） ② 広報媒体等による普及（略） ③ 防災訓練における普及 	<p>(2) 普及の方法</p> <p><u>防災知識の普及に当たっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ、疑似体験装置等の活用を努めるものとする。</u></p> <p><u>また、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者への対応や男女双方の視点にも十分配慮するものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 社会教育を通じての普及（略） ② 広報媒体等による普及（略） ③ 防災訓練における普及 	<p>対策の追加</p>

21	<p>一般住民の各種訓練（消火訓練、避難訓練、総合防災訓練等）の積極的な参加を呼びかけ、体験による知識の普及及び技術の向上を図る。</p> <p>4. 学校教育における防災知識の普及（県教育庁、県知事公室）</p> <p>(1) 児童生徒等に対する防災知識の普及</p> <p>学校における防災知識の普及は、安全教育の一環として児童生徒等及び教職員の生命、身体の安全を守るため行うものである。</p> <p>防災知識の普及は、学校行事や学級活動を中心に各教科等教育活動全体を通して行うものであり、その内容や指導の方法については、次の内容を中心に、学校の種別や児童生徒等の発達段階に応じて工夫を行い、実態に即した防災知識の普及を行うものとする。</p> <p>① 災害時の身体の安全確保の方法</p> <p>② <u>災害時の助け合いの重要性</u></p> <p>③ 地震等災害発生のおそしみ</p> <p>④ 防災対策の現状</p> <p>なお、<u>大規模地震</u>が発生した場合において、適切な行動がとれるよう<u>避難訓練の充実に努めるものとする。</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(2) 指導者に対する防災知識の普及 (略)</p> <p>(3) 私立学校等に対する助言・指導 (略)</p>	<p><u>講習会の開催等を通じて、地震・津波災害についての認識を強化し、</u>一般住民の各種訓練（消火訓練、避難訓練、総合防災訓練等）の積極的な参加を呼びかけ、体験による知識の普及及び技術の向上への<u>取組みを継続的に実施する。</u></p> <p>4. 学校教育における防災知識の普及（県教育庁、県知事公室、<u>県総務部</u>）</p> <p>(1) 児童生徒等に対する防災知識の普及</p> <p>学校における防災知識の普及は、安全教育の一環として児童生徒等及び教職員の生命、身体の安全を守るため行うものである。</p> <p>防災知識の普及は、学校行事や学級活動を中心に各教科等教育活動全体を通して行うものであり、その内容や指導の方法については、次の内容を中心に、学校の種別や児童生徒等の発達段階に応じて工夫を行い、実態に即した防災知識の普及を行うものとする。</p> <p>① 災害時の身体の安全確保の方法 <u>(緊急地震速報の対応行動等)</u></p> <p>② <u>災害時の自助、共助、公助の考え方とそれぞれの役割</u></p> <p>③ 地震等災害発生のおそしみ</p> <p>④ 防災対策の現状</p> <p>なお、<u>大規模地震・津波</u>が発生した場合において、適切な行動がとれるよう、<u>住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について防災教育の中に取り入れるとともに、地震・津波災害を想定した避難訓練等を実施するものとする。</u></p> <p><u>また、災害時の保護者への児童の引き渡し方法について、あらかじめ検討を行うものとする。</u></p> <p>(2) 指導者に対する防災知識の普及 (略)</p> <p>(3) 私立学校等に対する助言・指導 (略)</p>	<p>対策の強化</p> <p>関係機関の整理</p> <p>対策の整理</p> <p>対策の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の整備</p> <p>対策の追加</p>
----	--	--	--

22	<p>5. 防災上重要な施設の管理者等の指導（関係機関）</p> <p>県・市町村及び防災関係機関は、防災上重要な施設の管理者に対し、次の内容を中心に<u>防災教育</u>を実施し、その資質の向上を図るものとする。特に出火防止、初期消火、避難誘導等発災時に対処しうる体制の整備を推進するものとする。</p> <p>(1) 避難誘導等防災体制の整備 (2) <u>震災の特性</u>及び過去の主な被害事例 (3) 危険物施設等の位置、構造及び設備の保安管理 (4) 出火防止、初期消火等の任務役割</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>5. 防災上重要な施設の管理者等の指導（関係機関）</p> <p>県・市町村及び防災関係機関は、防災上重要な施設の管理者に対し、次の内容を中心に<u>地震・津波災害に関する防災対策研修等</u>を実施し、その資質の向上を図るものとし、特に出火防止、初期消火、避難誘導等発災時に対処しうる体制の整備を推進するものとする。</p> <p>(1) 避難誘導等防災体制の整備 (2) <u>地震・津波災害の特性</u>及び過去の主な被害事例 (3) 危険物施設等の位置、構造及び設備の保安管理 (4) 出火防止、初期消火等の任務役割</p> <p><u>(5) 防災業務従事者の安全確保</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p>
22	<p>6. 外国人に対する防災知識の普及（県商工観光労働部、市町村） (略)</p>	<p>6. 外国人に対する防災知識の普及（県商工観光労働部、市町村） (略)</p>	
22	<p>7. 防災知識の普及の時期（県知事公室、市町村、関係機関）</p> <p>県、市町村及び<u>各防災機関</u>は、「防災週間」、「防災とボランティア週間」等普及の内容により最も効果のある時期を選んで、適宜防災知識の普及を行うものとする。</p> <p>※ 防災の日：9月1日</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>防災とボランティアの日：1月17日</p>	<p>7. 防災知識の普及の時期（県知事公室、市町村、関係機関）</p> <p>県、市町村及び<u>防災機関</u>は、「防災週間」、「防災とボランティア週間」等普及の内容により最も効果のある時期を選んで、<u>住民に対し地震・津波災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、適宜、防災避難訓練を実施するなど</u>防災知識の普及<u>啓発</u>を行うものとする。</p> <p>※ 防災の日：9月1日</p> <p><u>津波防災の日：11月5日</u></p> <p>防災とボランティアの日：1月17日</p>	<p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p> <p>対策の整理</p>

22	<p>8. 防災相談（関係機関）</p> <p>（略）</p> <p><u>（新規）</u></p>	<p>8. 防災相談（関係機関）</p> <p>（略）</p> <p><u>9. 災害教訓の伝承（県知事公室、市町村、関係機関）</u></p> <p><u>県、市町村等は、過去に起こった地震・津波の大災害の教訓や石碑・モニュメント等の持つ意味を後世に伝えていくよう努めるものとする。</u></p>	<p>対策の追加</p>
23	<p>第2節 自主防災組織育成計画（県知事公室、市町村、関係機関）</p> <p>本計画は、住民の隣保協同の精神と連帯感に基づく防災組織の充実強化を図り、<u>防災意識</u>の高揚及び人命の安全を確保するため、自主防災組織を編成し、<u>地震災害</u>に備えるものである。</p> <p><u>（新規）</u></p>	<p>第2節 自主防災組織育成計画（県知事公室、市町村、関係機関）</p> <p>本計画は、住民の隣保協同の精神と連帯感に基づく防災組織の充実強化を図り、<u>地震・津波に関する防災意識</u>の高揚及び人命の安全を確保するため、自主防災組織を編成し、<u>地震・津波災害</u>に備えるものである。</p> <p><u>自主防災組織の育成に当たっては、いつでもどこでも起こりうる災害による被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が県民運動として防災・減災のための行動をとることを目指して取り組むものとする。</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p>
23	<p>1. 必要性</p> <p>大規模な<u>地震災害</u>が発生した場合、通信・交通の途絶等により防災関係機関の活動能力が著しく低下することが予想される。</p> <p>（略）</p> <p>また、多数の者が利用し、従事する施設または危険物取り扱い事業所等で一定規模以上のものにおいては、<u>大規模地震発生時</u>のパニックの発生などにより被害を増大させる危険性があり、施設従業員からな</p>	<p>1. 必要性</p> <p>大規模な<u>地震・津波災害</u>が発生した場合、通信・交通の途絶等により防災関係機関の活動能力が著しく低下することが予想される。</p> <p>（略）</p> <p>また、多数の者が利用し、従事する施設または危険物取り扱い事業所等で一定規模以上のものにおいては、<u>大規模地震・津波発生時</u>のパニックの発生などにより被害を増大させる危険性があり、<u>防災管理者</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

	<p>る自衛消防組織等の設置が法令で義務付けられているが、法令により義務付けられていない事業所であっても、自主的な防災組織の設置は、被害軽減のため有効である。</p>	<p><u>や</u>施設従業員からなる自衛消防組織等の設置が法令で義務付けられているが、法令により義務付けられていない事業所であっても、自主的な防災組織の設置は、被害軽減のため有効である。</p>	
23	<p>2. 地域住民等の自主防災組織</p> <p>(1) 組織の育成指導及び強化</p> <p>市町村は、市町村地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、その結成を促進するとともに、自主防災組織の育成、強化に関して必要な助言及び指導等を行うものとする。</p> <p>県は、自主防災組織に関する啓発活動、自主防災組織リーダー研修会、優良自主防災組織に対する表彰等を通じて、市町村が行う当該組織結成の取組みに対する支援を行うものとする。</p> <p>また、県及び市町村は、自主防災組織相互間の情報交換及び連携の場として、自主防災組織活動推進協議会を通じ、自主防災組織の資質向上及び活性化を図る<u>ものとする。</u></p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>2. 地域住民等の自主防災組織</p> <p>(1) 組織の育成指導及び強化</p> <p>市町村は、市町村地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、その結成を促進するとともに、自主防災組織の育成、強化に関して必要な助言及び指導等を行うものとする。</p> <p>県は、自主防災組織に関する啓発活動、自主防災組織リーダー研修会、優良自主防災組織に対する表彰等を通じて、市町村が行う当該組織結成の取組みに対する支援を行うものとする。</p> <p>また、県及び市町村は、自主防災組織相互間の情報交換及び連携の場として、自主防災組織活動推進協議会を通じ、自主防災組織の資質向上及び活性化を図る。</p> <p><u>これらの取組みの中では、特に、設立・活動の手引きとなる設立実践マニュアルの配布や活動時に必要な資機材等の整備促進等により組織化を促進するとともに、養成講座等を通じて、自主防災組織の核としての活動が期待される防災リーダーの育成を図り、各地域の地震・津波に関する防災訓練や防災教育等への参加・活用を図る。</u></p>	<p>対策の追加</p>
23	<p>(2) 組織の編成単位 (略)</p> <p>(3) 組織づくり</p> <p>既存の町内会、自治会等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法により組織づくりをするものとする。</p> <p>①～④ (略)</p>	<p>(2) 組織の編成単位 (略)</p> <p>(3) 組織づくり</p> <p>既存の町内会、自治会等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法により組織づくりをするものとする。<u>その際、女性の参画の拡大に努めるものとする</u></p> <p>①～④ (略)</p>	<p>対策の追加</p>

<p>24</p>	<p>(4) 活動計画の制定 (略)</p> <p>(5) 主な活動内容 (略)</p> <p>3. 事業所の自衛消防組織等</p> <p><u>大規模地震発生時</u>には、多数の者が利用・従事し、または危険物を製造・貯蔵する施設・事業所等においては、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により大規模な被害の発生が予想される<u>ため</u>、これらの被害の未然防止・軽減を図るため、施設等の代表者や責任者は、自衛消防組織等を結成し、あらかじめ消防・防災計画を定め、訓練を積み重ねておくものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(1) 事業所に対する指導</p> <p>事業所の自衛消防組織等の設置について、法令に基づき指導する責任を有する関係機関は、所管事業所の指導を徹底するものとする。</p> <p>また、県・市町村・消防機関及び関係機関は、法令により自衛消防組織等の設置が義務付けられていない事業所に対しても、自主的な防災組織の必要性を説き、代表者や責任者の理解・協力を得て、防災組織の育成・強化を図るものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(2) ~ (3) (略)</p>	<p>(4) 活動計画の制定 (略)</p> <p>(5) 主な活動内容 (略)</p> <p>3. 事業所の自衛消防組織等</p> <p><u>大規模地震・津波発生時</u>には、多数の者が利用・従事し、または危険物を製造・貯蔵する施設・事業所等においては、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により大規模な被害の発生が予想される<u>ことから</u>、これらの被害の未然防止・軽減を図るため、施設等の代表者や責任者は、自衛消防組織等を結成し、あらかじめ消防・防災計画を定め、訓練を積み重ねておくものとする。</p> <p><u>また、災害時に事業所の果たすべき役割（従業員・来客者等の安全確保、二次災害の防止、地域貢献等）を十分に認識し、事業所は、大規模災害時に被害を最小限に食い止め、重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、BCPの継続的な運用・見直しを行う事業継続マネジメント（BCM）を構築するよう努めるものとする。</u></p> <p>(1) 事業所に対する指導</p> <p>事業所の自衛消防組織等の設置について、法令に基づき指導する責任を有する関係機関は、所管事業所の指導を徹底するものとする。</p> <p>また、県・市町村・消防機関及び関係機関は、法令により自衛消防組織等の設置が義務付けられていない事業所に対しても、自主的な防災組織の必要性を説き、代表者や責任者の理解・協力を得て、防災組織の育成・強化を図るものとする。</p> <p><u>なお、県及び市町村は、事業所に対して地域コミュニティの一員として、地域の防災訓練等に積極的に参加するよう呼びかけるものとする。</u></p> <p>(2) ~ (3) (略)</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p> <p>対策の追加</p>
-----------	--	---	---

	<p>(4) <u>活動</u> (略)</p> <p>26 第3節 防災訓練計画（県知事公室、市町村、関係機関）</p> <p>県・市町村等防災機関は、地域防災計画、防災業務計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化、住民の防災意識の高揚を図ることを目的に、関係機関の参加と住民その他関係団体の協力を得て、大規模災害を想定した訓練を実施するものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>26 1. 総合防災訓練</p> <p>(1) 目的</p> <p>大規模<u>地震発生時</u>には、家屋倒壊やガケ崩れ等からの救出・救護、二次的に発生する火災や津波からの避難・消火、通信や交通網の寸断等による混乱に対し、各種の対策が同時に要求される。</p> <p>このような、<u>地震災害</u>の特性から、県総合防災訓練は風水害とともに大規模地震を想定した訓練を実施し、防災関係機関の職員の能力向上、防災関係機関相互及び防災関係機関と住民等との連携強化、さらには住民の防災意識の高揚を図るものとする。</p> <p>訓練に当たっては、<u>国からの応援や広域応援を想定した実践的な訓練に努めるものとする。</u></p>	<p>(4) <u>主な活動内容</u> (略)</p> <p>26 第3節 防災訓練計画（県知事公室、<u>県教育庁</u>、市町村、関係機関）</p> <p>県・市町村等防災機関は、地域防災計画、防災業務計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化、住民の防災意識の高揚を図ることを目的に、関係機関の参加と住民その他関係団体の協力を得て、大規模災害を想定した訓練を実施するものとする。</p> <p><u>特に、沿岸部については、津波に対して迅速な退避行動がとれるように津波災害を想定した、住民・自主防災組織等が参加する防災・避難訓練に取り組むものとする。</u></p> <p><u>また、訓練の際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮するとともに男女双方の視点にも配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>26 1. 総合防災訓練</p> <p>(1) 目的</p> <p>大規模<u>地震・津波</u>発生時には、家屋倒壊やガケ崩れ等からの救出・救護、二次的に発生する火災からの避難・消火、通信や交通網の寸断等による混乱に対し、各種の対策が同時に要求される。</p> <p>このような、<u>地震・津波災害</u>の特性から、県総合防災訓練<u>では</u>、風水害とともに大規模地震・津波を想定した訓練を実施し、防災関係機関の職員の能力向上、防災関係機関相互及び防災関係機関と住民等との連携強化、さらには住民の防災意識の高揚を図るものとする。</p> <p>訓練に当たっては、<u>訓練効果が得られるよう、訓練の目的を明確にし、それに応じて地震・津波の規模や被害想定、訓練参加者、使用する機材、実施時間等の訓練環境等について、具体的な設定を行い、参</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>関係機関の整理</p> <p>対策の追加</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p>
--	---	--	---

<p>26</p> <p>(2) 訓練計画 (略)</p> <p>(3) 市町村の総合防災訓練</p> <p>市町村が実施する総合防災訓練も、可能な限り他の防災関係機関や地域住民等の協力を得て、県の総合防災訓練に準じて訓練を実施するものとし、市町村単独実施が困難な場合は近隣市町村と合同での訓練を実施するなど、極力定期的実施するものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>2. 広域防災訓練 (略)</p> <p>3. 県・市町村等防災関係機関の個別防災訓練</p> <p>大規模地震発生時の活動の要となる防災関係機関については、その処理すべき事務又は業務を的確・迅速に処理することが要求されるため、個別に訓練を繰り返し実施する必要がある。</p> <p>このため、県・市町村をはじめとする各防災関係機関は、単独又は共同で次の個別防災訓練を繰り返し実施し、各機関の災害対応能力の向上を図るものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>(1) ~ (9) (略)</p>	<p>加者自身の判断を求められる内容を盛り込むことや国・広域から応援を想定するなど、できるだけ実践的な訓練となるよう努める。</p> <p>また、複数のヘリコプターによる救援、救助活動等を想定した連携訓練を実施するとともに、日頃からヘリ保有機関による連絡会議等を行い、災害時における円滑かつ安全なヘリコプター調整体制の構築に取り組むものとする。</p> <p>(2) 訓練計画 (略)</p> <p>(3) 市町村の総合防災訓練</p> <p>市町村が実施する総合防災訓練は、可能な限り他の防災関係機関や自主防災組織、地域住民等の協力を得て、県の総合防災訓練に準じて計画的に実施するものとする。また市町村単独実施が困難な場合は近隣市町村と合同での訓練実施を図る。</p> <p>なお、県は、防災訓練アドバイザーの派遣等、市町村防災訓練実施の支援を行うものとする。</p> <p>2. 広域防災訓練 (略)</p> <p>3. 県・市町村等防災関係機関の個別防災訓練</p> <p>大規模地震・津波発生時の活動の要となる防災関係機関については、その処理すべき事務又は業務を的確・迅速に処理することが要求されるため、繰り返し訓練を実施する必要がある。</p> <p>このため、県・市町村をはじめとする防災関係機関は、単独又は共同で次の個別防災訓練を繰り返し実施し、各機関の災害対応能力の向上を図るものとする。</p> <p>この場合、初動時の対処訓練や孤立地域対応訓練など具体的な事案を想定するとともに、実働訓練と図上訓練を組み合わせるなど効果的な訓練となるよう工夫を行うものとする。</p> <p>(1) ~ (9) (略)</p>	<p>対策の追加</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p>
---	---	--

27	<p>4. 住民等の訓練</p> <p>大規模<u>地震発生</u>直後においては、地域住民の自主防災組織や事業所の自衛消防組織等による救出・救護、初期消火、避難誘導等の活動に期待することが大きく、これらの防災組織が災害発生時に適切な活動が行えるようにするためには日頃からの訓練の積み重ねが必要である。</p> <p>このため、市町村・消防機関及び関係機関は、これらの防災組織の訓練について必要な助言及び指導を行うものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>4. 住民等の訓練</p> <p>大規模<u>地震・津波発生</u>直後においては、地域住民の自主防災組織や事業所の自衛消防組織等による救出・救護、初期消火、避難誘導等の活動に期待することが大きく、これらの防災組織が災害発生時に適切な活動が行えるようにするためには日頃からの訓練の積み重ねが必要である。</p> <p>このため、市町村・消防機関及び関係機関は、これらの防災組織の訓練について必要な助言及び指導を行うものとする。</p> <p><u>なお、住民等が行う訓練については、自主防災組織のリーダーや地区ごとのリーダーの参加を求め、効率的、実践的な訓練実施に努める。</u></p> <p>5. 学校教育等での訓練</p> <p><u>学校教育や社会教育において、防災教育の積極的な位置づけを行い、地震・津波災害を想定した避難訓練等を実施するものとする。</u></p> <p><u>なお、訓練に当たっては、防災関係機関や家族、自主防災組織、地域住民等の参加が可能となるよう工夫に努める。</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p> <p>対策の追加</p>
27	<p>5. 訓練の時期・場所等</p> <p>(1) 訓練の時期</p> <p>「防災週間」及び「防災とボランティア週間」等<u>訓練を行うのに最も訓練効果のある時期を選んで実施する</u>ものとする。</p> <p>(2) 訓練の場所 (略)</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>6. 訓練の時期・場所等</p> <p>(1) 訓練の時期</p> <p>「防災週間」及び「防災とボランティア週間」等<u>啓発効果を含めて最も訓練効果のある時期を選んで積極的かつ継続的に実施する</u>ものとする。</p> <p>(2) 訓練の場所 (略)</p> <p>(3) 訓練の実施・指導等</p> <p><u>県、市町村は、防災訓練を、昼間・夜間等様々な条件に配慮し、</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>対策の強化</p> <p>対策の追加</p>

	<p><u>(新規)</u></p> <p><u>(3) 住民参加を求める場合の留意事項</u> <u>実地訓練に住民参加を求める場合は、高齢者、障害者、外国人、乳幼児等災害時要援護者に十分な配慮を行うものとする。</u></p> <p><u>(4) 訓練の検証</u> 防炎訓練の実施後は、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努めるものとする。</p>	<p><u>居住地、職場、学校等においてきめ細かく定期的に行うよう努め、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防炎用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。</u></p> <p><u>(4) 訓練の工夫</u> <u>防炎訓練の実施に当たり、県、市町村は、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。</u> <u>なお、津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めることとする。</u></p> <p><u>(5) 訓練実施における災害時要援護者等への配慮</u> <u>防炎訓練を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮するとともに、男女双方の視点にも配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(6) 訓練の検証</u> 防炎訓練の実施後は、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善を行うとともに、<u>次回以降の訓練に反映させるよう</u>に努めるものとする。</p>	<p>対策の追加</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p> <p>対策の強化</p>
29	<p>第4節 地震観測施設等整備計画 (略)</p>	<p>第4節 地震観測施設等整備計画 (略)</p>	
31	<p>第5節 防災業務施設整備計画（関係機関） 本計画は、災害発生時の未然防止及び被害の拡大防止のための水防、消防及び救助に必要な通信施設、各種機材器具等の整備または、推進、並びに防災業務施設の被害の予防を図るものである。 また、<u>地震等</u>が発生し県内外から広域的な応援を受ける場合に、自</p>	<p>第5節 防災業務施設整備計画（関係機関） 本計画は、災害発生時の未然防止及び被害の拡大防止のための水防、消防及び救助に必要な通信施設、各種機材器具等の整備または、推進、並びに防災業務施設の被害の予防を図るものである。 また、<u>地震・津波</u>が発生し県内外から広域的な応援を受ける場合に、</p>	<p>表記の整理</p>

	<p>衛隊、警察、消防を始めとする応援隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点について、確保を図るものである。</p>	<p>自衛隊、警察、消防を始めとする応援隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点について、確保を図るものである。</p>	
31	<p>1. 施設整備計画</p> <p>(1) 防災拠点施設（県知事公室、県総務部、関係各部、警察本部、市町村、消防機関）</p> <p>県・市町村庁舎、県出先機関、消防本部・署、警察署等は、災害対策の重要な拠点となるため、庁舎、通信設備、非常用電源設備等を定期的に点検し、機能の維持・管理を行うとともに、必要に応じ機能の充実強化を図るものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>1. 施設整備計画</p> <p>(1) 防災拠点施設（県知事公室、県総務部、関係各部、警察本部、市町村、消防機関）</p> <p>県・市町村庁舎、県出先機関、消防本部・署、警察署等は、災害対策の重要な拠点となるため、庁舎、通信設備、非常用電源設備等を定期的に点検し、機能の維持・管理を行うとともに、必要に応じ施設や機能の充実強化を図るものとする。</p> <p><u>なお、防災行政無線等通信手段の機能強化、非常用電源設備等の浸水対策等の停電対策を図るとともに、燃料の備蓄・調達体制に配慮しておくものとする。</u></p>	<p>対策の追加</p> <p>対策の追加</p>
31	<p>① 県庁舎（県総務部）（略）</p> <p>② 防災センター（県知事公室）</p> <p>大規模地震等の災害の発生に当たって、機動的かつ効率的な体制の確立を図ることは極めて重要である。このため、情報の伝達収集に関する総合的な防災情報システムを構築するとともに、情報連絡室、災害対策本部室等、災害予防及び災害応急活動の中核拠点として、防災センターを整備している。</p>	<p>① 県庁舎（県総務部）（略）</p> <p>② 防災センター（県知事公室）</p> <p>大規模地震・津波の災害の発生に当たって、機動的かつ効率的な体制を確立するため、情報の伝達収集に関する総合的な防災情報システム及び防災行政無線を整備するとともに、情報連絡室、災害対策本部室等、災害予防及び災害応急活動の中核拠点となる防災センターの充実強化を図るものとする。</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の強化</p>
31	<p>③ 出先機関施設整備計画（略）</p> <p>④ 市町村庁舎施設整備計画（市町村）</p> <p>市町村庁舎（出先機関も含む）は、地域における災害応急対策及び復旧対策の拠点となる施設であり、大規模地震発生時の機能の確保を図ることが重要である。このため、耐震性及び耐火性の確保に努めるとともに、庁舎及び設備等の管理者は、地震発生直</p>	<p>③ 出先機関施設整備計画（略）</p> <p>④ 市町村庁舎施設整備計画（市町村）</p> <p>市町村庁舎（出先機関も含む）は、地域における災害応急対策及び復旧対策の拠点となる施設であり、大規模地震・津波発生時の機能の確保を図ることが重要である。このため、耐震性及び耐火性の確保に努めるとともに、庁舎及び設備等の管理者は、地震</p>	<p>表記の整理</p> <p>対策の整理</p>

	<p>後の点検及び応急復旧について平時から体制等の整備をしておくものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>⑤ 消防本部・署施設整備計画（消防機関）（略）</p> <p>⑥ 警察施設整備計画（警察本部）</p> <p>警察は、次の基本的な考え方に従い、警察施設の耐震性、耐火性等の確保に努めるものとする。</p> <p>ア 災害発生時に災害応急対策の拠点となる警察施設については、その重要度を考慮し、耐震性、耐火性の強化に努める。</p> <p>イ 警察本部等の警察の中核施設が破損した場合に、特に指揮機能及び通信機能を確保するため、耐震性及び耐火生があり、かつ、液状化の起こりにくい地域に所在する建物を選定して、警察本部等の代替施設としての整備を図る。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>発生直後の点検及び応急復旧について平時から体制等の整備をしておくものとする。</p> <p><u>また、災害発生時の被災者の円滑な救出・救助活動等に支障が生じないように、住民情報等の保管場所や保管媒体を複数確保するなどバックアップ体制を整備するものとする。</u></p> <p>⑤ 消防本部・署施設整備計画（消防機関）（略）</p> <p>⑥ 警察施設整備計画（警察本部）</p> <p>警察は、次の基本的な考え方に従い、警察施設の耐震性、耐火性等の確保に努めるものとする。</p> <p>ア 災害発生時に災害応急対策の拠点となる警察施設については、その重要度を考慮し、耐震性、耐火性の強化に努める。</p> <p>イ 警察本部等の警察の中核施設が破損した場合に、特に指揮機能及び通信機能を確保するため、耐震性及び耐火生があり、かつ、液状化の起こりにくい地域に所在する建物を選定して、警察本部等の代替施設としての整備を図る。</p> <p><u>なお、海拔の低い所に所在する警察署の庁舎を管理する警察署長は、通信機器の機能を維持するため、津波、高潮等に備えて同機器を同庁舎の最上階へ移設するなどの整備を図る。</u></p> <p><u>ウ ライフラインの途絶に対応するため、警察本部、隣接警察署等と連携し電源機能の確保に向けた燃料の備蓄について検討を進める。</u></p> <p><u>エ 大規模災害発生時における被留置者の避難及び解放に備え、熊本県警察の被留置者の留置に関する訓令（昭和53年熊本県警察本部訓令甲第6号）第62条に規定する非常計画書について署員に周知徹底を図る。</u></p> <p><u>オ 警察業務に支障が生じないように、複数の施設に警察情報の</u></p>	<p>対策の追加</p> <p>対策の追加</p> <p>対策の追加</p> <p>対策の追加</p>
32	<p><u>(新規)</u></p>	<p><u>ウ ライフラインの途絶に対応するため、警察本部、隣接警察署等と連携し電源機能の確保に向けた燃料の備蓄について検討を進める。</u></p>	<p>対策の追加</p>
32	<p><u>(新規)</u></p>	<p><u>エ 大規模災害発生時における被留置者の避難及び解放に備え、熊本県警察の被留置者の留置に関する訓令（昭和53年熊本県警察本部訓令甲第6号）第62条に規定する非常計画書について署員に周知徹底を図る。</u></p>	<p>対策の追加</p>
32	<p><u>(新規)</u></p>	<p><u>オ 警察業務に支障が生じないように、複数の施設に警察情報の</u></p>	<p>対策の追加</p>

32	<p>県警察無線は、警察本部、各警察署に設置した無線情報設備であり、次によりその設備を図ることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害情報を迅速かつ的確に収集するため、無線機の増設を図る。 ・ 災害情報を迅速かつ的確に伝達するため、衛星地球局等の通信施設の整備を図る。 ・ 通信の信頼性を確保するため、通信施設の耐震性の向上を図る。 	<p><u>バックアップ体制の整備を図る。</u></p> <p><u>カ</u> 県警察無線は、警察本部、各警察署に設置した無線情報設備であり、次によりその設備を図ることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害情報を迅速かつ的確に収集するため、無線機の増設を図る。 ・ 災害情報を迅速かつ的確に伝達するため、衛星地球局等の通信施設の整備を図る。 ・ 通信の信頼性を確保するため、通信施設の耐震性の向上を図る。 	表記の整理
32	<p>2. 防災活動拠点の確保 (略)</p> <p>(1) 広域防災活動拠点の指定</p> <p>① 災害想定規模：<u>広域の市町村及ぶ大規模な災害（大規模な地震や風水害等）</u></p> <p>② 応援規模： 県外からの応援</p> <p>③ 役割： 広域、全県的な活動拠点</p> <p>④ 拠点数： 県内に数箇所程度</p> <p>⑤ 指定の状況</p>	<p>2. 防災活動拠点の確保 (略)</p> <p>(1) 広域防災活動拠点の指定</p> <p>① 災害想定規模：<u>広域の市町村に及ぶ大規模な地震・津波災害</u></p> <p>② 応援規模： 県外からの応援</p> <p>③ 役割： 広域、全県的な活動拠点</p> <p>④ 拠点数： 県内に数箇所程度</p> <p>⑤ 指定の状況</p>	表記の整理
33	<p>第6節 災害備蓄物資・資機材整備計画（県健康福祉部、九州農政局食糧部、日本赤十字社熊本県支部、九州森林管理局、関係機関）</p>	<p>第6節 災害備蓄物資・資機材整備計画（<u>県知事公室、県健康福祉部、九州農政局食糧部、日本赤十字社熊本県支部、九州森林管理局、関係機関</u>）</p>	関係機関の整理
33	<p>1. 食糧の備蓄（県健康福祉部、九州農政局<u>食糧部</u>） (略)</p>	<p>1. 食糧の備蓄（県健康福祉部、九州農政局<u>生産部</u>） (略)</p>	組織再編等
33	<p>2. 衣料等の備蓄（県健康福祉部、日本赤十字社熊本県支部） (略)</p> <p>(1) 県における<u>備蓄及び点検等</u></p>	<p>2. 衣料等の備蓄（県健康福祉部、日本赤十字社熊本県支部） (略)</p> <p>(1) 県における<u>備蓄</u></p>	表記の整理

	<p><u>① 衣料、生活必需品等備蓄計画</u></p> <p>県における<u>衣料等</u>の備蓄物資の在庫場所、物資名及び数量は、別冊資料編第 <u>12-3</u> のとおりである。</p> <p><u>② 備蓄物資の点検及び整備</u></p> <p><u>災害対策基本法第 49 条及び災害救助法第 22 条の規定に基づき、災害予防の観点から災害救助の万全を期するため、県は毎年度当初に、災害応急救助のために必要な備蓄物資についての点検及び整備を実施するものとする。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p> <p>県における<u>衣料、生活必需品等</u>の備蓄物資の在庫場所、物資名及び数量は、別冊資料編第 <u>12-2(1)</u> のとおりである。</p> <p><u>(削除)</u> * 「<u>3. 備蓄物資の点検及び整備</u>」へ移動</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
34	<p>(2) 日赤県支部における備蓄</p> <p>日本赤十字社熊本県支部において所管している備蓄救援物資の種類及び数量は、別冊資料編<u>12-3</u> のとおりである。</p> <p><u>(新規)</u> * 「<u>②備蓄物資の点検及び整備</u>」から移動</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>(2) 日赤県支部における備蓄</p> <p>日本赤十字社熊本県支部において所管している備蓄救援物資の種類及び数量は、別冊資料編第 <u>12-2(2)</u> のとおりである。</p> <p><u>3. 備蓄物資の点検及び整備 (県健康福祉部)</u></p> <p><u>災害対策基本法第 49 条及び災害救助法第 22 条の規定に基づき、災害予防の観点から災害救助の万全を期するため、県は毎年度当初に、災害応急救助のために必要な備蓄物資についての点検及び整備を実施するものとする。</u></p> <p><u>なお、大規模な地震・津波災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないことが予測されるため、物資の性質及び地域要因等を考慮し、分散備蓄に配慮するとともに、備蓄物資の整備・充実に努めるものとする。</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p>
34	<p><u>3. 食料・生活必需品に関する供給方針 (県総務部、関係各部)</u></p> <p>地震発生時に<u>食料</u>・生活必需品の供給を確保するため、現在の備蓄のほか、<u>小売業者等との供給協定の締結により、食料・生活必需品の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>4. 食糧・生活必需品に関する供給方針 (県知事公室、関係各部)</u></p> <p>地震発生時に<u>食糧</u>・生活必需品の供給を確保するため、現在の備蓄のほか、<u>流通備蓄 (小売業者等との供給協定の締結) や市町村の備蓄等も活用するなど、食糧・生活必需品の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>関係機関の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の強化</p>

34	<p>4. 災害復旧用材の供給（九州森林管理局）</p> <p>森林管理局長又は森林管理署長は、災害時において、県知事等から災害復旧用材の供給、被災地における木材の需給安定等について要請があった場合、その必要があると認めるときは、国有林材の供給の促進、<u>輸送販売の実施</u>、木材関係団体等への要請に努め、災害救助及び災害復旧の実施に協力するものとされている。</p> <p>5. 災害用装備資機材の整備充実（略）</p>	<p>5. 災害復旧用材の供給（九州森林管理局）</p> <p>森林管理局長又は森林管理署長は、災害時において、県知事等から災害復旧用材の供給、被災地における木材の需給安定等について要請があった場合、その必要があると認めるときは、国有林材の供給の促進、木材関係団体等への要請に努め、災害救助及び災害復旧の実施に協力するものとされている。</p> <p>6. 災害用装備資機材の整備充実（略）</p>	対策の整理
35	<p><u>（新規）</u></p>	<p>7. 燃料備蓄（県知事公室、関係機関）</p> <p><u>県、市町村、関係機関は、支援物資供給、救急医療、道路・港湾等ライフラインの復旧等に必要な燃料について、備蓄方法の検討に取り組むものとする。</u></p> <p><u>なお、石油関係団体と協定を締結するなど、災害時の円滑な燃料供給体制の構築に努めるものとする。</u></p>	対策の追加
36	<p>第7節 水害・土砂災害予防計画（県農林水産部、土木部、九州森林管理局）</p> <p>1. 治山対策（県農林水産部、九州森林管理局）（略）</p> <p>2. 治水対策（県土木部）（略）</p> <p>3. 重要水防施設・箇所の点検監視（県土木部、県農林水産部）</p> <p>水門、樋門、護岸等の水防施設に対しては、通常から点検を行っているところであるが、その中で耐震補強が必要とされる施設については、その重要度及び緊急性を考慮して順次耐震性の向上を図るものとする。</p> <p><u>（新規）</u></p>	<p>第7節 水害・土砂災害予防計画（県農林水産部、<u>県</u>土木部、九州森林管理局）</p> <p>1. 治山対策（県農林水産部、九州森林管理局）（略）</p> <p>2. 治水対策（県土木部）（略）</p> <p>3. 重要水防施設・箇所の点検監視等（県土木部、県農林水産部）</p> <p>水門、樋門、護岸等の水防施設に対しては、通常から点検を行っているところであるが、その中で耐震補強が必要とされる施設については、その重要度及び緊急性を考慮して順次耐震性の向上を図るものとする。</p> <p><u>また、行政職員、消防団員など防災業務に従事する者の安全確保の観点等から、水門、陸閘等のうち必要なものについては、自動化・遠</u></p>	表記の整理 対策の追加

	4. 土砂災害対策（県土木部） （略）	<u>隔操作化等の整備を順次進めるものとする。</u>	
39	第8節 <u>津波災害予防</u> 計画（県土木部、県農林水産部、県知事公室）	第8節 <u>海岸対策</u> 計画（県土木部、県農林水産部、県知事公室、 <u>市町</u> ）	対策の整理、
39	1. 海岸対策（県土木部、県農林水産部） （1）海岸概況（略） （2）海岸保全施設（略） （3）海岸保全施設の改良補強計画 海岸保全施設は、国土の保全はもとより、県民の生命、財産を守る根幹であり、従来から海岸保全施設の整備を推進してきたところであるが、 <u>阪神淡路大震災</u> の教訓を踏まえ、施設の地震津波に <u>対し</u> 、危険性を調査し、危険度が高いと判断される地区については、耐震性の必要性を考慮しながら順次整備を図っていくものとする。 <u>（新規）</u>	1. 海岸対策（県土木部、県農林水産部、 <u>市町</u> 、 <u>関係機関</u> ） （1）海岸概況（略） （2）海岸保全施設（略） （3）海岸保全施設の改良補強計画 海岸保全施設は、国土の保全はもとより、県民の生命、財産を守る根幹であり、従来から海岸保全施設の整備を推進してきたところであるが、 <u>阪神・淡路大震災及び東日本大震災</u> の教訓を踏まえ、施設の地震津波に <u>対する</u> 危険性を調査し、危険度が高いと判断される地区については、耐震性の必要性を考慮しながら順次整備を図っていくものとする。 <u>また、整備に当たっては、行政職員、消防団員など、防災業務に従事する者の安全確保の観点等から、水門、陸閘等のうち必要なものについては、自動化・遠隔操作等の整備を順次進めるものとする。</u>	関係機関の整理 表記の整理 対策の追加
39	2. 海面監視（県知事公室、県農林水産部、市町） （1）海面監視体制の整備 地震発生後、近距離を震源とする地震では <u>津波予警報</u> や避難指示等の情報伝達が間に合わないことが考えられる。このため、沿岸の市町にあっては、海岸付近で震度4以上の <u>地震</u> を感じた場合又は津波警報や津波注意報が発表された場合、直ちに海面監視を行えるよう、あらかじめ海面監視場所の設定、監視担当者の選任等海面監視体制の整備に	2. 海面監視（県知事公室、県農林水産部、市町） （1）海面監視体制の整備 地震発生後、近距離を震源とする地震では <u>津波警報等</u> や避難指示等の情報伝達が間に合わないことが考えられる。このため、沿岸の市町にあっては、海岸付近で震度4以上の <u>揺れ</u> を感じた場合又は津波警報や津波注意報が発表された場合、直ちに海面監視を行えるよう、あらかじめ海面監視場所の設定、監視担当者の選任等 <u>海面監視者の安全を考</u>	表記の整理 表記の整理 対策の追加

	<p>努めるものとする。</p> <p>また、沖合に出ている漁船には漁業無線局を通じ、海面の変動を通報するよう呼びかけるものとする。</p>	<p><u>慮した</u>海面監視体制の整備に努めるものとする。</p> <p>また、沖合に出ている漁船には漁業無線局を通じ、海面の変動を通報するよう呼びかけるものとする。</p>	
39	<p>(2) 情報伝達体制の確立</p> <p>沿岸の市町は、住民等に対して津波に関する情報を伝達する手段として、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の活用とともに、防災行政無線の整備促進、サイレン、半鐘、コミュニティFM、<u>メール等</u>複数の伝達手段を確保<u>するものとする。</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>また、</u>津波に対して迅速な退避行動がとれるよう、住民に対して避難経路、避難場所の周知をしておくものとする。</p> <p>なお、漁港内の漁船等に対しては、素早く港外に避難するよう漁業無線局から呼びかけるものとする。</p>	<p>(2) 情報伝達体制の確立</p> <p><u>県、</u>沿岸の市町は、住民等に対して津波に関する情報を伝達する手段として、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の活用とともに、防災行政無線の整備促進、サイレン、半鐘、コミュニティFM、<u>携帯電話への一斉メール（防災情報メールサービス、緊急速報メール等）</u>等複数の伝達手段を確保<u>し、多重化、多様化を図るものとする。</u></p> <p><u>情報伝達の際は、高齢者、障がい者、外国人、児童等の災害時要援護者や一時滞在者等に配慮するものとする。</u></p> <p><u>また、強い揺れを伴わないいわゆる「津波地震」や「遠地地震」に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令の伝達体制を整えるものとする。</u></p> <p><u>なお、</u>津波に対して迅速な退避行動がとれるよう、住民に対して避難経路、避難場所の周知をしておくものとする。</p> <p>漁港内の漁船等に対しては、素早く港外に避難するよう漁業無線局から呼びかけるものとする。</p>	<p>関係機関の追加</p> <p>対策の強化</p> <p>対策の追加</p> <p>対策の追加</p>
40	<p>第9節 火災予防計画（県総務部、土木部、消防機関）</p> <p>（略）</p>	<p>第9節 火災予防計画（県総務部、<u>県</u>土木部、消防機関）</p> <p>（略）</p>	<p>表記の整理</p>
42	<p>第10節 危険物等災害予防計画（県総務部、市町村、消防機関、関係機関）</p> <p>危険物施設等は、取り扱う物質の性質上、<u>大規模地震発生時</u>におい</p>	<p>第10節 危険物等災害予防計画（県総務部、市町村、消防機関、関係機関）</p> <p>危険物施設等は、取り扱う物質の性質上、<u>大規模地震・津波発生時</u></p>	<p>表記の整理</p>

	<p>て、火災が発生した場合には、燃焼の速さ等から周囲に及ぼす影響が非常に大きく、多大の被害を生じるおそれがある。</p> <p>地震に伴う危険物、高圧ガス、火薬類等による人命、建築物等の災害を予防するため、施設の整備その他の対策を講じる必要がある。</p> <p>1. 危険物に係る予防対策</p> <p>市町村及び消防機関は、消防法及び関係法令に基づき、次のとおり危険物施設の所有者、管理者等への指導を行うものとする。消防機関にあつては、立入検査等の機会を利用して、危険物施設における防災対策を指導するものとする。</p> <p>また、危険物施設の所有者、管理者は、災害対策に万全を期するよう努めなければならない。</p> <p>① 施設の耐震化の推進</p> <p>② 地震に関する防災教育、防災訓練の実施</p> <p>③ 自主防災体制の確立</p> <p>④ 防災資機材の整備</p>	<p>において、火災が発生した場合には、燃焼の速さ等から周囲に及ぼす影響が非常に大きく、多大の被害を生じるおそれがある。</p> <p>地震・津波に伴う危険物、高圧ガス、火薬類等による人命、建築物等の災害を予防するため、施設の整備その他の対策を講じる必要がある。</p> <p>1. 危険物に係る予防対策</p> <p>市町村及び消防機関は、消防法及び関係法令に基づき、次のとおり危険物施設の所有者、管理者等への指導を行うものとする。消防機関にあつては、立入検査等の機会を利用して、危険物施設における防災対策を指導するものとする。</p> <p>また、危険物施設の所有者、管理者は、災害対策に万全を期するよう努めなければならない。</p> <p>① 施設の耐震化の推進</p> <p>② 地震・津波に関する防災教育、防災訓練の実施</p> <p>③ 自主防災体制の確立</p> <p>④ 防災資機材の整備</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
42	<p>2. 高圧ガス設備等の予防対策</p> <p>県は、大規模地震に対して高圧ガス設備及び液化石油ガス消費設備等の安全性を確保するため、次の対策について指導するものとする。</p> <p>また、高圧ガスの所有者、管理者等は、災害対策に万全を期するよう努めなければならない。</p> <p>① 高圧ガス設備等の耐震化の推進</p> <p>② 地震に関する防災教育、防災訓練の実施</p>	<p>2. 高圧ガス設備等の予防対策</p> <p>県は、大規模地震・津波に対して高圧ガス設備及び液化石油ガス消費設備等の安全性を確保するため、次の対策について指導するものとする。</p> <p>また、高圧ガスの所有者、管理者等は、災害対策に万全を期するよう努めなければならない。</p> <p>① 高圧ガス設備等の耐震化の推進</p> <p>② 地震・津波に関する防災教育、防災訓練の実施</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

	<p>③ <u>地震時</u>の応急体制の整備</p> <p>④ 防災資機材の整備</p> <p>3. 火薬類に係る予防対策</p> <p>県は、<u>大規模地震</u>に対して火薬類製造事業所、販売所及び貯蔵所（「製造事業所等」）の安全性を確保するため、次の対策について指導するものとする。</p> <p>また、製造事業所等の所有者、管理者等は、災害対策に万全を期するよう努めなければならない。</p> <p>① 製造事業所等の耐震化の推進</p> <p>② <u>地震</u>に関する防災教育、防災訓練の実施</p> <p>③ <u>地震時</u>の応急体制の整備</p> <p>④ 防災資機材の整備</p>	<p>③ <u>地震・津波時</u>の応急体制の整備</p> <p>④ 防災資機材の整備</p> <p>3. 火薬類に係る予防対策</p> <p>県は、<u>大規模地震・津波</u>に対して火薬類製造事業所、販売所及び貯蔵所（「製造事業所等」）の安全性を確保するため、次の対策について指導するものとする。</p> <p>また、製造事業所等の所有者、管理者等は、災害対策に万全を期するよう努めなければならない。</p> <p>① 製造事業所等の耐震化の推進</p> <p>② <u>地震・津波</u>に関する防災教育、防災訓練の実施</p> <p>③ <u>地震・津波時</u>の応急体制の整備</p> <p>④ 防災資機材の整備</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
43	<p>第11節 建築物等災害予防計画（県土木部）</p> <p><u>地震</u>による建築物の倒壊等の被害から県民の生命、身体及び財産を保護するために、建築物の耐震改修の促進のための措置を講じるなど、建築物の<u>地震</u>に対する安全性の向上を図る必要がある。</p>	<p>第11節 建築物等災害予防計画（<u>県知事公室、県土木部、市町村、関係機関</u>）</p> <p><u>地震・津波</u>による建築物の倒壊等の被害から県民の生命、身体及び財産を保護するために、建築物の耐震改修の促進のための措置を講じるなど、建築物の<u>地震・津波</u>に対する安全性の向上を図る必要がある。</p> <p><u>特に、県、市町村等の防災拠点施設については、地震・津波発生後の円滑な救出、救助等の確保に資するため、当施設の計画的、着実な耐震化に取り組むものとする。</u></p>	<p>関係機関の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の強化</p>
44	<p>第12節 公共施設等災害予防計画（県土木部、九州地方整備局、県農林水産部、県企業局、県健康福祉部、警察本部、県教育庁、県総務部、市町村）</p>	<p>第12節 公共施設等災害予防計画（県土木部、九州地方整備局、県農林水産部、県企業局、県健康福祉部、警察本部、県教育庁、県総務部、市町村）</p>	

45	<p>1. 道路・橋梁（県土木部、九州地方整備局）（略）</p> <p>2. 河川、砂防、港湾・海岸、漁港（県土木部、県農林水産部、九州地方整備局）</p> <p>（1）河川（略）</p> <p>（2）砂防（略）</p> <p>（3）港湾</p> <p>港湾施設は、人流、物流の拠点として、地域の生活と産業活動に深く係わり、重要な役割を果たしており、国土交通省令で定める基準に従い、地震発生の地域的危険度、構造物の重要度及び地盤を考慮して、通常の地震に耐えられるよう整備する。</p> <p>また、近年<u>多発する大規模地震</u>に鑑み、通常の地震ばかりでなく<u>大規模地震発生時</u>においても、緊急物資及び避難者の輸送を行い、さらに被災した港湾施設が復旧するまでの間、港湾施設が麻痺することを避け、背後地域の経済活動を維持する機能を発揮することが求められている。緊急輸送道路ネットワーク計画には19港湾が防災拠点として位置付けられている。このうち、県内の人口集積度及び地域性等を考慮し、熊本港、八代港、本渡港については、適宜耐震性の点検を行うとともに、優先的に耐震性強化岸壁の整備を進めるものとする。</p> <p>さらに本県の港湾は軟弱地盤上に築造されているものが多いため、適宜液状化の可能性の点検を行うとともに、必要に応じてその対策を進めるものとする。</p> <p>（4）海岸（略）</p> <p>（5）漁港（略）</p> <p><u>（新規）</u></p>	<p>1. 道路・橋梁（県土木部、九州地方整備局）（略）</p> <p>2. 河川、砂防、港湾・海岸、漁港（県土木部、県農林水産部、九州地方整備局）</p> <p>（1）河川（略）</p> <p>（2）砂防（略）</p> <p>（3）港湾</p> <p>港湾施設は、人流、物流の拠点として、地域の生活と産業活動に深く係わり、重要な役割を果たしており、国土交通省令で定める基準に従い、地震発生の地域的危険度、構造物の重要度及び地盤を考慮して、通常の地震に耐えられるよう整備する。</p> <p>また、近年<u>発生する大規模地震・津波</u>に鑑み、通常の地震ばかりでなく<u>大規模地震・津波発生時</u>においても、緊急物資及び避難者の輸送を行い、さらに被災した港湾施設が復旧するまでの間、港湾施設が麻痺することを避け、背後地域の経済活動を維持する機能を発揮することが求められている。緊急輸送道路ネットワーク計画には19港湾が防災拠点として位置付けられている。このうち、県内の人口集積度及び地域性等を考慮し、熊本港、八代港、本渡港については、適宜耐震性の点検を行うとともに、優先的に耐震性強化岸壁の整備を進めるものとする。</p> <p>さらに本県の港湾は軟弱地盤上に築造されているものが多いため、適宜液状化の可能性の点検を行うとともに、必要に応じてその対策を進めるものとする。</p> <p>（4）海岸（略）</p> <p>（5）漁港（略）</p> <p><u>上述の海岸保全施設等の整備に当たっては、行政職員、消防団員など防災業務に従事する者の安全確保の観点等から、水門、陸閘等の自</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p>
----	---	--	---------------------------

<p>45</p>	<p>3. 下水道（県土木部）</p> <p>下水道は、し尿・家庭雑排水を処理浄化することにより生活環境を改善し、また河川等の公共用水域の水質保全を図るとともに、雨水の排除による浸水の防除や資源の有効利用をするなどその役割は多方面にわたっている。大規模地震時にその機能が麻痺した場合、市民生活に与える影響は極めて大きいため、地震に対して必要な対策を講じるものとする。</p> <p>(1) 対象施設</p> <p>① 管きよ</p> <p>軟弱地盤や埋立地、造成地、地盤特性の急変する箇所、液状化の恐れのある地盤等において、当該管きよの重要度や地盤条件等を勘案したうえ、適切な管種や可とう性継ぎ手等の材料を選択し、耐震性の向上を図る。また、必要に応じて地盤改良等による基礎地盤の安定化や管路施設の浮き上がり防止対策等の措置を講じるものとする。</p> <p>② 処理場、ポンプ場</p> <p>基本的考え方として、阪神淡路大震災相当の大規模地震に対する安全性の照査を実施するものとし、地震の側方流動を考慮し、鋼管杭、連続地中壁等側方流動の影響を抑止若しくは軽減する対策を講じるものとする。</p> <p>配管類の継手は、液状化に伴う沈下量を考慮した伸縮継手を用いることとする。</p> <p>(2) システムとしての対策 (略)</p>	<p><u>動化・遠隔操作化等のうち必要なものについて整備を順次進めるものとする。</u></p> <p>3. 下水道（県土木部、<u>市町村</u>）</p> <p>下水道は、し尿・家庭雑排水を処理浄化することにより生活環境を改善し、また河川等の公共用水域の水質保全を図るとともに、雨水の排除による浸水の防除や資源の有効利用をするなどその役割は多方面にわたっている。大規模地震・津波時にその機能が麻痺した場合、市民生活に与える影響は極めて大きいため、地震・津波に対して必要な対策を講じるものとする。</p> <p>(1) 対象施設</p> <p>① 管きよ</p> <p>軟弱地盤や埋立地、造成地、地盤特性の急変する箇所、液状化の恐れのある地盤等において、当該管きよの重要度や地盤条件等を勘案したうえ、適切な管種や可とう性継ぎ手等の材料を選択し、耐震性の向上を図る。また、必要に応じて地盤改良等による基礎地盤の安定化や管路施設の浮き上がり防止対策等の措置を講じるものとする。</p> <p>② 処理場、ポンプ場</p> <p>基本的考え方として、阪神・淡路大震災や東日本大震災相当の大規模地震・津波に対する安全性の照査を実施するものとし、地震の側方流動を考慮し、鋼管杭、連続地中壁等側方流動の影響を抑止若しくは軽減する対策を講じるものとする。</p> <p>配管類の継手は、液状化に伴う沈下量を考慮した伸縮継手を用いることとする。</p> <p>(2) システムとしての対策 (略)</p>	<p>関係機関の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
-----------	--	--	---

46	<p>4. 公営企業関係施設（県企業局）</p> <p>(2) 工業用水道施設関係施設</p> <p>① ダム（略）</p> <p>② 工業用水道施設</p> <p>県企業局では3つの工業用水道を経営しており、臨海工業地帯等に立地する企業に対して工業用水を供給している。</p> <p>工業用水道施設は、土木・建築構造物、管路及び電気・機械設備関係に大別されるが、管路については、地震による被害が周辺住民に与える影響を考慮し、施設の巡視点検及び耐震化を計画的に実施し、耐震性の確保に努めるものとする。</p> <p>(3) 有料駐車場関係施設</p> <p>大規模地震発生時に来場者への被害を避けるため、耐震性の確保に努めるものとする。</p>	<p>4. 公営企業関係施設（県企業局）</p> <p>(2) 工業用水道施設関係施設</p> <p>① ダム（略）</p> <p>② 工業用水道施設</p> <p>県企業局では3つの工業用水道を経営しており、臨海工業地帯等に立地する企業に対して工業用水を供給している。</p> <p>工業用水道施設は、土木・建築構造物、管路及び電気・機械設備関係に大別されるが、管路が、地震・津波による被害を受けた場合の周辺住民に与える影響を考慮し、施設の巡視点検及び耐震化を計画的に実施し、耐震性の確保に努めるものとする。</p> <p>(3) 有料駐車場関係施設</p> <p>大規模地震・津波発生時に来場者への被害を避けるため、耐震性の確保に努めるものとする。</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
47	<p>5. 社会福祉施設（県健康福祉部）</p> <p>（略）</p>	<p>5. 社会福祉施設（県健康福祉部）</p> <p>（略）</p>	
47	<p>6. 医療施設（県健康福祉部）</p> <p>（略）</p>	<p>6. 医療施設（県健康福祉部）</p> <p>（略）</p>	
47	<p>7. 交通安全施設の防災機能の強化（警察本部）</p> <p>（略）</p>	<p>7. 交通安全施設の防災機能の強化（警察本部）</p> <p>（略）</p>	
47	<p>8. 学校施設（県教育庁、総務部、市町村）</p> <p>（略）</p>	<p>8. 学校施設（県教育庁、県総務部、市町村）</p> <p>（略）</p>	
48	<p>第13節 給水確保計画（県環境生活部、市町村）</p> <p>（略）</p>	<p>第13節 給水確保計画（県環境生活部、市町村）</p> <p>（略）</p>	

49	第14節 通信施設災害予防計画（NTT西日本熊本支店） （略）	第14節 通信施設災害予防計画（NTT西日本熊本支店） （略）	
50	第15節 電力施設災害予防計画（九州電力熊本支店） （略）	第15節 電力施設災害予防計画（九州電力熊本支社） （略）	組織変更等
51	第16節 都市ガス施設災害予防計画（西部ガス熊本支社） （略）	第16節 都市ガス施設災害予防計画（西部ガス熊本支社） （略）	
53	第17節 鉄道施設災害予防計画（JR九州熊本支社） （略）	第17節 鉄道施設災害予防計画（JR九州熊本支社） （略）	
54	第18節 海上災害予防計画（熊本海上保安部、関係機関） （略） 1～2. （略） 3. 海上防災講習会等の啓発活動 熊本海上保安部は、船舶代理店、漁協、石油会社、関係官庁等で構成されている排出油防除協議会関係者、タンカーバース管理者等に対し、海上防災思想の普及、海上安全防災対策に関する指導、育成を図ることとする。 （1）排出油防除協議会関係者に対しては、定例会議等を利用して海上防災対策に関する指導を行うこととする。 （2）～（3） （略） 4～5 （略）	第18節 海上災害予防計画（熊本海上保安部、関係機関） （略） 1～2. （略） 3. 海上防災講習会等の啓発活動 熊本海上保安部は、船舶代理店、漁協、石油会社、関係官庁等で構成されている排出油等防除協議会関係者、タンカーバース管理者等に対し、海上防災思想の普及、海上安全防災対策に関する指導、育成を図ることとする。 （1）排出油等防除協議会関係者に対しては、定例会議等を利用して海上防災対策に関する指導を行うこととする。 （2）～（3） （略） 4～5 （略）	表記の整理 表記の整理
56	第19節 避難収容計画（県知事公室、県健康福祉部、県土木部、教育庁、警察本部、市町村） 1. 避難場所、避難路の整備及び選定（県土木部、県知事公室、市町村）	第19節 避難収容計画（県知事公室、県健康福祉部、県土木部、教育庁、警察本部、市町村） 1. 緊急避難場所、避難所、避難路の整備及び選定（県土木部、県知事公室、市町村）	表記の整理
56	（1）避難場所	（1）避難場所	

<p>① 一次避難場所及び広域避難場所(都市計画公園等)の整備計画(県土木部、市町村)</p> <p>県及び市町村は、大規模な<u>地震</u>の発生時に周辺地区からの避難者を収容し、地震に伴い発生する市街地大火から避難所の生命、身体を保護するために必要な規模及び構造を有する避難場所(都市計画公園等)の整備計画を検討するものとする。</p> <p>② 地震発生時に使用可能な避難場所の選定(県知事公室、市町村)</p> <p>市町村は、住民の生命、身体の安全を確保するため、次の基準によりあらかじめ避難場所を選定、整備するとともに、その所在地、名称、概況、収容可能人員等を把握しておくものとする。</p> <p>また、避難場所については案内標識、誘導標識等を設置し、平素から住民に周知を図り、速やかな避難ができる体制を整備しておくものとする。</p> <p><u>なお、沿岸市町村で津波による危険が予想される地域については、津波に対する避難場所の選定、整備を図るものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">* ③に内容移動</p> <p>ア 地震、火災からの避難を中心に考え、公園、緑地、学校等が適当であること。</p> <p>イ 周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難場所内の住民の安全を確保するため、ある程度以上の広さの空地を有すること。</p> <p>ウ 要避難地区住民のすべての住民(昼間人口も考慮する。)を収容できるよう配置するものであること。</p>	<p>① 一次避難場所及び広域避難場所(都市計画公園等)の整備計画(県土木部、市町村)</p> <p>県及び市町村は、大規模な<u>地震・津波</u>の発生時に周辺地区からの避難者を収容し、地震に伴い発生する市街地大火から避難所の生命、身体を保護するために必要な規模及び構造を有する避難場所(都市計画公園等)の整備計画を検討するものとする。</p> <p>② 地震発生時に使用可能な避難場所の選定(県知事公室、市町村)</p> <p>市町村は、住民の生命、身体の安全を確保するため、次の基準によりあらかじめ避難場所を選定、整備するとともに、その所在地、名称、概況、収容可能人員等を把握しておくものとする。</p> <p>また、避難場所については案内標識、誘導標識等を設置し、平素から<u>避難シミュレーション訓練や、防災訓練等を実施するなどにより</u>住民に周知を図り、速やかな避難ができる体制を整備しておくものとする。</p> <p><u>なお、専ら避難生活を送る場所として選定・選備された避難所と地震時等の緊急避難場所の違いや、津波・風水害等の災害特性に応じて整理した緊急避難場所・避難所について、住民への周知を図るものとする。</u></p> <p>ア 地震、火災からの避難を中心に考え、公園、緑地、学校等が適当であること。</p> <p>イ 周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難場所内の住民の安全を確保するため、ある程度以上の広さの空地を有すること。</p> <p>ウ 要避難地区住民のすべての住民(昼間人口も考慮する。)を収容できるよう配置するものであること。</p>	<p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p> <p>対策の追加</p>
--	---	--

	<p>エ 大規模な崖崩れ及び浸水の危険のないところ若しくは付近に多量の危険物等が備蓄されていないところであること。</p> <p>オ 地区分けをする場合には、町単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避けること。</p> <p>カ 収容施設は、耐火及び耐震性の強い建造物であること。</p> <p><u>56</u> <u>(新規)</u></p> <p>56 (2) 避難路 (県土木部、市町村)</p> <p> ① 避難路の整備計画 (県土木部、市町村)</p> <p> 県及び市町村は、<u>避難場所又はそれに相当する安全な場所に通じ、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するために必要な構造を有する道路、緑地又は緑道の整備を検討するものとする。</u></p> <p> ② 地震発生時に安全な避難路の選定 (市町村)</p> <p> 市町村は、避難場所の選定に併せて、市街地の状況等に応じてあらかじめ避難路を選定、整備するものとする。</p> <p> <u>なお、沿岸市町村で津波による危険が予想される地域については、津波に対する避難路の選定、整備に配慮するものとする。</u></p> <p> * ③に内容移動</p> <p>56 <u>(新規)</u></p>	<p>エ 大規模な崖崩れ及び浸水の危険のないところ若しくは付近に多量の危険物等が備蓄されていないところであること。</p> <p>オ 地区分けをする場合には、町単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避けること。</p> <p>カ 収容施設は、耐火及び耐震性の強い建造物であること。</p> <p><u>③ 津波発生時に使用可能な避難場所の選定 (県知事公室、市町村)</u></p> <p><u>沿岸市町は、津波発生時に避難場所として使用可能なできるだけ高い建築物や高台などの緊急避難場所の選定・整備に努める。</u></p> <p>(2) 避難路 (県土木部、市町村)</p> <p>① 避難路の整備計画 (県土木部、市町村)</p> <p>県及び市町村は、<u>緊急避難場所等</u>に通じ、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するために必要な構造を有する道路、緑地又は緑道の整備<u>及び案内標識、誘導標識等の整備に努めるものとする。</u></p> <p>② 地震発生時に安全な避難路の選定 (市町村)</p> <p>市町村は、避難場所の選定に併せて、市街地の状況等に応じてあらかじめ避難路を選定、整備するものとする。</p> <p><u>また、避難者の迅速かつ安全な避難行動がとれるよう案内標識、誘導標識等も併せて整備するものとする。</u></p> <p><u>③ 津波発生時に安全な避難路の選定 (市町村)</u></p> <p><u>沿岸市町は、津波による危険が予想される地域について、緊急避難場所の選定、整備に併せて、沿岸地域の状況等に応じて、あ</u></p>	<p>対策の追加</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p> <p>対策の追加</p> <p>対策の追加</p>
--	--	--	--

	<p><u>(新規)</u></p> <p>2. 避難勧告等の発令の判断基準の整理（市町村）</p> <p>市町村は、避難勧告等（避難準備（要援護者避難）情報、避難勧告及び避難指示を総称する）を適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるように、あらかじめ発令の判断基準を定めておくものとする。</p> <p>そのため、避難勧告等の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難勧告等を発令するべきか等の判断基準（具体的な考え方）について<u>取りまとめたマニュアルを整備するものとする。</u></p> <p><u>なお、マニュアルの整備にあたっては、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成17年3月）を参考とすること。</u></p> <p><u>(新規)</u></p>	<p><u>あらかじめ避難路を選定、整備するものとする。</u></p> <p><u>また、避難者の迅速かつ安全な避難行動がとれるよう案内標識、誘導標識等も併せて整備するものとする。</u></p> <p><u>なお、津波発生時には徒歩による避難を原則としつつ、地域の実情に応じて自動車で安全かつ確実に避難できる方策について検討するものとする。</u></p> <p><u>(3) 避難所の環境整備（県知事公室、県健康福祉部、市町村）</u></p> <p><u>市町村は、避難所として指定している建築物について、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、できるだけ避難所の近傍で備蓄施設を確保し、食料、水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</u></p> <p>2. 避難勧告等の発令の判断基準の整理（県知事公室、市町村）</p> <p>市町村は、避難勧告等（避難準備（要援護者避難）情報、避難勧告及び避難指示を総称する）を適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるように、あらかじめ発令の判断基準を定めておくものとする。</p> <p>そのため、避難勧告等の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難勧告等を発令するべきか等の判断基準（具体的な考え方）について、<u>「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成17年3月）を参考にマニュアルを整備するものとする。</u></p> <p><u>また、平時から津波発生時を想定した避難シミュレーション訓練を</u></p>	<p>対策の追加</p> <p>関係機関の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p>
--	--	--	---

<p>57</p> <p>57</p>	<p>3. 避難誘導の事前措置（県知事公室、警察本部、市町村、消防機関、関係機関）</p> <p>(1) <u>避難場所等</u>の周知徹底</p> <p>① 市町村は、大規模<u>地震発生時</u>に的確な避難行動ができるように、<u>平素</u>から次の事項について住民に対する周知徹底に努めるものとする。</p> <p>なお、住民に対する周知徹底にあたっては、<u>防災マップが非常に有効であるので、市町村は、防災マップの作成に努めるものとする。</u></p> <p>ア <u>避難所</u>の名称及び場所</p> <p>イ <u>避難所</u>への経路</p> <p>ウ 避難の勧告又は指示の伝達方法</p> <p>エ 避難後の心構え</p> <p>② 警察は、市町村との連携をもとに、平素の活動を通じて地域住民に災害発生時の<u>避難場所</u>、避難経路及び避難時の留意事項等について周知徹底を図るものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p>	<p><u>行うなど、発令の判断基準等が適切かどうか確認を行うものとする。</u></p> <p><u>なお、県は、避難勧告等の発令基準の策定状況を調査し、全市町村の策定等に向け、指導・助言を行うものとする。</u></p> <p>3. 避難誘導の事前措置（県知事公室、警察本部、市町村、消防機関、関係機関）</p> <p>(1) <u>緊急避難場所等</u>の周知徹底</p> <p>① 市町村は、大規模<u>地震・津波発生時</u>に的確な避難行動ができるように、<u>平時</u>から次の事項について住民に対する周知徹底に努めるものとする。</p> <p>なお、住民に対する周知徹底にあたって、<u>防災マップ・津波ハザードマップの作成、案内標識、誘導標識等の設置、講習会等を行うものとする。</u></p> <p>ア <u>緊急避難場所、避難所</u>の名称及び場所</p> <p>イ <u>緊急避難場所、避難所</u>への経路</p> <p>ウ 避難の勧告又は指示の伝達方法</p> <p>エ 避難後の心構え</p> <p>② 警察は、市町村との連携をもとに、平素の活動を通じて地域住民に災害発生時の<u>緊急避難場所、避難所</u>、避難経路及び避難時の留意事項等について周知徹底を図るものとする。</p> <p><u>なお、その際、津波警報等が発令された場合を想定し、常に最も安全かつ効果的に誘導できる避難経路等の確認に努めるものとする。</u></p> <p><u>4. 避難所運営マニュアルの作成等（県知事公室、県健康福祉部、市町村）</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の強化</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p> <p>対策の追加</p>
---------------------	--	--	---

57	<p>4. 応急仮設住宅建設予定場所の選定（県健康福祉部、市町村）</p> <p>市町村は、周辺の医療機関、学校、商店及び交通機関などの場所を総合的に配慮して、民有地も含めた応急仮設住宅建設予定地の確保を行っておくものとする。</p> <p>県は、応急仮設住宅建設予定地の確保を行うよう市町村を<u>指導するものとする。</u></p> <p><u>（新規）</u></p>	<p><u>市町村は、災害時に設置される避難所について、プライバシー確保、男女共同参画の視点に配慮した避難所運営、感染症予防・まん延防止及び食中毒発生予防等に対応する避難所運営マニュアル、体調・栄養管理ができる医療関係者の配置、巡回基準等をあらかじめ作成するものとする。</u></p> <p><u>県は、市町村の速やかなマニュアル作成のため避難所運営ガイドラインや災害時の栄養管理ガイドライン等を作成するものとする。</u></p> <p><u>また、県、市町村は、あらかじめ、避難場所の運営管理に必要な知識等の住民への普及に努めるものとする。</u></p> <p>5. 応急仮設住宅建設予定場所の選定（県健康福祉部、市町村）</p> <p>市町村は、周辺の医療機関、学校、商店及び交通機関などの場所を総合的に配慮して、民有地も含めた応急仮設住宅建設予定地の確保を行っておくものとする。</p> <p>県は、応急仮設住宅建設予定地の確保を行うよう市町村に<u>助言するものとし、県全体の確保状況の把握・調整を行うものとする。</u></p> <p>6. 帰宅困難者対策（県知事公室、市町村）</p> <p><u>県、市町村は、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な者（帰宅困難者）が発生する恐れがあることから、必要に応じて、滞在場所の確保などの帰宅困難者対策を行う。</u></p> <p><u>また、徒歩帰宅者を支援するため、コンビニ、小売業等関係団体との協定締結を促進するものとする。</u></p>	<p>対策の強化</p> <p>対策の追加</p>
58	<p>第20節 災害時要援護者避難支援計画（県知事公室、県健康福祉部、市町村）</p>	<p>第20節 災害時要援護者避難支援計画（県知事公室、県健康福祉部、市町村）</p>	

58	<p>1. 要援護者支援体制の整備</p> <p>(1) 対象者の把握 (略)</p> <p>(2) 「避難準備 (災害時要援護者避難) 情報」の設定等 (略)</p> <p>(3) 情報伝達体制の整備及び情報伝達への配慮 (略)</p> <p>(4) 避難誘導の支援、安否確認の体制づくり</p> <p>① 支援者の選定等 (略)</p> <p>② 関係機関等の役割分担 (略)</p> <p>③ 避難誘導の支援体制づくり</p> <p>在宅の要援護者を<u>避難場所等</u>へ避難誘導するためには、<u>平常時</u>から避難支援者を中心とした近隣のネットワークづくりを進め、地域住民同士の協力関係をつくるのが重要であるので、市町村は、避難支援計画を作成し、地域住民に<u>繰り返し</u>説明するとともに、研修や避難訓練を実施するなど、要援護者の避難支援に対する地域住民の理解促進を図るものとする。</p> <p>また、要援護者<u>自身からも</u>、災害発生時における助力を地域住民に<u>積極的に依頼するとともに、日ごろから地域住民とのつながりを保つように努力することが必要である。</u></p> <p>さらに、市町村は、避難所等の所在地を示す避難誘導標識や避難地案内板の設置を進めるとともに、要援護者に配慮したわかりやすい標記等に努めるものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>④ 安否確認の体制づくり (略)</p>	<p>1. 要援護者支援体制の整備</p> <p>(1) 対象者の把握 (略)</p> <p>(2) 「避難準備 (災害時要援護者避難) 情報」の設定等 (略)</p> <p>(3) 情報伝達体制の整備及び情報伝達への配慮 (略)</p> <p>(4) 避難誘導の支援、安否確認の体制づくり</p> <p>① 支援者の選定等 (略)</p> <p>② 関係機関等の役割分担 (略)</p> <p>③ 避難誘導の支援体制づくり</p> <p>在宅の要援護者を<u>緊急避難場所等</u>へ避難誘導するためには、<u>平時</u>から<u>災害時要援護者に関する情報の把握・共有</u>、避難支援者を中心とした近隣のネットワークづくりを進め、地域住民同士の協力関係をつくるのが重要であるので、市町村は、避難支援計画を作成し、地域住民に<u>十分</u>説明するとともに、研修や避難訓練を実施するなど、要援護者の避難支援に対する地域住民の理解促進を図るものとする。</p> <p>また、要援護者<u>は</u>、災害発生時における助力を地域住民に<u>円滑に依頼できるように、日ごろから地域住民とのつながりを保つことが重要である。</u></p> <p>さらに、市町村は、避難所等の所在地を示す避難誘導標識や避難地案内板の設置を進めるとともに、要援護者に配慮したわかりやすい標記等に努めるものとする。</p> <p><u>要援護者の安全な避難は時間を要する場合もあることから、平時から、要援護者が参加する避難訓練の実施等を通じて、避難支援者と共に避難方法や避難経路等の確認を行い、円滑な避難が可能となるよう努めるものとする。</u></p> <p>④ 安否確認の体制づくり (略)</p>	<p>対策の整理 対策の強化</p> <p>対策の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p>
----	--	---	---

59	<p>(5) 避難所の確保</p> <p>既存の避難所について、市町村及び避難所となる施設の管理者は、必要に応じてバリアフリー化を行うなど、<u>可能な限り要援護者の利用を考慮した施設の整備に努めるものとする。</u></p> <p>また、市町村は、病院、社会福祉施設の活用を含め、障がい者等の要援護者の特性に応じた専用の避難所（福祉避難所）の設置<u>について</u> <u>の検討を進めるものとする。</u></p>	<p>(5) 避難所の確保</p> <p>既存の避難所について、市町村及び避難所となる施設の管理者は、必要に応じてバリアフリー化を行うなど、<u>要援護者の利用を考慮した施設整備を進めるものとする。</u></p> <p>また、市町村は、病院、社会福祉施設の活用を含め、障がい者等の要援護者の特性に応じた専用の避難所（福祉避難所）の設置<u>及び指定</u> <u>を進め、県は県全体の指定状況の把握・調整を行う。</u></p>	<p>対策の強化</p> <p>対策の強化</p>
59	<p>(6) 物資の備蓄等 (略)</p>	<p>(6) 物資の備蓄等 (略)</p>	
59	<p>2. 要援護者支援の円滑な実施のための方策</p> <p>(1) 避難支援計画の策定</p> <p>市町村は、前述の体制整備を踏まえて、要援護者支援を円滑・的確に実施するため、要援護者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を<u>平常時</u>から収集し、電子データ、ファイル等で管理・共有するとともに一人ひとりの要援護者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画（避難支援プラン）の策定に<u>努めるものとする。</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>なお、避難支援計画は、市町村の要援護者全体に係る全体計画と要援護者一人ひとりに対する個別計画で構成されるものであり、作成にあたっては、「熊本県災害時要援護者避難体制指針」（平成 18 年 1 月策定）及び「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成 18 年 3 月）を参考とすること。</p>	<p>2. 要援護者支援の円滑な実施のための方策</p> <p>(1) 避難支援計画の策定</p> <p>市町村は、前述の体制整備を踏まえて、要援護者支援を円滑・的確に実施するため、要援護者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を<u>平時</u>から収集し、電子データ、ファイル等で管理・共有するとともに一人ひとりの要援護者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画（避難支援プラン）の策定に<u>努め、県は策定支援を行う。</u></p> <p><u>また、策定された避難支援計画については、定期的に確認を行うものとする。</u></p> <p>なお、避難支援計画は、市町村の要援護者全体に係る全体計画と要援護者一人ひとりに対する個別計画で構成されるものであり、作成にあたっては、「熊本県災害時要援護者避難体制指針」（平成 18 年 1 月策定）及び「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成 18 年 3 月策定）を参考とすること。</p>	<p>表記の整理</p> <p>対策の強化</p> <p>対策の追加</p> <p>表記の整理</p>

60	<p>(2) 災害時要援護者支援班の設置</p> <p>市町村は、要援護者の避難支援業務を的確に実施するため、福祉部局を中心とした横断的な組織として「災害時要援護者支援班」の設置に努めるものとする。</p> <p>災害時要援護者支援班は、<u>平常時</u>には、要援護者情報の共有化、避難支援計画の策定、要援護者参加型の防災訓練の計画・実施、広報等を行い、災害時には、避難準備情報等の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握などの業務を行う。</p>	<p>(2) 災害時要援護者支援班の設置</p> <p>市町村は、要援護者の避難支援業務を的確に実施するため、福祉部局を中心とした横断的な組織として「災害時要援護者支援班」の設置に努めるものとする。</p> <p>災害時要援護者支援班は、<u>平時</u>には、要援護者情報の共有化、避難支援計画の策定、要援護者参加型の防災訓練の計画・実施、広報等を行い、災害時には、避難準備情報等の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握などの業務を行う。</p>	表記の整理
61	<p>第21節 医療保健計画（県健康福祉部、市町村、日赤県支部、県医師会、熊本医学部付属病院等）</p> <p>大規模な<u>地震災害</u>においては、広域的に多数の傷病者が発生することが予想され、被災地域内で十分な医療が提供されないおそれがある。このため、平時から県、市町村及び医療関係機関等は、以下に掲げるところにより災害時の医療保健体制の充実を図る。</p>	<p>第21節 医療保健計画（県健康福祉部、市町村、日赤県支部、県医師会、熊本医学部付属病院等）</p> <p>大規模な<u>地震・津波災害</u>においては、広域的に多数の傷病者が発生することが予想され、被災地域内で十分な医療が提供されないおそれがある。このため、平時から県、市町村及び医療関係機関等は、以下に掲げるところにより災害時の医療保健体制の充実を図る。</p>	表記の整理
61	<p>1. 医療施設の安全性の確保</p> <p>(略)</p> <p>2. 災害時における医療救護体制の整備</p> <p>(1) 体制整備の基本的考え方</p> <p>① (略)</p> <p>② 県は、熊本県広域災害・救急医療情報システムを拡充強化し、災害時における情報の収集及び連絡体制の整備に努める。</p> <p>③～⑤ (略)</p>	<p>1. 医療施設の安全性の確保</p> <p>(略)</p> <p>2. 災害時における医療救護体制の整備</p> <p>(1) 体制整備の基本的考え方</p> <p>① (略)</p> <p>② 県は、熊本県広域災害・救急医療情報システムを拡充強化し、災害時における情報の収集及び連絡体制の整備に努め、<u>操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。</u></p> <p>③～⑤ (略)</p>	対策の強化

<p>61</p>	<p>(2) 医療救護体制の整備</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 災害拠点病院 (別冊資料編参照) は、災害派遣医療チーム (<u>DMAT</u>) の編成に努めるとともに傷病者の受入体制や医療用資器材の貸出し機能を整備する。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>⑧ (略)</p> <p>⑨ (略)</p> <p>⑩ (略)</p>	<p>(2) 医療救護体制の整備</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 災害拠点病院 (別冊資料編参照) は、災害派遣医療チーム (<u>以下「DMAT」という。</u>) の編成に努めるとともに傷病者の受入体制や医療用資器材の貸出し機能を整備する。</p> <p>⑧ <u>県は、DMATを保有する病院のうち、DMATの派遣に協力する意志のある病院をDMAT指定医療機関 (別冊資料編参照) に指定し、派遣に関する協定を締結する。</u></p> <p>⑨ <u>DMAT指定医療機関は、実働可能なDMATの確保に努めるとともに、DMAT隊員である医師の中から統括DMAT※注を確保するよう努めるものとする。</u></p> <div style="border: 1px dashed red; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p><u>※「統括DMAT」</u></p> <p><u>厚生労働省が実施する「統括DMAT」研修を修了し、厚生労働省に登録された者。</u></p> <p><u>統括DMATは、通常時には、DMATに関する研修や県の災害医療体制に関する助言等を行い、災害時には、DMATの活動方針の決定や、DMATの指揮、関係機関との調整等を行う</u></p> </div> <p>⑩ <u>県は、医療機関と協力し、広域災害時におけるDMAT等の派遣及び受入体制の整備を進める。</u></p> <p>⑪ (略)</p> <p>⑫ (略)</p> <p>⑬ (略)</p>	<p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p> <p>対策の追加</p> <p>* 注釈「統括DMAT」追加</p> <p>対策の追加</p>
-----------	--	---	---

62	<p style="text-align: center;"><u>(新規)</u></p> <p>3. 災害時における救急患者等の搬送体制の確保</p> <p>(1) 県は、災害時における救急患者及び医療救護活動従事者の搬送のため、平時から陸路、海路、空路を利用した複数の搬送手段の確保に努める。</p> <p>(2) 県は、前項の搬送を円滑に進めるため、<u>警察、消防、自衛隊等</u>緊急輸送に係る機関<u>との連携</u>を図る。</p>	<p style="text-align: center;"><u>⑭ 各機関、団体は、大規模な地震・津波災害に備え患者の受け入れ訓練等を適宜実施する。</u></p> <p>3. 災害時における救急患者等の搬送体制の確保</p> <p>(1) 県は、災害時における救急患者及び医療救護活動従事者の搬送のため、平時から陸路、海路、空路を利用した複数の搬送手段の確保に努める。</p> <p>(2) 県は、前項の搬送を円滑に進めるため、<u>警察、消防、自衛隊、海上保安庁等</u>緊急輸送に係る機関<u>と搬送に関する実動訓練等を実施するなど連携</u>を図る。</p>	<p>対策の追加</p> <p>表記の整理 対策の強化</p>
62	<p>5. 災害時における医薬品、歯科用品等（以下「医薬品等」という。）の安定供給の確保対策</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県は、初動医療のための医薬品等（6千人分）を県内6カ所に1千人分ずつ分散して備蓄するものとする。備蓄の現状は別冊資料編のとおりである。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新規)</u></p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>(7) 県は、医薬品等の供給確保を図るうえで必要な事項について、医薬品等供給関係団体との間で協定を<u>締結するよう努めるものとする。</u></p>	<p>5. 災害時における医薬品、歯科用品等（以下「医薬品等」という。）の安定供給の確保対策</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県は、初動医療のための医薬品等（6千人分）を県内6カ所に1千人分ずつ分散して備蓄するものとする。備蓄の現状は別冊資料編のとおりである。</p> <p style="text-align: center;"><u>なお、備蓄医薬品等については、適宜、品目・数量等の点検及び見直しを実施するものとする。</u></p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>(7) 県は、医薬品等の供給確保を図るうえで必要な事項について、医薬品等供給関係団体との間で協定を<u>締結し、適宜、協定内容の充実・強化に努めるものとする。</u></p>	<p>対策の追加</p> <p>対策の強化</p>
63	<p>6. 災害時における後方支援体制の確保</p> <p>(1) 被災地域外医療機関等の協力確保</p>	<p>6. 災害時における後方支援体制の確保</p> <p>(1) 被災地域外医療機関等の協力確保</p>	

<p>64</p>	<p>県は、被災地域内の医療活動で対処することが困難な規模の災害が発生した場合における災害時救急医療を確保するため、県内医療関係団体における支援体制の確立に努めるものとする。</p> <p>(2) 「九州・山口災害時相互応援協定」の運用</p> <p>県は、県単独で対処することが困難な規模の災害が発生した場合における医療を確保するため、「九州・山口災害時相互応援協定」に基づき、<u>近隣県</u>との災害時の相互協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p>第2節 災害ボランティア計画（県関係各部、関係機関）</p> <p>大規模又は甚大な災害が発生し救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合、行政だけでは対応できない被災者のニーズや被災者一人ひとりに対するきめ細やかな支援が必要であり、ボランティアによる活動が大きな力として期待されている。</p> <p>災害時のボランティア活動は、被災者の自立や被災地の一日も早い復興を支援するものであり、救援活動に携わるボランティア（個人・団体）は、自主性、主体性を持ちながらも、被災地での救援活動を行うにあたっての基本的なルールを順守し、地域の関係機関等と相互に協力しながら活動を展開することが求められている。</p> <p>また、災害発生時においては、地域住民相互の助け合いが不可欠であることから、<u>平常時</u>から地域住民のボランティア活動に対する意識を高めるとともに、地域住民や地域の関係団体等がお互いに助け合い、支え合うようなくみづくりを進めていくことが重要である。</p> <p>そこで、災害発生時におけるボランティアによる救援活動が円滑かつ効果的に展開できるよう、熊本県（以下「県」という。）熊本県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）、日本赤十字社熊本県支部</p>	<p>県は、被災地域内の医療活動で対処することが困難な規模の災害が発生した場合における災害時救急医療を確保するため、県内医療関係団体における支援体制の確立に努めるものとする。</p> <p>(2) 「九州・山口9県災害時応援協定」等の運用</p> <p>県は、県単独で対処することが困難な規模の災害が発生した場合における医療を確保するため、「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づき、<u>他県</u>との災害時の相互協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p>第2節 災害ボランティア計画（県関係各部、関係機関）</p> <p>大規模又は甚大な災害が発生し救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合、行政だけでは対応できない被災者のニーズや被災者一人ひとりに対するきめ細やかな支援が必要であり、ボランティアによる活動が大きな力として期待されている。</p> <p>災害時のボランティア活動は、被災者の自立や被災地の一日も早い復興を支援するものであり、救援活動に携わるボランティア（個人・団体）は、自主性、主体性を持ちながらも、被災地での救援活動を行うにあたっての基本的なルールを順守し、地域の関係機関等と相互に協力しながら活動を展開することが求められている。</p> <p>また、災害発生時においては、地域住民相互の助け合いが不可欠であることから、<u>平時</u>から地域住民のボランティア活動に対する意識を高めるとともに、地域住民や地域の関係団体等がお互いに助け合い、支え合うようなくみづくりを進めていくことが重要である。</p> <p>そこで、災害発生時におけるボランティアによる救援活動が円滑かつ効果的に展開できるよう、熊本県（以下「県」という。）熊本県社会福祉協議会。（以下「県社協」という。）、日本赤十字社熊本県支</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
-----------	--	--	--

64	<p>(以下「日赤県支部」という。)、熊本県共同募金会(以下「県共募」という。)の連携のもと、<u>平常時</u>から、以下の事業を積極的に推進することで体制整備を図る。</p> <p>1. 地域福祉の推進</p> <p>市町村や市町村社協は災害発生時に要援護者の避難誘導や地域住民の安全確認、避難所運営、被災者のニーズ把握、また円滑かつ効果的な災害ボランティア活動を展開するため、<u>平常時</u>からその地域における住民やボランティア、NPO、社会福祉法人等と協力して、誰もが安心して暮らせるよう住民見守り活動や小地域ネットワーク活動などのまちづくり活動を進めるものとする。</p> <p>また、ふれあいいきいきサロンや民生委員・児童委員協議会、老人クラブ、区長会等、地域の各種会合の際に、防災や災害時対応等について考えてもらう機会も積極的に取り入れるようにする。</p>	<p>部(以下「日赤県支部」という。)、熊本県共同募金会(以下「県共募」という。)の連携のもと、<u>平時</u>から、以下の事業を積極的に推進することで体制整備を図る。</p> <p>1. 地域福祉の推進</p> <p>市町村や市町村社協は災害発生時に要援護者の避難誘導や地域住民の安全確認、避難所運営、被災者のニーズ把握、また円滑かつ効果的な災害ボランティア活動を展開するため、<u>平時</u>からその地域における住民やボランティア、NPO、社会福祉法人等と協力して、誰もが安心して暮らせるよう住民見守り活動や小地域ネットワーク活動などのまちづくり活動を進めるものとする。</p> <p>また、ふれあいいきいきサロンや民生委員・児童委員協議会、老人クラブ、区長会等、地域の各種会合の際に、防災や災害時対応等について考えてもらう機会も積極的に取り入れるようにする。</p>	表記の整理
64	<p>2. 関係機関との協働体制の構築</p> <p>① 県、県社協、日赤県支部、県共募等の関係機関は、<u>平常時</u>から<u>連携強化に努め、想定訓練などを通して災害発生時における各機関相互の役割などを明確化しておく。</u></p> <p>② 市町村や市町村社協等は、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、社会福祉施設等の関係機関・団体等と、日頃から、各種事業をとおして顔の見える関係を築いておくとともに、特に災害発生直後の混乱した時期における初動体制等を定めたマニュアルを各関係機関・団体の合意のもと策定し、<u>想定訓練などを通して、各関係機関・団体相互の役割などを明確化しておく。</u></p>	<p>2. 関係機関との協働体制の構築</p> <p>① 県、県社協、日赤県支部、県共募等の関係機関は、<u>平時</u>から<u>地震・津波災害を想定したボランティアセンター設置訓練等を実施するなど、各機関相互の役割を明確にし連携強化に努めるものとする。</u></p> <p>② 市町村や市町村社協等は、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、社会福祉施設等の関係機関・団体等と、日頃から、各種事業をとおして顔の見える関係を築いておくとともに、特に災害発生直後の混乱した時期における初動体制等を定めたマニュアルを各関係機関・団体の合意のもと策定し、<u>地震・津波災害を想定したボランティアセンター設置訓練等を実施するなど、各関係機関・団体相互の役割を明確にし、連携強化、情報の集約</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>対策の強化</p> <p>対策の強化</p>

65	<p>また、災害発生時に近隣市町村との連携が円滑になされるよう、<u>平常時</u>から交流・連携に努めるものとする。</p> <p>3. ボランティアの養成、登録、体制整備</p> <p>災害発生時のボランティア活動が円滑に行われるよう、災害ボランティアの養成や登録システムを整備する。</p> <p>① 県ボランティアセンター及び市町村ボランティアセンターは、<u>災害ボランティア活動のあり方</u>などについて、理解を深めるための研修の機会などを設けるとともに、災害発生時における連絡体制、活動内容などに関するルールづくり等に努める。</p> <p>②～④ (略)</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p><u>体制等の強化に努めるものとする。</u></p> <p>また、災害発生時に近隣市町村との連携が円滑になされるよう、<u>平時</u>から<u>市町村社協間での応援協定の締結等による</u>連携に努めるものとする。</p> <p>3. ボランティアの養成、登録、体制整備</p> <p>災害発生時のボランティア活動が円滑に行われるよう、災害ボランティアの養成や登録システムを整備する。</p> <p>① 県ボランティアセンター及び市町村ボランティアセンターは、<u>災害時に必要な自己責任、自己完結型のボランティア活動のあり方</u>などについて<u>の</u>理解を深めるため、<u>研修会、啓発事業などにより普及啓発を行うほか</u>、災害発生時における連絡体制、活動内容などに関するルールづくり等に努める。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>4. ボランティアの受入体制の整備</p> <p><u>県ボランティアセンターは、大規模な地震・津波災害発生時に県内外から訪れるボランティアが円滑に活動できるように、平時から県内外のボランティアセンター等と連携を図るなど、受入体制の整備を行うものとする。</u></p>	<p>対策の強化</p> <p>対策の強化</p> <p>対策の追加</p>
66	<p>4. ボランティアコーディネーターやボランティアリーダーの養成及び資質の向上</p> <p>災害発生時にボランティアの需給調整や関係機関との連絡調整等を行うボランティアコーディネーターやボランティアリーダーは被災地センターを円滑に運営するに当たって重要な役目を担っている。</p> <p>そこで、県ボランティアセンターや市町村ボランティアセンターは、</p>	<p>5. ボランティアコーディネーターやボランティアリーダーの養成及び資質の向上</p> <p>災害発生時にボランティアの需給調整や関係機関との連絡調整等を行うボランティアコーディネーターやボランティアリーダーは被災地センターを円滑に運営するに当たって重要な役目を担っている。</p> <p>そこで、県ボランティアセンターや市町村ボランティアセンターは、</p>	

	<p>研修会などを通してボランティアコーディネーター、ボランティアリーダー等を計画的に養成するとともに、その資質の向上に努める。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>研修会などを通してボランティアコーディネーター、ボランティアリーダー等を計画的に養成するとともに、その資質の向上に努める。</p> <p><u>また、県社協や市町村社協は、県や市町村と連携を図り、平時からボランティアコーディネーターをボランティアセンターに配置するなど、災害時の活動調整の強化に努めるものとする。</u></p>	<p>対策の追加</p>
67	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 組織計画</p> <p>1. 災害対策本部等の設置基準</p> <p>本県の地域に大規模な<u>地震</u>が発生し又は発生するおそれがある場合等には、応急対策活動を強力に推進する中心的な組織として、県及び市町村においては災害対策基本法第23条に基づき災害対策本部を設置するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 組織計画 <u>(熊本県)</u></p> <p>1. 災害対策本部等の設置基準</p> <p>本県の地域に大規模な<u>地震・津波</u>が発生し又は発生するおそれがある場合等には、応急対策活動を強力に推進する中心的な組織として、県及び市町村においては災害対策基本法第23条に基づき災害対策本部を設置するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
68	<p>第2節 職員配置計画</p> <p>災害が発生し又は発生するおそれがある場合における職員の配置体制、動員方法等について定め、応急措置の円滑な実施を期する。</p>	<p>第2節 職員配置計画 <u>(県、市町村)</u></p> <p>災害が発生し又は発生するおそれがある場合における職員の配置体制、動員方法等について定め、応急措置の円滑な実施を期する。</p>	<p>表記の整理</p>
68	<p>1. 指揮系統 (略)</p> <p>2. 組織の確立</p> <p><u>地震による災害</u>が発生し又は発生するおそれがある場合は、次の措置を講じるものとする。</p> <p>(1) 職員の配置</p> <p>① <u>地震が予想され</u>、これに関する情報が発表された場合</p> <p>(略)</p> <p>② 第1警戒体制</p>	<p>1. 指揮系統 (略)</p> <p>2. 組織の確立</p> <p><u>地震・津波による災害</u>が発生し又は発生するおそれがある場合は、次の措置を講じるものとする。</p> <p>(1) 職員の配置</p> <p>① <u>地震発生による災害が予想され</u>、これに関する情報が発表された場合 (略)</p> <p>② 第1警戒体制</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

68	<p>県内で震度4の地震が発生した場合又は津波注意報が<u>発令</u>された場合は、次のような体制をとるものとする。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>③ 第2警戒体制</p> <p>県内で震度5弱若しくは5強の地震が発生した場合又は「津波」の津波警報若しくは「大津波」の津波警報が発表された場合(以下「震度5弱・強の地震発生又は<u>津波警報等</u>の発表」という。)は、災害警戒本部を設置(自動設置)し、配置体制による警戒体制を整えるものとする。</p> <p>勤務時間外に県内で震度5弱・強の地震発生又は<u>津波警報等</u>の発表をテレビ、ラジオ等で確認したときは、関係課職員は直ちに自主登庁をするものとする。</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(2) 本部会議 (略)</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>県内で震度4の地震が発生した場合又は津波注意報が<u>発表</u>された場合は、次のような体制をとるものとする。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>③ 第2警戒体制</p> <p>県内で震度5弱若しくは5強の地震が発生した場合又は「津波」の津波警報若しくは「大津波」の津波警報が発表された場合(以下「震度5弱・強の地震発生又は<u>津波警報</u>の発表」という。)は、災害警戒本部を設置(自動設置)し、配置体制による警戒体制を整えるものとする。</p> <p>勤務時間外に県内で震度5弱・強の地震発生又は<u>津波警報</u>の発表をテレビ、ラジオ等で確認したときは、関係課職員は直ちに自主登庁をするものとする。</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(2) 本部会議 (略)</p> <p><u>3. 被災市町村等への職員派遣(県、市町村)</u></p> <p><u>県は、大規模な地震・津波災害が発生した場合、熊本県現地災害対策本部、地方災害対策本部、市町村災害対策本部からの情報等により、被災市町村単独では十分な災害対応ができないと判断した場合は、被災市町村応援のための職員の派遣を検討する。</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p>
72	<p>第3節 災害警備計画</p> <p>1. 警備方針 (略)</p> <p>2. 警察の任務</p> <p>災害時における警察の任務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 被災者の救出救助</p>	<p>第3節 災害警備計画 <u>(県警察本部)</u></p> <p>1. 警備方針 (略)</p> <p>2. 警察の任務</p> <p>災害時における警察の任務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 被災者の救出救助</p>	<p>表記の整理</p>

73

- (2) 緊急交通路の確保等交通機関秩序の維持
- (3) 被害実態の早期把握及び災害関連情報の収集・伝達
- (4) 被災地域における社会秩序の維持
- (5) 検視及び行方不明者の捜索
- (6) 県民の安全確保と不安解消のための広報
- (7) 避難誘導及び二次災害の防止
- (8) その他必要な警察業務

3. 組織系統 (略)

4. 分掌事務

災害警備本部における分掌事務は、次のとおりである。

班 名	分 掌 事 務
警 備 班 (実施・情報)	1 部内の連絡調整に関すること。 2 警備本部の庶務に関すること。 3 気象情報、被害調査、警備部隊の運用、警備実施に関すること。 4 県外部隊（広域緊急援助部隊）の派遣要請に関すること。 <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> 5 災害警備情報に関すること。
警 務 班	(略)
生 活 安 全 班	(略)

- (2) 緊急交通路の確保等交通機関秩序の維持
- (3) 被害実態の早期把握及び災害関連情報の収集・伝達
- (4) 被災地域における社会秩序の維持
- (5) 検視及び行方不明者の捜索、遺族支援
- (6) 県民の安全確保と不安解消のための広報
- (7) 避難誘導及び二次災害の防止
- (8) その他必要な警察業務

3. 組織系統 (略)

4. 分掌事務

災害警備本部における分掌事務は、次のとおりである。

班 名	分 掌 事 務
警 備 班 (実施・情報)	1 部内の連絡調整に関すること。 2 警備本部の庶務に関すること。 3 気象情報、被害調査、警備部隊の運用、警備実施に関すること。 4 県外部隊（広域緊急援助部隊）の派遣要請に関すること。 <u>5 被災者の救出・救助に関すること。</u> <u>6 帰宅困難者対策に関すること。</u> 7 災害警備情報に関すること。
警 務 班	(略)
生 活 安 全 班	(略)

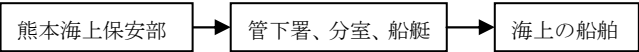
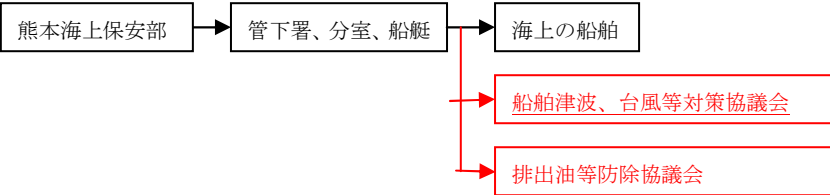
対策の追加

対策の追加
対策の追加

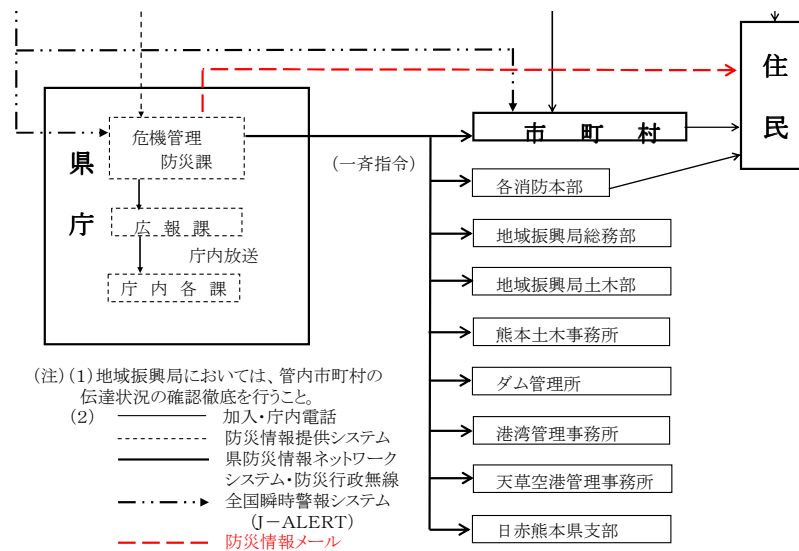
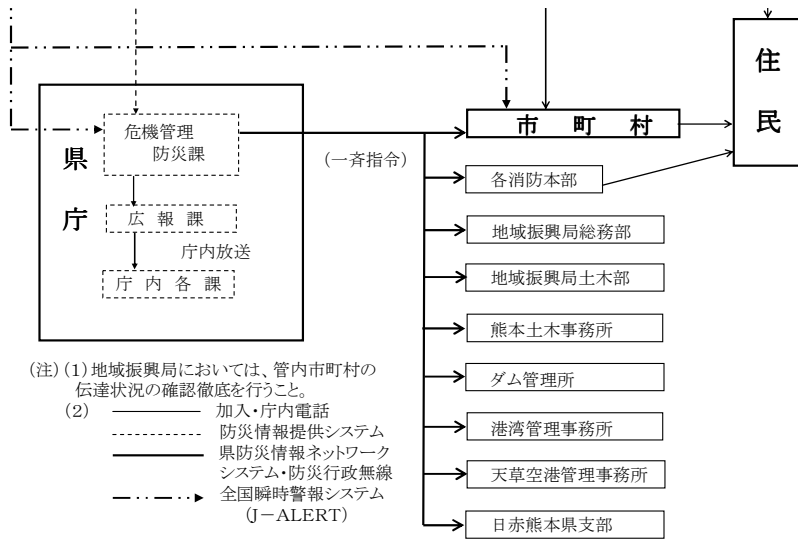
74	刑事班 (捜査・鑑識)	1 犯罪捜査に関すること。 2 検視及び身元確認に関すること。 <u>(新規)</u> 3 遺体の引渡し等に関すること。	刑事班 (捜査・鑑識)	1 犯罪捜査に関すること。 2 検視及び身元確認に関すること。 3 <u>遺族支援に関すること。</u> 4 遺体の引渡し等に関すること。	対策の追加 対策の整理 対策の追加
	交通班	1 交通規制及び緊急交通路の確保に関すること。 2 緊急通行車両の確認に関すること。 3 交通情報の収集、提供及び交通総量抑制に関すること。 4 交通指導、取締りに関すること。 <u>(新規)</u>	交通班	1 交通規制及び緊急交通路の確保に関すること。 2 緊急通行車両の確認及び標章の交付に関すること。 3 交通情報の収集、提供及び交通総量抑制に関すること。 4 交通指導、取締りに関すること。 5 <u>信号機の滅灯対策に関すること。</u>	
	通信班	(略)	通信班	(略)	
	<p>第4節 応援要請計画（関係各部、関係機関）</p> <p>1. 関係機関との相互連絡（県知事公室、関係機関） (略)</p> <p>2. 自衛隊災害派遣要請（県知事公室） (略)</p> <p>3. 「九州・山口9県災害時相互応援協定」及び「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく応援要請（県知事公室 関係各部）</p> <p>県は、<u>大規模地震</u>が発生し、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、<u>九州・山口9県災害時相互応援協定及び全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定</u>に基づき、次の事項について関係県に対して直接又は<u>幹事県</u>を通じて応援を求めるものとする。</p>		<p>第4節 応援要請計画（関係各部、関係機関）</p> <p>1. 関係機関との相互連絡（県知事公室、関係機関） (略)</p> <p>2. 自衛隊災害派遣要請（県知事公室、<u>市町村、関係機関</u>） (略)</p> <p>3. 「九州・山口9県災害時応援協定」及び「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」<u>等</u>に基づく応援要請（県知事公室 関係各部）</p> <p>県は、<u>大規模地震・津波</u>が発生し、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、<u>「九州・山口9県災害時応援協定」及び「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」等</u>に基づき、次の事項について関係県に対して直接又は<u>幹事県等</u>を通じて応援を求める</p>		関係機関の整理 表記の整理 表記の整理

74	<p>(1) <u>災害応急措置に必要な生活必需品の提供</u></p> <p>(2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供</p> <p>(3) 避難・収容施設及び住宅の提供</p> <p>(4) 緊急輸送路及び輸送手段の確保</p> <p>(5) 医療支援</p> <p>(6) その他災害応急措置の応援のため必要な事項</p> <p>4.「<u>熊本県市町村災害時相互応援に関する協定</u>」に基づく応援要請(<u>市町村</u>)</p> <p>県内の市町村は、その区域において地震等の災害に被災した市町村が単独では十分な応急の復旧対策が出来ない場合に、熊本県市町村災害時相互応援に関する協定に基づき、応援を行うものとする。</p> <p>(1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供</p> <p>(2) 被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等の活動に必要な資機材および物資の提供</p> <p>(3) 救援・救助活動等の応急復旧活動に必要な車両、舟艇等の提供</p> <p>(4) 救援・救助、医療、防疫、清掃その他応急復旧活動に必要な職員の派遣</p> <p>(5) その他、特に被災市町村から要請があった事項</p>	<p>ものとする。</p> <p>(1) <u>職員の派遣</u></p> <p>(2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供</p> <p>(3) 避難・収容施設及び住宅の提供</p> <p>(4) 緊急輸送路及び輸送手段の確保</p> <p>(5) 医療支援</p> <p>(6) その他災害応急措置の応援のため必要な事項</p> <p>4.「<u>熊本県市町村災害時相互応援に関する協定</u>」に基づく応援要請(<u>県、市町村</u>)</p> <p>県内の市町村は、その区域において地震等の災害に被災した市町村が単独では十分な応急の復旧対策が出来ない場合に、熊本県市町村災害時相互応援に関する協定に基づき、応援を行うものとする。</p> <p><u>なお、市町村は、市町村区域を越える住民の広域的な避難の想定など、協定内容の充実・強化に取り組むものとする。</u></p> <p>(1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供</p> <p>(2) 被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等の活動に必要な資機材および物資の提供</p> <p>(3) 救援・救助活動等の応急復旧活動に必要な車両、舟艇等の提供</p> <p>(4) 救援・救助、医療、防疫、清掃その他応急復旧活動に必要な職員の派遣</p> <p>(5) その他、特に被災市町村から要請があった事項</p>	<p>関係機関の整理</p> <p>対策の強化</p>
75	<p>5～6 (略)</p> <p>7. 施設災害応援要請計画(九州地方整備局) (略)</p>	<p>5～6 (略)</p> <p>7. 施設災害応援要請計画(九州地方整備局) (略)</p>	

	<p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) その他</p> <p>本応援要請の詳細については、九州地方整備局企画部長と土木部長とで別に定める<u>申し合わせ(協定)</u>によるものとする。</p> <p>また、当該<u>申し合わせ(協定)</u>に基づき、九州地方整備局は緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応を実施するものとする。</p> <p>8 ~ 1 1 (略)</p>	<p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) その他</p> <p>本応援要請の詳細については、九州地方整備局企画部長と土木部長とで別に定める<u>協定書</u>によるものとする。</p> <p>また、当該<u>協定書</u>に基づき、九州地方整備局は緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応を実施するものとする。</p> <p>8 ~ 1 1 (略)</p>	<p>表記の整理</p>
77	<p>第5節 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p>本計画は、<u>天変地変その他の災害</u>に対し、人命または財産の保護のため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣の要請に関する必要な事項を定め、もって自衛隊の効率的な災害派遣を期するものである。</p>	<p>第5節 自衛隊災害派遣要請計画 <u>(県知事公室、市町村、関係機関)</u></p> <p>本計画は、<u>地震・津波災害</u>に対し、人命または財産の保護のため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣の要請に関する必要な事項を定め、もって自衛隊の効率的な災害派遣を期するものである。</p>	<p>関係機関の記載</p> <p>表記の整理</p>
77	<p>2. 災害派遣要請の基準 (略)</p>	<p>2. 災害派遣要請の基準 (略)</p>	
79	<p>第6節 地震・津波情報伝達計画 (熊本地方気象台、県知事公室)</p> <p>県、熊本地方気象台、沿岸市町村その他の防災関係機関は、<u>津波災害</u>の防止を図るため、<u>津波発生時</u>に迅速かつ適切な情報伝達を行う体制の整備を図るものとする。</p> <p>1. 緊急地震速報(警報)</p> <p>緊急地震速報(警報)は、地震動により重大な災害が起こるおそれがある場合に強い揺れが予想される地域に対し気象庁本庁が<u>発表するもので、地震発生直後震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを</u>知らせる警報である。</p>	<p>第6節 地震・津波情報伝達計画 (熊本地方気象台、県知事公室)</p> <p>県、熊本地方気象台、沿岸市町村その他の防災関係機関は、<u>地震・津波災害</u>の防止を図るため、<u>地震・津波発生時</u>に迅速かつ適切な情報伝達を行う体制の整備を図るものとする。</p> <p>1. 緊急地震速報(警報)</p> <p>緊急地震速報(警報)は、地震動により重大な災害が起こるおそれがある場合に強い揺れが予想される地域に対し気象庁本庁が<u>発表する。地震発生直後、震源に近い観測点で観測された地震波を解析し、その地震により震度5弱以上が推定された場合、その地域及び震度4以上が推定された地域を強い揺れが到達する前に</u>知らせる警報であ</p>	<p>表記の整理</p> <p>対策の整理</p>

	<p>2. 津波警報・注意報</p> <p>(1) 津波警報・注意報は、津波による災害のおそれがあると予想される場合に<u>気象庁本庁</u>が、気象業務法に基づき担当津波予報区域内の予報区に対して発表する。</p> <p>①～② (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>81 【津波警報及び注意報を解除】の表中 平成21年4月<u>31</u>日10時29分 気象庁発表</p> <p>88 (3) 地震及び津波に関する情報の伝達系統</p>  <pre> graph LR A[熊本海上保安部] --> B[管下署、分室、船艇] B --> C[海上の船舶] </pre>	<p>る。</p> <p>2. 津波警報・注意報</p> <p>(1) 津波警報・注意報は、津波による災害のおそれがあると予想される場合に<u>気象庁</u>が、気象業務法に基づき担当津波予報区域内の予報区に対して発表する。</p> <p>①～② (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>【津波警報及び注意報を解除】の表中 平成21年4月<u>30</u>日10時29分 気象庁発表</p> <p>(3) 地震及び津波に関する情報の伝達系統</p>  <pre> graph LR A[熊本海上保安部] --> B[管下署、分室、船艇] B --> C[海上の船舶] B --> D[船舶津波、台風等対策協議会] B --> E[排出油等防除協議会] </pre>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>伝達系統図の整理</p>
--	---	---	---

88



伝達系統図の整理

89-3

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面の状況
5弱	亀裂や液状化が生じることがある。	落石や がけ崩れ が発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れ や地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れ が多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
7		

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面の状況
5弱	亀裂や液状化が生じることがある。	落石や 崖崩れ が発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	崖崩れ や地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	崖崩れ が多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
7		

表記の整理

90

第7節 災害情報収集・伝達計画（県知事公室、関係機関）

大規模地震発生時における各種地震情報、津波情報、被害発生に係

第7節 災害情報収集・伝達計画（県知事公室、**市町村**、関係機関）

大規模地震・津波発生時における各種地震情報、津波情報、被害発

関係機関の整理
表記の整理

	<p>る情報及び防災関係機関が実施する活動情報等は、応急活動等を効果的に実施するために重要であるので、情報の収集、連絡を迅速かつ効果的に行い、被害規模の早期把握に努めるものとする。</p> <p>90 1. 実施責任者</p> <p>(1) 県 (略)</p> <p>(2) 防災関係機関 (略)</p> <p>(3) 市町村</p> <p>市町村長は、管内の被害報告等を収集し、県その他関係機関に通報又は報告を行うものとする。</p> <p>なお、県への報告に当たっては、初動期は直接県本庁に報告するものとし、県本庁からの指示に基づき地域振興局総務部総務振興課又は熊本土木事務所を経由して報告する体制に移行するものとする。</p> <p>市町村長が県(県本庁又は地域振興局及び熊本土木事務所)に報告することができないときは、直接国(自治省消防庁)に対して被害報告を行うものとする。この場合、通信が回復次第、速やかに県に報告するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>90 2. 被害報告取扱責任者 (略)</p> <p>91 3. 防災情報の収集・伝達システムの活用 (略)</p> <p>91 4. 被害等の調査・報告</p> <p>(1) 航空機の派遣要請 (略)</p> <p>91 (2) 市町村による調査等</p> <p>市町村は、防災行政無線、消防無線等の活用及び自主防災組織や自治会からの情報をもとに、管内の被害状況の早期把握に努めるととも</p>	<p>生に係る情報及び防災関係機関が実施する活動情報等は、応急活動等を効果的に実施するために重要であるので、情報の収集、連絡を迅速かつ効果的に行い、被害規模の早期把握に努めるものとする。</p> <p>1. 実施責任者</p> <p>(1) 県 (略)</p> <p>(2) 防災関係機関 (略)</p> <p>(3) 市町村</p> <p>市町村長は、管内の被害報告等を収集し、県その他関係機関に通報又は報告を行うものとする。</p> <p>なお、県への報告に当たっては、初動期は直接県本庁に報告するものとし、県本庁からの指示に基づき地域振興局総務部総務振興課又は熊本土木事務所を経由して報告する体制に移行するものとする。</p> <p><u>ただし、通信の途絶等により</u>、市町村長が県(県本庁又は地域振興局及び熊本土木事務所)に報告することができないときは、直接国(<u>総務省</u>消防庁)に対して被害報告を行うものとする。この場合、通信が回復次第、速やかに県に報告するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2. 被害報告取扱責任者 (略)</p> <p>3. 防災情報の収集・伝達システムの活用 (略)</p> <p>4. 被害等の調査・報告</p> <p>(1) 航空機の派遣要請 (略)</p> <p>(2) 市町村による調査等</p> <p>市町村は、防災行政無線、消防無線等の活用及び自主防災組織や自治会からの情報をもとに、管内の被害状況の早期把握に努めるととも</p>	<p>対策の追加 表記の整理</p>
--	---	---	------------------------

<p>92</p>	<p>に、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の把握に努めるものとする。</p> <p>災害の当初においては、次に掲げる情報のうち①～⑤の情報収集に努めるものとし、初期の段階においては具体的な被害状況によらず、119番通報の殺到状況等被害規模を推定できる概括的な情報で足りるものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>なお、報告は被害報告取扱要領（別冊資料編参照）に基づいて行うこととするが、至急の場合はその様式等にこだわらないものとする。</p> <p>① 人的被害 ② 火災の発生状況 ③ 家屋等の倒壊（住宅、ブロック塀等の倒壊状況） ④ 住民の行動・避難状況 ⑤ 津波、土砂災害の発生状況 ⑥ 道路・橋梁被害による通行不能路線・区間 ⑦ 医療救護関係情報 ⑧ その他必要な被害報告</p> <p>(3) 県による調査等</p> <p>震度5弱以上の地震が発生した場合には、防災消防ヘリコプターにより情報収集にあたるものとする。</p> <p>また、市町村において災害による被害程度が大きいと認められ、当</p>	<p>に、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の把握に努めるものとする。</p> <p>災害の当初においては、次に掲げる情報のうち①～⑤の情報収集に努めるものとし、初期の段階においては具体的な被害状況によらず、119番通報の殺到状況等被害規模を推定できる概括的な情報で足りるものとする。</p> <p><u>ただし、①の中の行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。</u></p> <p>なお、報告は被害報告取扱要領（別冊資料編参照）に基づいて行うこととするが、至急の場合はその様式等にこだわらないものとする。</p> <p>① 人的被害 <u>(行方不明者の数を含む)</u> ② 火災の発生状況 ③ 家屋等の倒壊（住宅、ブロック塀等の倒壊状況） ④ 住民の行動・避難状況 ⑤ 津波、土砂災害の発生状況 ⑥ 道路・橋梁被害による通行不能路線・区間 ⑦ 医療救護関係情報 ⑧ その他必要な被害報告</p> <p>(3) 県による調査等</p> <p>震度5弱以上の地震が発生した場合には、<u>県警ヘリコプター及び防</u>災消防ヘリコプターにより情報収集にあたるものとする。</p> <p>また、市町村において災害による被害程度が大きいと認められ<u>又は</u></p>	<p>対策の追加</p> <p>対策の整理</p> <p>対策の追加</p> <p>対策の整理</p>
-----------	--	---	---

	<p>該市町村での情報収集活動が十分に行えないおそれがある場合には、 県では調査班を編成して、(2)に掲げる情報について、被害状況調査を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 県警による調査</p> <p>警察は、大規模地震には、交番、駐在所、P C、白バイ、ヘリコプター等の勤務員が直ちに情報収集にあたり、その情報が一元的に集約される体制の確立を図るとともに、交通監視カメラ等の画像情報収集機材の積極的活用を図るものとする。</p> <p>また、警察署、交番等のF A Xを利用して、地域の各種施設等に情報を伝達するF A Xネットワークの構築を推進し、災害発生時に活用するものとする。</p>	<p><u>通信の途絶等が発生し</u>、当該市町村での情報収集活動が十分に行えないおそれがある場合には、県では調査班を編成して、(2)に掲げる情報について、被害状況調査を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 県警による調査</p> <p>警察は、大規模地震<u>及び津波警報発令時</u>には、交番、駐在所、P C、白バイ、ヘリコプター等の勤務員が直ちに情報収集にあたり、その情報が一元的に集約される体制の確立を図るとともに、交通監視カメラ等の画像情報収集機材の積極的活用を図るものとする。</p> <p>また、警察署、交番等のF A Xを利用して、地域の各種施設等に情報を伝達するF A Xネットワークの構築を推進し、災害発生時に活用するものとする。</p>	<p>表記の整理</p>
92	<p><u>(新規)</u></p>	<p><u>5. 災害情報収集・伝達関係者の安全確保</u></p> <p><u>災害・被害情報収集・伝達等防災業務に従事する者の安全確保について留意するものとし、平時から安全確保の方法等について検討・対策を進めるものとする。</u></p>	<p>対策の追加</p>
92	<p><u>(新規)</u></p>	<p><u>6. 応急対策活動情報の連絡</u></p> <p><u>市町村は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を報告し、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。</u></p> <p><u>県及び公共機関は、必要に応じ、指定行政機関を通じ国に連絡する。</u></p>	<p>対策の追加</p>
93	<p><u>5. 防災関係機関等の協力関係</u></p> <p><u>被害情報の迅速かつ的確な把握は、あらゆる応急対策活動の基本となるものである。</u></p>	<p><u>7. 防災関係機関等の協力関係</u></p> <p><u>県、市町村及び防災関係機関は、災害が発生した場合には、緊密に連携協力して、被害に関する状況及び応急対策の活動状況について情</u></p>	<p>表記の整理</p>

	<p><u>このため、県、市町村及び防災関係機関は、災害が発生した場合には、相互に緊密に連携協力して、相互に被害に関する情報交換を行うものとする。</u></p>	<p><u>報交換を行うものとする。</u> <u>また、平時から総合防災訓練等を通じ、関係機関の情報交換体制の強化に努めるものとする。</u></p>	<p>対策の追加</p>
<p>93</p>	<p><u>6. 情報の伝達系統</u> (略) <u>7. 災害確定報告</u> (略)</p>	<p><u>8. 情報の伝達系統</u> (略) <u>9. 災害確定報告</u> (略)</p>	
<p>94</p>	<p>第8節 広報計画（県知事公室、関係機関） 県、市町村及び防災関係機関は、災害時の情報及び被害状況等<u>を</u>、報道機関その他を通じて速やかに関係機関及び住民に周知徹底し、被害の軽減と民心の安定を図るものとする。 1～3 (略)</p>	<p>第8節 広報計画（県知事公室、関係機関） 県、市町村及び防災関係機関は、災害時の情報及び被害状況等<u>を</u>報道機関その他を通じて速やかに関係機関及び住民に周知徹底し、被害の軽減と民心の安定を図るものとする。 1～3 (略)</p>	
<p>94</p>	<p>4. 県における広報活動（県知事公室） (1) 広報内容 災害の規模、態様に応じて次の事項を広報するものとする。 ① 災害対策本部の設置 ② 災害の概要（被害の規模・状況等） ③ 津波に関する情報 ④ 防災関係機関の防災体制及び応急措置に関する事項 ⑤ 道路、河川等の公共施設被害 ⑥ 電気、ガス、水道等供給の状況 ⑦ 二次災害を含む被害の防止に関する事項 <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u></p>	<p>4. 県における広報活動（県知事公室） (1) 広報内容 災害の規模、態様に応じて次の事項を広報するものとする。 ① 災害対策本部の設置 ② 災害の概要（被害の規模・状況、<u>余震の状況</u>等） ③ 津波に関する情報 ④ 防災関係機関の防災体制及び応急措置に関する事項 ⑤ 道路、河川等の公共施設被害、<u>復旧状況</u> ⑥ 電気、ガス、水道等供給の状況、<u>復旧状況</u> ⑦ 二次災害を含む被害の防止に関する事項 <u>⑧ 住民の安否情報</u> <u>⑨ 医療機関、金融機関などの生活関連状況</u> <u>⑩ 交通規制の状況</u> <u>⑪ 被災者支援に関する情報等</u></p>	<p>対策の整理 対策の整理 対策の整理 対策の追加 対策の追加 対策の追加 対策の追加</p>

<p>94</p>	<p>⑧ 社会秩序の維持及び民心の安定に関する事項 ⑨ その他必要な事項</p> <p>(2) 広報の方法</p> <p>広報の実施にあたっては、情報の出所を明確にしたうえで、災害の規模、態様に応じて次の広報手段のうち最も有効かつ適切な方法によるものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>① 県広報媒体の利用（新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等） ② パブリシティ活動の展開 報道機関への情報提供 ③ 広報車、船舶等による広報 ④ 防災消防ヘリコプターによる広報 ⑤ チラシ、ポスター等 ⑥ <u>インターネットの利用（県知事公室、県企画振興部）</u> ⑦ その他状況に応じ効果的な方法</p>	<p>⑫ 社会秩序の維持及び民心の安定に関する事項 ⑬ その他必要な事項</p> <p>(2) 広報の方法</p> <p>広報の実施にあたっては、情報の出所を明確にしたうえで、災害の規模、態様に応じて次の広報手段のうち最も有効かつ適切な方法によるものとする。</p> <p><u>広報手法の選択に当たっては、高齢者、障がい者、外国人等災害時要援護者にも配慮した方法とする。</u></p> <p><u>また、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等を踏まえ、例えば、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、情報を提供する媒体にも配慮し、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>なお、広報活動に従事するものの安全確保について留意する。</u></p> <p>① 県広報媒体の利用（新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等） ② パブリシティ活動の展開 報道機関への情報提供 ③ 広報車、船舶等による広報 ④ 防災消防ヘリコプターによる広報 ⑤ チラシ、ポスター等 ⑥ <u>携帯電話によるメールサービス</u>の利用 ⑦ その他状況に応じ効果的な方法</p>	<p>対策の追加</p> <p>対策の追加</p>
<p>95</p>	<p>5. 市町村における広報活動（<u>県知事公室、市町村</u>）</p> <p>(1) 広報内容</p> <p>災害の規模、態様に応じて次の事項を広報するものとする。</p> <p>① 災害対策本部の設置</p>	<p>5. 市町村における広報活動（市町村）</p> <p>(1) 広報内容</p> <p>災害の規模、態様に応じて次の事項を広報するものとする。</p> <p>① 災害対策本部の設置</p>	<p>関係機関の整理</p>

	<p>② 災害の概況（被害の規模・状況等）</p> <p>③ 津波に関する情報</p> <p>④ 市町村及び消防機関の防災体制及び応急措置に関する事項</p> <p>⑤ 避難の勧告・指示（<u>避難場所</u>・避難路の指示）及び避難時の留意事項</p> <p>⑥ 電気、ガス、水道等供給の状況</p> <p>⑦ 防疫に関する事項</p> <p>⑧ 火災状況</p> <p>⑨ 医療救護所の開設状況</p> <p>⑩ 給食・給水実施状況</p> <p>⑪ 道路、河川等の公共施設被害</p> <p>⑫ 道路交通等に関する事項</p> <p>⑬ 一般的な住民生活に関する情報</p> <p>⑭ 社会秩序の維持及び民心の安定に関する事項</p> <p>⑮ 二次災害を含む被害の防止に関する事項</p> <p><u>（新規）</u></p> <p><u>（新規）</u></p> <p><u>（新規）</u></p> <p><u>（新規）</u></p> <p>⑯ その他必要な事項</p>	<p>② 災害の概況（被害の規模・状況、<u>余震の状況</u>等）</p> <p>③ 津波に関する情報</p> <p>④ 市町村及び消防機関の防災体制及び応急措置に関する事項</p> <p>⑤ 避難の勧告・指示（<u>緊急避難場所</u>・避難路の指示）及び避難時の留意事項</p> <p>⑥ 電気、ガス、水道等供給の状況、<u>復旧状況</u></p> <p>⑦ 防疫に関する事項</p> <p>⑧ 火災状況</p> <p>⑨ 医療救護所の開設状況</p> <p>⑩ 給食・給水実施状況</p> <p>⑪ 道路、河川等の公共施設被害、<u>復旧状況</u></p> <p>⑫ 道路交通等に関する事項、<u>復旧状況</u></p> <p>⑬ 一般的な住民生活に関する情報</p> <p>⑭ 社会秩序の維持及び民心の安定に関する事項</p> <p>⑮ 二次災害を含む被害の防止に関する事項</p> <p><u>⑯ 住民の安否情報</u></p> <p><u>⑰ 医療機関、金融機関などの生活関連状況</u></p> <p><u>⑱ 交通規制の状況</u></p> <p><u>⑲ 被災者支援に関する情報等</u></p> <p><u>⑳ その他必要な事項</u></p>	<p>対策の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の整理</p> <p>対策の整理</p> <p>対策の整理</p> <p>対策の追加</p> <p>対策の追加</p> <p>対策の追加</p> <p>対策の追加</p>
96	<p>（２）広報の方法</p> <p>広報の実施に当たっては、情報の出所を明確にしたうえで、災害の規模、態様に応じて次の広報手段のうち最も有効かつ適切な方法によるものとする。</p> <p><u>（新規）</u></p>	<p>（２）広報の方法</p> <p>広報の実施にあたっては、情報の出所を明確にしたうえで、災害の規模、態様に応じて次の広報手段のうち最も有効かつ適切な方法によるものとする。</p> <p><u>広報手法の選択に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、児童等</u></p>	<p>対策の追加</p>

	<p>① 防災行政無線等による広報</p> <p>② 広報車船舶等による広報</p> <p>③ 消防団による広報</p> <p>④ 報道機関（テレビ、ラジオ、新聞等）による広報</p> <p>⑤ 広報紙、チラシ、ポスター等</p> <p>⑥ 避難場所への職員の派遣</p> <p>⑦ 自主防災組織等による広報</p> <p><u>（新規）</u></p> <p><u>（新規）</u></p> <p>⑧ その他状況に応じ効果的な方法</p> <p>6. 警察における広報（県警察本部）（略）</p> <p>7. インターネットの利用（県知事公室、県企画振興部）（略）</p> <p>98 第9節 避難収容対策計画（県知事公室、県総務部、県健康福祉部、県土木部、県教育庁、県警察本部、海上保安部、自衛隊、市町村）（略）</p> <p>98 1. 実施責任者（県知事公室、県総務部、市町村、関係機関）（略）</p>	<p><u>災害時要援護者にも配慮した方法とする。</u></p> <p><u>また、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等を踏まえ、例えば、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、情報を提供する媒体にも配慮し、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>なお、広報活動に従事するものの安全確保について留意する。</u></p> <p>① 防災行政無線等による広報</p> <p>② 広報車船舶等による広報</p> <p>③ 消防団による広報</p> <p>④ 報道機関（テレビ、ラジオ、新聞等）による広報</p> <p>⑤ 広報紙、チラシ、ポスター等</p> <p>⑥ 避難場所への職員の派遣</p> <p>⑦ 自主防災組織等による広報</p> <p>⑧ <u>携帯電話メールサービスによる広報</u></p> <p>⑨ <u>安否情報システムによる広報</u></p> <p>⑩ その他状況に応じ効果的な方法</p> <p>6. 警察における広報（県警察本部）（略）</p> <p>7. インターネットの利用（県知事公室、県企画振興部）（略）</p> <p>第9節 避難収容対策計画（県知事公室、県総務部、県健康福祉部、県土木部、県教育庁、県警察本部、海上保安部、自衛隊、市町村）（略）</p> <p>1. 実施責任者（県知事公室、県総務部、市町村、関係機関）（略）</p>	<p>対策の追加</p> <p>対策の追加</p> <p>対策の追加</p>
--	---	---	--

<p>98</p> <p>99</p> <p>99</p>	<p>2. 避難勧告等の内容及び伝達方法（県知事公室、県総務部、市町村、関係機関）</p> <p>(1) 避難勧告等の内容 (略)</p> <p>(2) 避難勧告等の伝達方法</p> <p>避難勧告等の伝達は、最も迅速・的確に住民に周知できる方法により実施するが、おおむね次の方法によるものとする。</p> <p>なお、<u>災害時要援護者に対しては、あらかじめ要援護者の特性に応じた伝達方法を講じておくものとする。</u></p> <p>① 防災行政無線による伝達周知</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>② あらかじめ定められた伝達系統組織を通じ、関係者から直接口頭および拡声器等による伝達周知</p> <p>③ サイレンおよび警鐘による伝達周知</p> <p>④ 広報車等による伝達周知</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>⑤ 自主防災組織、自治会、町内会等への有線放送および電話等による伝達周知</p> <p>⑥ <u>報道関係機関</u>を通じての伝達周知</p> <p>また、電話回線の不通、停電等を想定するとともに、防災行政無線等の機材が整備されている市町村においては、日頃から非常用電源の点検整備、戸別家庭用端末内蔵電池の交換等を行っておき、災害時に機能するように維持管理しておくものとする。</p> <p>3. 警戒区域の設定（県知事公室、県総務部、市町村、関係機関）(略)</p> <p>4. 避難の誘導（県知事公室、県総務部、市町村、警察本部、関係機関）</p> <p>(1) 市町村等</p>	<p>2. 避難勧告等の内容及び伝達方法（県知事公室、県総務部、市町村、関係機関）</p> <p>(1) 避難勧告等の内容 (略)</p> <p>(2) 避難勧告等の伝達方法</p> <p>避難勧告等の伝達は、最も迅速・的確に住民に周知できる方法により実施するが、おおむね次の方法によるものとする。</p> <p>なお、<u>高齢者や障がい者等の災害時要援護者や一時滞在者等に対しては、あらかじめその特性に応じた伝達方法を講じておくものとする。</u></p> <p>① 防災行政無線による伝達周知</p> <p>② <u>J-ALERTによる伝達周知</u></p> <p>③ あらかじめ定められた伝達系統組織を通じ、関係者から直接口頭および拡声器等による伝達周知</p> <p>④ サイレンおよび警鐘による伝達周知</p> <p>⑤ 広報車等による伝達周知</p> <p>⑥ <u>携帯電話メールサービスによる伝達周知</u></p> <p>⑦ 自主防災組織、自治会、町内会等への有線放送および電話等による伝達周知</p> <p>⑧ <u>報道関係機関（コミュニティFMを含む）</u>を通じての伝達周知</p> <p>また、電話回線の不通、停電等を想定するとともに、防災行政無線等の機材が整備されている市町村においては、日頃から非常用電源の点検整備、戸別家庭用端末内蔵電池の交換等を行っておき、災害時に機能するように維持管理しておくものとする。</p> <p>3. 警戒区域の設定（県知事公室、県総務部、市町村、関係機関）(略)</p> <p>4. 避難の誘導（県知事公室、県総務部、市町村、警察本部、関係機関）</p> <p>(1) 市町村等</p>	<p>対策の追加</p> <p>対策の追加</p> <p>対策の追加</p> <p>表記の整理</p>
-------------------------------	--	---	---

100	<p>市町村長等の避難勧告等を実施する者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう自主防災組織等の協力を得て、できるだけ自治会、町内会単位等で集団避難を行うものとし、特に高齢者、障がい者、児童、外国人等の災害時要援護者の避難に配慮するものとする。</p> <p>このほか、避難誘導に当たっては次の事項に留意するものとする。</p> <p>① 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。</p> <p>② 危険な地点には標示やなわ張りをを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること。</p> <p>③ 住民に対して、高齢者、障がい者、児童、外国人等の災害時要援護者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(2) 警察（警察本部）</p> <p>警察は住民等の避難誘導に当たって、市町村に協力するとともに、下記の事項に留意した誘導を行うものとする。</p> <p>① 被災地域、危険箇所等の現場の状況を把握したうえで、安全な<u>避難路</u>を選定し、避難誘導を行うものとする。</p>	<p>市町村長等の避難勧告等を実施する者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう自主防災組織等の協力を得て、できるだけ自治会、町内会単位等で集団避難を行うものとし、特に高齢者、障がい者、児童、<u>妊産婦</u>、外国人等の災害時要援護者の避難に配慮するものとする。</p> <p>このほか、避難誘導に当たっては次の事項に留意するものとする。</p> <p>① 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。</p> <p>② 危険な地点には標示やなわ張りをを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること。</p> <p>③ 住民に対して、高齢者、障がい者、児童、<u>妊産婦</u>、外国人等の災害時要援護者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること。</p> <p>④ <u>津波に対する避難の場合は、特に次に留意すること。</u></p> <p><u>(i) 既存の指定した避難所にとらわれず、できるだけ高い建築物や高台等の緊急避難場所へ誘導するものとする。</u></p> <p><u>(ii) 徒歩による避難を原則としつつ、地域の実情に応じて自動車による避難を図ること。</u></p> <p><u>(iii) 津波の危険は継続する可能性もあるため、気象台の情報等を十分に確認し、避難の解除が早すぎることをしないよう適切な住民避難を行うこと。</u></p> <p>(2) 警察（警察本部）</p> <p>警察は住民等の避難誘導に当たって、市町村に協力するとともに、下記の事項に留意した誘導を行うものとする。</p> <p>① 被災地域、危険箇所等の現場の状況を把握したうえで、安全な<u>緊急避難場所、避難路</u>を選定し、避難誘導を行うものとする。</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p> <p>対策の整理</p>
-----	---	--	---

100	<p style="text-align: center;"><u>(新規)</u></p> <p>② 高齢者、障がい者等については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど<u>災害時要援護者対策に十分に配慮するものとする。</u></p> <p>(3) 社会福祉施設等 略</p> <p>5. 避難所の開設および収容（県健康福祉部、市町村）</p> <p>災害救助法が適用された場合の避難所の開設および収容等の基準は、同法および運営方針によるが、その概要は次のとおりであり、同法が適用されない場合もこれに準じて行うものとする。</p> <p>なお、避難所への収容においては、災害時要援護者の特性に可能な限り配慮するものとし、場合によっては、病院や社会福祉施設等への収容についても検討を行うものとする。</p> <p>(1) 避難所等の安全性の確認</p> <p>市町村は、避難場所の安全性を確認したうえで、避難所を設置するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新規)</u></p> <p>安全性の確認の結果、災害の様相が深刻で、当該市町村内では避難所を設置することができない場合には、隣接市町村と協議し、収容の委託あるいは隣接市町村の建物・土地を借り上げて避難所</p>	<p style="text-align: center;"><u>特に、津波被害が予想される場合は、できるだけ高い建物等や高台の避難場所への誘導を行うものとする。</u></p> <p>② 高齢者、障がい者、<u>児童、妊産婦</u>等については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うが、<u>特に津波被害が予想される場合は、到達時間を考慮し、有効な装備資機材（リヤカー、おんぶ帯等）を活用し避難誘導を図るなど、災害時要援護者対策に十分に配慮するものとする。</u></p> <p>(3) 社会福祉施設等 略</p> <p>5. 避難所の開設および収容（県健康福祉部、市町村）</p> <p>災害救助法が適用された場合の避難所の開設および収容等の基準は、同法および運営方針によるが、その概要は次のとおりであり、同法が適用されない場合もこれに準じて行うものとする。</p> <p>なお、避難所への収容においては、災害時要援護者の特性に可能な限り配慮するものとし、場合によっては、病院や社会福祉施設等への収容について検討を行うものとする。</p> <p>(1) 避難所等の安全性の確認</p> <p>市町村は、避難場所の安全性を確認したうえで、<u>あらかじめ指定していた施設において</u>避難所を設置するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>また、必要に応じ、あらかじめ指定していた施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として設置する。</u></p> <p>安全性の確認の結果、災害の様相が深刻で、当該市町村内では避難所を設置することができない場合には、隣接市町村と協議し、収容の委託あるいは隣接市町村の建物・土地を借り上げて避難所</p>	<p>対策の追加</p> <p>表記の整理 対策の追加</p> <p>対策の整理</p> <p>対策の強化</p>
-----	--	--	---

101	を設置するものとする。	を設置するものとする。	
	(2) 収容施設等 (略)	(2) 収容施設等 (略)	
	(3) 収容の対象者 (略)	(3) 収容の対象者 (略)	
	(4) 住民への周知 (略)	(4) 住民への周知 (略)	
	(5) 避難所運営職員の派遣 (略)	(5) 避難所運営職員の派遣 (略)	
	(6) 避難所開設の報告 (略)	(6) 避難所開設の報告 (略)	
	<u>(新規)</u>	<u>(7) 避難所の管理運営</u>	
	<u>(新規)</u>	<u>ア 市町村は、避難所運営マニュアル等に基づき、避難所を適切に運営管理するものとする。</u>	対策の追加
	<u>(新規)</u>	<u>イ 市町村は、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。</u>	対策の追加
	<u>(新規)</u>	<u>ウ 市町村は、避難所における生活環境に注意を払い、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努めるものとする。</u>	対策の追加
<u>(新規)</u>	<u>エ 市町村は、男女共同参画の視点に配慮した避難所の運営に努めるものとする。また、食事の提供の際は、乳幼児、アレルギー疾患患者等の把握を行うとともに、必要な食料確保等を行うものとする。</u>	対策の追加	
<u>(新規)</u>	<u>オ 避難期間が長期化する場合、県、市町村は、精神科医、臨床心理士、保健師等によるこころのケアも行うものとする。</u>	対策の追加	
<u>(新規)</u>	<u>カ 夏期には扇風機等、冬期には暖房器具等を設置するなど、季節や環境を考慮し、快適な環境の確保に努めるものとする。</u>	対策の追加	
<u>(新規)</u>	<u>キ また、必要に応じ、市町村は、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</u>	対策の追加	
<u>(7) 災害救助法が適用された場合の留意事項 (略)</u>	<u>(8) 災害救助法が適用された場合の留意事項 (略)</u>		

101	<p>6. 要援護者に対する対策（県健康福祉部、<u>総務部</u>、市町村、消防機関）（略）</p>	<p>6. 要援護者に対する対策（県健康福祉部、<u>県知事公室</u>、市町村、消防機関）（略）</p>	関係機関の整理
102	<p>7. 防火対象物等における避難対策等（県教育庁、市町村、県総務部、関係機関）</p> <p>学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、その他消防法による防火対象物の防火管理者は、多数の者の出入りする施設として災害時の避難対策を十分講じておくものとする。</p> <p>特に、学校においては、次の応急措置等を実施するものとする。</p> <p>（1）情報の伝達・収集等</p> <p>① 教育長は、<u>災害の種別、程度により</u>速やかに学校長に通報し、必要な避難措置をとらせるものとする。</p> <p>② 学校長は、教育長又は関係機関から災害に関する情報を受けた場合には、教職員に対して当該情報を速やかに伝達するとともに、自らテレビ、ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努めるものとする。</p> <p>なお、児童・生徒等への伝達にあたっては、混乱を防止するように配慮するものとする。</p> <p>③ 学校長は、児童・生徒等及び学校施設に被害を受け、又はそのおそれがある場合は、直ちにその状況を<u>市町村その他関係機関に報告するものとする。</u></p>	<p>7. 防火対象物等における避難対策等（県教育庁、市町村、県総務部、関係機関）</p> <p>学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、その他消防法による防火対象物の防火管理者は、多数の者の出入りする施設として災害時の避難対策を十分講じておくものとする。</p> <p>特に、学校においては、次の応急措置等を実施するものとする。</p> <p>（1）情報の伝達・収集等</p> <p>① 教育長は、<u>地震・津波災害の種別、程度を</u>速やかに学校長に通報し、必要な避難措置をとらせるものとする。</p> <p>② 学校長は、教育長又は関係機関から災害に関する情報を受けた場合には、教職員に対して当該情報を速やかに伝達するとともに、自らテレビ、ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努めるものとする。</p> <p>なお、児童・生徒等への伝達にあたっては、混乱を防止するように配慮するものとする。</p> <p>③ 学校長は、児童・生徒等及び学校施設に被害を受け、又はそのおそれがある場合は、直ちにその状況を<u>市町村、自治会、自主防災組織、消防団、近隣住民その他関係機関に報告し、必要に応じ応援等を求めるものとする。</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>対策の強化</p>
102	<p>（2）避難の指示等</p> <p>① 教育長の避難の指示等は、市町村長等の指示により行うほか、</p>	<p>（2）避難の指示等</p> <p>① 教育長の避難の指示等は、市町村長等の指示により行うほか、</p>	

<p>103</p>	<p>安全性を考慮して、速やかに実施するものとする。</p> <p>また、避難の指示にあたっては、<u>災害の種類</u>、発生の時期及び発生場所等を考慮に入れて、<u>危険が迫っている学校から順次指示するものとする。</u></p> <p>② 学校長は、教育長から避難の指示等があった場合には、速やかに実施するとともに、緊急を要する場合には、自ら災害の状況を判断し、児童・生徒等の屋外への避難や<u>避難場所等</u>への避難を迅速に指示するものとする。</p> <p>なお、状況によっては、教職員が個々に適切な指示を行うものとする。</p> <p>③ 児童・生徒等が学校の管理外にある場合には、学校長は状況を判断して臨時休校等の措置を講ずるものとする。</p> <p>なお、臨時休校の通告及び連絡方法については、あらかじめ児童・生徒等に対し周知徹底しておくものとする。</p> <p>(3) 避難の誘導等</p> <p>① 避難の誘導</p> <p>学校長及び教職員は、児童・生徒等の安全を確保するため、あらかじめ定めた計画に基づき児童・生徒等の誘導を行うものとする。</p> <p>なお、状況により校外への誘導が必要である場合は、<u>市町村その他関係機関</u>の指示及び協力を得て行うものとする。</p> <p>② 避難の順位 (略)</p> <p>③ 下校時の危険防止 (略)</p> <p>④ 校内保護</p>	<p>安全性を考慮して、速やかに実施するものとする。</p> <p>また、避難の指示にあたっては、<u>地震・津波災害の種類</u>、発生の時期及び発生場所等を考慮に入れて、<u>危険が迫っている学校から順次指示するほか、一斉メール、ファックス等により必要な情報を当該地域の学校全てに伝えるものとする。</u></p> <p>② 学校長は、教育長から避難の指示等があった場合には、速やかに実施するとともに、緊急を要する場合には、自ら災害の状況を判断し、児童・生徒等の屋外への避難や<u>緊急避難場所等</u>への避難を迅速に指示するものとする。</p> <p>なお、状況によっては、教職員が個々に適切な指示を行うものとする。</p> <p>③ 児童・生徒等が学校の管理外にある場合には、学校長は状況を判断して臨時休校等の措置を講ずるものとする。</p> <p>なお、臨時休校の通告及び連絡方法については、あらかじめ児童・生徒等に対し周知徹底しておくものとする。</p> <p>(3) 避難の誘導等</p> <p>① 避難の誘導</p> <p>学校長及び教職員は、児童・生徒等の安全を確保するため、あらかじめ定めた計画に基づき児童・生徒等の誘導を行うものとする。</p> <p>なお、状況により校外への誘導が必要である場合は、<u>市町村、自治会、自主防災組織、消防団、近隣住民その他関係機関</u>の指示及び協力を得て行うものとする。</p> <p>② 避難の順位 (略)</p> <p>③ 下校時の危険防止 (略)</p> <p>④ 校内保護</p>	<p>表記の整理 対策の追加</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の強化</p>
------------	--	--	--

	<p>学校長は、災害の状況により、児童・生徒等を下校させることが危険であると判断した場合は、校内に保護し、速やかに保護者への連絡に努めるものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>なお、この場合、速やかに市町村に対して、児童・生徒等の数その他必要な事項を報告するものとする。</p>	<p>学校長は、災害の状況により、児童・生徒等を下校させることが危険であると判断した場合は、校内に保護し、速やかに保護者への連絡に努めるものとする。</p> <p><u>特に、津波の危険は継続する可能性もあるため、関係機関の情報等を十分に把握し、安全を確認するものとする。</u></p> <p>なお、この場合、速やかに市町村に対して、児童・生徒等の数その他必要な事項を報告するものとする。</p>	<p>対策の追加</p>
<p>103</p>	<p>(4) 学校が地域の避難所となる場合の留意事項</p> <p>① 避難所になった学校の学校長は避難所に供する施設、設備の安全を確認し、避難した者に対して、その利用について必要な指示をするものとする。</p> <p>② 学校長は、施設及び設備の応急復旧状況を把握し、速やかに応急教育計画を作成し、応急教育の開始時期及び方法を確実に児童・生徒等及び保護者に連絡するものとする。</p> <p>③ 全児童・生徒等を学校に同時に収容できない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用して分散授業を行う等の措置を講じるものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>(4) 学校が地域の避難所となる場合の留意事項</p> <p>① 避難所になった学校の学校長は避難所に供する施設、設備の安全を確認し、避難した者に対して、その利用について必要な指示をするものとする。</p> <p>② 学校長は、施設及び設備の応急復旧状況を把握し、速やかに応急教育計画を作成し、応急教育の開始時期及び方法を確実に児童・生徒等及び保護者に連絡するものとする。</p> <p>③ 全児童・生徒等を学校に同時に収容できない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用して分散授業を行う等の措置を講じるものとする。</p> <p><u>④ 避難が長期間となる恐れがある場合は、市町村は学校長と協議し、学校教育上支障とならないように必要な措置を講じるものとする。</u></p>	<p>対策の追加</p>
<p>103</p>	<p>(5) その他の留意事項</p> <p>① 保健衛生</p> <p>学校長は、災害時において、建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童・生徒等の保健衛生について必要な措置を講じる</p>	<p>(5) その他の留意事項</p> <p>① 保健衛生</p> <p>学校長は、災害時において、建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童・生徒等の保健衛生について必要な措置を講じる</p>	

<p>103</p>	<p>ものとする。</p> <p>② 教育活動の再開 教育活動の再開に当たっては、児童・生徒等の登下校時の安全に留意するものとする。</p> <p>③ 避難訓練の実施 学校長は、<u>災害種別</u>に応じた避難訓練を、平素から実施するものとする。 <u>(新規)</u></p> <p>④ 連絡網の整備 教育長の各学校への通報および連絡は、迅速かつ的確に行われるように、平素から連絡網を整備しておくものとする。</p> <p>⑤ 計画の策定 学校長は、次の事項について計画し、集団避難が安全、かつ迅速に行われるようにするものとする。</p> <p>イ <u>災害の種別</u>に応じた避難指示等の伝達方法</p> <p>ロ <u>避難場所</u>の指定</p> <p>ハ 避難順位および<u>避難場所</u>までの誘導責任者</p> <p>ニ 児童生徒の携行品</p> <p>ホ 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画</p> <p>ヘ 負傷者の救護方法</p> <p>ト 保護者への連絡及び引き渡し方法 <u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>ものとする。</p> <p>② 教育活動の再開 <u>学校長は</u>、教育活動の再開に当たっては、児童・生徒等の登下校時の安全に留意するものとする。</p> <p>③ 避難訓練の実施 学校長は、<u>地震・津波災害</u>に応じた避難訓練を、平素から実施するものとする。 <u>なお、訓練に際しては、学校関係者だけでなく市町村、自治会、自主防災組織、消防団、近隣住民その他関係機関等参加型訓練の実施など工夫に努める。</u></p> <p>④ 連絡網の整備 教育長の各学校への通報および連絡は、迅速かつ的確に行われるように、平素から連絡網を整備しておくものとする。</p> <p>⑤ 計画の策定 学校長は、次の事項について計画し、集団避難が安全、かつ迅速に行われるようにするものとする。</p> <p>イ <u>地震・津波災害</u>に応じた避難指示等の伝達方法</p> <p>ロ <u>緊急避難場所</u>の指定</p> <p>ハ 避難順位および<u>緊急避難場所</u>までの誘導責任者</p> <p>ニ 児童生徒の携行品</p> <p>ホ 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画</p> <p>ヘ 負傷者の救護方法</p> <p>ト 保護者への連絡及び引き渡し方法 <u>チ 登下校中の避難方法</u></p> <p><u>8. 広域的避難収容（県知事公室、県健康福祉部、市町村）</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p> <p>対策の追加</p>
------------	--	---	---

<p>103</p>	<p><u>(新規)</u></p>	<p><u>被災市町村は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難、避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、必要に応じ、県に支援を要請するものとし、県は必要な調整を行う。</u></p> <p><u>9. 被災者等への的確な情報伝達活動関係（県総務部、市町村）</u></p> <p><u>県、市町村は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図るものとする。</u></p>	<p>対策の追加</p>
<p>104</p>	<p>第10節 交通規制計画（県土木部、県警察本部、九州地方整備局、西日本高速道路（株）、関係機関）</p> <p><u>大規模地震発生時に</u>、道路災害が発生するおそれがある場合、橋梁等の交通施設に被害が発生した場合又は交通の混乱を防止して緊急輸送を確保するために必要がある場合には、交通規制を行って被害の軽減と迅速な応急対策を実施するものとする。</p> <p>2. 交通規制の措置</p> <p>措置要領</p> <p>(1) 道路管理者（県土木部、九州地方整備局、西日本高速道路（株））</p> <p>道路管理者は、道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害等により交通施設等の危険な状態が予想され、または発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、速やかに必要な規制を実施するものとする。</p>	<p>第10節 交通規制計画（県土木部、<u>市町村</u>、県警察本部、九州地方整備局、西日本高速道路（株）、関係機関）</p> <p><u>大規模地震・津波発生時に</u>、住民等の円滑な避難誘導が必要な場合、道路災害が発生するおそれがある場合、橋梁等の交通施設に被害が発生した場合又は交通の混乱を防止して緊急輸送を確保するために必要がある場合には、交通規制を行って被害の軽減と迅速な応急対策を実施するものとする。</p> <p>2. 交通規制の措置</p> <p>措置要領</p> <p>(1) 道路管理者（県土木部、<u>市町村</u>、九州地方整備局、西日本高速道路（株））</p> <p>道路管理者は、道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害等により交通施設等の危険な状態が予想され、または発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、速やかに必要な規制を実施するものとする。</p>	<p>関係機関の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>関係機関の整理</p>

	<p>(2) 警察 (県警察本部)</p> <p>① <u>災害により</u>道路・橋梁等の交通施設の危険な状態が予想され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、速やかに必要な交通規制を実施するものとする。</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>107 第11節 緊急通行車両確認計画 (県知事公室、県警察本部) (略)</p> <p>109 第12節 輸送計画 (九州運輸局熊本運輸支局、JR九州熊本支社、熊本海上保安部、自衛隊、九州地方整備局、県土木部)</p> <p>本計画は、<u>大規模地震発生時</u>における陸、海、空の緊急輸送体制を確立し、応急対策実施に必要な人員、資機材及び救援物資等の輸送力を確保し、応急措置の万全を期するものとする。</p> <p>111 第13節 水防計画 (県土木部、関係機関)</p> <p><u>地震</u>により、堤防の亀裂、陥没及び沈下並びに水門、樋門等の施設の被害が考えられる。本県の沿岸域のこれらの施設は、軟弱な地層のうえに構築されている箇所もあるので、大きな地震動によって被害が発生するおそれがある。</p> <p>特に、堤防の背後地が低い地域は、<u>地震</u>による直接被害の後、<u>洪水や高潮 (満潮)</u>により、溢水・浸水等の二次災害が発生するおそれがあるため、これらに対する情報の収集、通報、警戒等の水防体制が必要となる。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>(2) 警察 (県警察本部)</p> <p>① <u>地震・津波災害により、住民等の円滑な避難誘導が必要なとき</u>、道路・橋梁等の交通施設の危険な状態が予想され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、速やかに必要な交通規制を実施するものとする。</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>第11節 緊急通行車両確認計画 (県知事公室、県警察本部) (略)</p> <p>第12節 輸送計画 (九州運輸局熊本運輸支局、JR九州熊本支社、熊本海上保安部、自衛隊、九州地方整備局、県土木部)</p> <p>本計画は、<u>大規模地震・津波発生時</u>における陸、海、空の緊急輸送体制を確立し、応急対策実施に必要な人員、資機材及び救援物資等の輸送力を確保し、応急措置の万全を期するものとする。</p> <p>第13節 水防計画 (県土木部、関係機関)</p> <p><u>地震・津波</u>により、堤防の亀裂、陥没及び沈下並びに水門、樋門等の施設の被害が考えられる。本県の沿岸域のこれらの施設は、軟弱な地層のうえに構築されている箇所もあるので、大きな地震動によって被害が発生するおそれがある。</p> <p>特に、堤防の背後地が低い地域は、<u>大規模地震</u>による直接被害の後、<u>津波、洪水や高潮 (満潮)</u>により、溢水・浸水等の二次災害が発生するおそれがあるため、これらに対する情報の収集、通報、警戒等の水防体制が必要となる。</p> <p><u>なお、水防活動に従事するものの安全確保について留意する。</u></p>	<p>対策の追加</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p>
--	--	--	---

112	<p>このような地震時における水防体制についても、水防計画に基づいて対応するものとする。</p> <p>第14節 救出計画（市町村、消防機関、警察本部、関係機関）</p> <p>2. 救出対象者（市町村、消防機関、警察本部、関係機関）</p> <p>救出対象者は、概ね次の状態にある者をいう。</p> <p>(1) <u>大規模地震</u>及びその後の火災、家屋の倒壊等によって生命に危険がある者</p> <p>(2) <u>大規模地震</u>による行方不明者で生存していると推定される者、又は生命があるかどうか不明の者</p> <p>3. 救出の方法</p> <p>(1) 市町村、消防職員・団員による救出（市町村、消防機関）（略）</p> <p>(2) 警察による救出（県警察本部）（略）</p> <p>(3) 自主防災組織による救出（略）</p> <p><u>（新規）</u></p> <p><u>（新規）</u></p>	<p>このような地震時における水防体制についても、水防計画に基づいて対応するものとする。</p> <p>第14節 救出計画（市町村、消防機関、警察本部、関係機関）</p> <p>2. 救出対象者（市町村、消防機関、警察本部、関係機関）</p> <p>救出対象者は、概ね次の状態にある者をいう。</p> <p>(1) <u>大規模地震・津波</u>及びその後の火災、家屋の倒壊等によって生命に危険がある者</p> <p>(2) <u>大規模地震・津波</u>による行方不明者で生存していると推定される者、又は生命があるかどうか不明の者</p> <p>3. 救出の方法</p> <p>(1) 市町村、消防職員・団員による救出（市町村、消防機関）（略）</p> <p>(2) 警察による救出（県警察本部）（略）</p> <p>(3) 自主防災組織による救出（略）</p> <p>4. <u>関係機関の連携（県、関係機関）</u></p> <p><u>警察、消防、自衛隊、海上保安庁等の実動機関ヘリ、防災消防ヘリ、ドクターヘリ等は、必要に応じて連携し、迅速かつ確実に被災者の救出、救助、捜索活動等を実施する。</u></p> <p>5. <u>惨事ストレス対策</u></p> <p><u>救出、救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策に努めるものとする。</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p> <p>対策の追加</p>
113	<p>第15節 医療救護計画（県健康福祉部、日赤県支部、県医師会、熊</p>	<p>第15節 医療救護計画（県健康福祉部、日赤県支部、県医師会、熊</p>	

<p>113</p> <p>113</p> <p>115</p>	<p>大医学部付属病院等) (略)</p> <p>1. 実施機関 (略)</p> <p>2. 救護活動 (1) 災害医療情報の収集及び提供 (略)</p> <p>① 県は、広域災害・救急医療システム等を活用し、保健所、市町村、消防本部、日赤県支部、県医師会、災害拠点病院、DMAT及びその他医療機関等から、迅速に次に掲げる情報を収集する。</p> <p>ア～コ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(2) 初動体制</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 知事は、被害の状況に応じて「九州・山口9県災害時相互応援協定」に基づき、他県への医療救護班の派遣を要請する。</p> <p>④ (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>3. 個別疾患 (略)</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>大医学部付属病院等) (略)</p> <p>1. 実施機関 (略)</p> <p>2. 救護活動 (1) 災害医療情報の収集及び提供 (略)</p> <p>① 県は、広域災害・救急医療情報システム等を活用し、保健所、市町村、消防本部、日赤県支部、県医師会、災害拠点病院、DMAT及びその他医療機関等から、迅速に次に掲げる情報を収集する。</p> <p>ア～コ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(2) 初動体制</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 知事は、被害の状況に応じて「九州・山口9県災害時相互応援協定」等に基づき、他県への医療救護班の派遣を要請する。</p> <p>④ (略)</p> <p><u>⑤ 医療救護対策室は、統括DMATに参集を依頼し、医療救護対策室の下に、おもに急性期におけるDMATの活動方針の決定や関係機関との調整等を行うDMAT県調整本部を設置する。</u></p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦ (略)</p> <p>3. 個別疾患 (略)</p> <p><u>4. 医療体制の移行等</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p> <p>対策の追加</p>
----------------------------------	---	---	---

116	<p style="text-align: center;"><u>(新規)</u></p> <p>第16節 食糧供給計画（県農林水産部、県健康福祉部、県商工観光労働部、県環境生活部、県知事公室、九州農政局食糧部）</p> <p><u>大規模地震発生時</u>に、り災者及び災害応急従事者等に供給する食糧の確保と炊き出しその他食品の給与は、次の要領により実施するものとする。</p> <p>1. 実施機関（略）</p> <p>2. 米穀の調達・供給（県農林水産部、九州農政局<u>食糧部</u>）（略）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>* 九州農政局<u>食糧部</u> 096-211-9111</p> <p>* 関係要領等「米穀の買入れ・販売等に関する基本方針」 「緊急食糧調達・供給体制整備要領」</p> </div> <p>3. 乾パンの調達・供給（県健康福祉部）（略）</p> <p>4. 農畜産物（生産物）応急供給（県農林水産部）（略）</p> <p>5. 生鮮食料品等の流通確保対策（県農林水産部）（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>(新規)</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>県は、医療機関と協力し、災害発生直後の急性期医療から急性期以降への医療体制の移行等、状況（段階）に応じた適切な医療提供体制の確保に取り組むものとする。</u></p> <p><u>5. 惨事ストレス対策</u></p> <p><u>医療救護活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。</u></p> <p>第16節 食糧供給計画（県農林水産部、県健康福祉部、県商工観光労働部、県環境生活部、県知事公室、九州農政局食糧部）</p> <p><u>大規模地震・津波発生時</u>に、り災者及び災害応急従事者等に供給する食糧の確保と炊き出しその他食品の給与は、次の要領により実施するものとする。</p> <p>1. 実施機関（略）</p> <p>2. 米穀の調達・供給（県農林水産部、九州農政局<u>生産部</u>）（略）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>* 九州農政局<u>生産部</u> 096-211-9111</p> <p>* 関係要領等「米穀の買入れ・販売等に関する基本方針」 「緊急食糧調達・供給体制整備要領」</p> </div> <p>3. 乾パンの調達・供給（県健康福祉部）（略）</p> <p>4. 農畜産物（生産物）応急供給（県農林水産部）（略）</p> <p>5. 生鮮食料品等の流通確保対策（県農林水産部）（略）</p> <p><u>6. 災害時における味噌・醤油の供給</u>（略）</p> <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">一般災害対策編（第17節 食糧供給計画）の「4. 災害時における味噌・醤油の供給」を記載</p> </div>	<p style="text-align: center;">対策の追加</p> <p style="text-align: center;">表記の整理</p> <p style="text-align: center;">組織再編等</p> <p style="text-align: center;">表記の整理</p>
-----	---	---	---

119	<p><u>6.</u> 炊きだしの実施及び食料の配分（県関係各部、市町村）（略）</p> <p><u>7.</u> その他の食料等の確保（県商工観光労働部、県環境生活部）（略）</p> <p>第17節 給水確保対策計画</p> <p>1. 実施体制（略）</p> <p>2. 水道施設の被災状況把握（略）</p> <p>3. 応急給水及び応急復旧（略）</p> <p>4. 被災者への情報伝達（略）</p> <p>5. 他県等への支援要請</p> <p>県は、被害の状況に応じて「九州・山口9県災害時相互応援協定」に基づき、他県等への応急復旧のための支援を要請する。</p>	<p><u>7.</u> 炊きだしの実施及び食料の配分（県関係各部、市町村）（略）</p> <p><u>8.</u> その他の食料等の確保（県商工観光労働部、県環境生活部）（略）</p> <p>第17節 給水確保対策計画（<u>県健康福祉部、県環境生活部</u>）</p> <p>1. 実施体制（略）</p> <p>2. 水道施設の被災状況把握（略）</p> <p>3. 応急給水及び応急復旧（略）</p> <p>4. 被災者への情報伝達（略）</p> <p>5. 他県等への支援要請</p> <p>県は、被害の状況に応じて「九州・山口9県災害時相互応援協定」<u>等</u>に基づき、他県等への応急復旧のための支援を要請する。</p>	<p>関係機関の記載</p> <p>表記の整理</p>
121	<p>第18節 生活必需品供給計画（県健康福祉部、商工観光労働部、環境生活部）</p> <p>1. 実施機関（略）</p> <p>2. 生活必需品の範囲</p> <p>（1）範囲</p> <p>生活必需品の範囲は、概ね次のとおりとする。</p> <p><u>（新規）</u></p> <p>① 寝具類（毛布等）</p> <p>② 衣料（作業着、下着、靴下等）</p> <p>③ 炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切等）</p> <p>④ 食器類（箸、スプーン、皿、茶碗、紙カップ、哺乳瓶）</p> <p>⑤ 日用雑貨品（石鹸、タオル、歯ブラシ、トイレトペーパー、ゴミ袋、洗剤、雨具、ポリタンク、生理用品、紙おむつ等）</p>	<p>第18節 生活必需品供給計画（県健康福祉部、<u>県</u>商工観光労働部、<u>県</u>環境生活部）</p> <p>1. 実施機関（略）</p> <p>2. 生活必需品<u>等</u>の範囲</p> <p>（1）範囲</p> <p>生活必需品<u>等</u>の範囲は、概ね次のとおりとする。</p> <p><u>なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。</u></p> <p>① 寝具類（毛布等）</p> <p>② 衣料（作業着、下着、靴下等）</p> <p>③ 炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切等）</p> <p>④ 食器類（箸、スプーン、皿、茶碗、紙カップ、哺乳瓶）</p> <p>⑤ 日用雑貨品（石鹸、タオル、歯ブラシ、トイレトペーパー、ゴミ袋、洗剤、雨具、ポリタンク、生理用品、紙おむつ等）</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p>

121	<p>⑥ 光熱材料（マッチ、懐中電灯、乾電池、卓上ガスコンロ） <u>（新規）</u></p> <p>⑦ その他（ビニールシート）</p> <p>3. 生活必需品の確保（県健康福祉部、商工観光労働部、環境生活部）</p> <p>（略）</p> <p>4. 生活必需品の配分（県健康福祉部）（略）</p> <p>（1）供給方法</p> <p>県が供給した生活必需品の被災者への配分は、主として市町村がこれにあたるものとする。</p> <p><u>（新規）</u></p> <p>（2）供給対象者</p> <p>生活必需品の供給対象者は、災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない寝具、衣料等の生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。</p>	<p>⑥ 光熱材料（マッチ、懐中電灯、乾電池、卓上ガスコンロ）</p> <p>⑦ <u>燃料</u></p> <p>⑧ その他（ビニールシート）</p> <p>3. 生活必需品の確保（県健康福祉部、<u>県</u>商工観光労働部、<u>県</u>環境生活部）</p> <p>（略）</p> <p>4. 生活必需品<u>等</u>の配分（県健康福祉部）（略）</p> <p>（1）供給方法</p> <p>県が供給した生活必需品の被災者への配分は、主として市町村がこれにあたるものとする。</p> <p><u>なお、被災者の中でも、交通及び通信の途絶等により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。</u></p> <p>（2）供給対象者</p> <p>生活必需品の供給対象者は、災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない寝具、衣料等の生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。</p>	<p>対策の追加</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p> <p>表記の整理</p>
123	<p>第19節 建築物・宅地等応急対策計画</p> <p><u>大規模な地震</u>により被災した建築物及び宅地について、余震等による二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定体制、被災宅地の危険度判定制度の整備を図るものとする。</p>	<p>第19節 建築物・宅地等応急対策計画</p> <p><u>大規模な地震・津波</u>により被災した建築物及び宅地について、余震等による二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定体制、被災宅地の危険度判定制度の整備を図るものとする。</p>	<p>表記の整理</p>

124	第20節 公共施設応急復旧計画（県土木部、九州地方整備局、県農林水産部、県企業局、県健康福祉部、警察本部、教育庁、県総務部、市町村） （略）	第20節 公共施設応急復旧計画（県土木部、九州地方整備局、県農林水産部、県企業局、県健康福祉部、警察本部、教育庁、県総務部、市町村） （略）	
128	第21節 畜産・酪農業応急対策計画（県農林水産部） （略）	第21節 畜産・酪農業応急対策計画（県農林水産部） （略）	
131	第22節 通信施設災害応急対策計画（NTT西日本熊本支店） （略）	第22節 通信施設災害応急対策計画（NTT西日本熊本支店） （略）	
131	1. 災害時における情報の収集（略）	1. 災害時における情報の収集（略）	
131	2. 通信の非常措置 （1）重要通信の確保 （2）被災地特設公衆電話の措置 （3）安否の確認用の災害伝言ダイヤル「171」及び「災害用ブロードバンド伝言板web 171」の運用 ①災害伝言ダイヤル「171」 被災地への通信が増加し、連絡がとりにくい状況になった場合には、被災地住民が安否等に関する情報を録音し、当該情報を他の地域から聞くことのできる災害用伝言ダイヤル「171」を運用する。 ②災害用ブロードバンド伝言板web 171 文字・音声・画像情報でご家族の安否情報がインターネット上で確認できる「災害用ブロードバンド伝言板web 171」を運用する。	2. 通信の非常措置 （1）重要通信の確保 （2）被災地特設公衆電話の措置 （3）安否の確認用の災害用伝言ダイヤル（171）及び「災害用ブロードバンド伝言板（web 171）」の運用 ①災害用伝言ダイヤル（171） 被災地への通信が増加し、連絡がとりにくい状況になった場合には、被災地住民が安否等に関する情報を録音し、当該情報を他の地域から聞くことのできる災害用伝言ダイヤル（171）を運用する。 ②災害用ブロードバンド伝言板（web 171） 文字・音声・画像情報でご家族の安否情報がインターネット上で確認できる「災害用ブロードバンド伝言板（web 171）」を運用する。	表記の整理 表記の整理 表記の整理
131	3. 災害時における広報活動（略）	3. 災害時における広報活動（略）	
132	4. 設備の応急復旧（略）	4. 設備の応急復旧（略）	
133	第23節 電力施設応急対策計画（九州電力熊本支店）	第23節 電力施設応急対策計画（九州電力熊本支社）	組織変更等

133	<p>大規模地震発生時の災害応急復旧については、「<u>熊本支店</u>非常災害対策本部運営基準」に基づいた体制により対応し、迅速な停電の解消を図ることとする。</p> <p>震災は予期せぬ突発的な災害であり、この際、統制のとれた情報連絡体制、指揮命令系統の早期確立が肝要との観点から、上記「基準」では特に初期段階における対応について次の事項を定めている。</p> <p>1. 電力施設応急体制</p> <p>(1) 初動体制の確立</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ <u>支店社</u>屋被災、交通途絶等により、<u>支店社</u>屋内に対策本部設置が不可能な事態を想定し、あらかじめ対策本部の代替箇所を定めておくこととする。</p> <p>2. 応急対策の方法</p> <p>(1) 対策本部の設置</p> <p>早期に非常災害対応体制を確立し、「<u>熊本支店</u>非常災害対策本部運営基準」に従い、応急復旧に当たることとする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>大規模地震発生時の災害応急復旧については、「<u>熊本支社</u>非常災害対策本部運営基準」に基づいた体制により対応し、迅速な停電の解消を図ることとする。</p> <p>震災は予期せぬ突発的な災害であり、この際、統制のとれた情報連絡体制、指揮命令系統の早期確立が肝要との観点から、上記「基準」では特に初期段階における対応について次の事項を定めている。</p> <p>1. 電力施設応急体制</p> <p>(1) 初動体制の確立</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ <u>支社</u>屋被災、交通途絶等により、<u>支社</u>屋内に対策本部設置が不可能な事態を想定し、あらかじめ対策本部の代替箇所を定めておくこととする。</p> <p>2. 応急対策の方法</p> <p>(1) 対策本部の設置</p> <p>早期に非常災害対応体制を確立し、「<u>熊本支社</u>非常災害対策本部運営基準」に従い、応急復旧に当たることとする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	組織変更等												
134	<p>第24節 都市ガス施設応急対策計画（西部ガス熊本支店）</p> <p>(略)</p> <p>1. 西部ガスの災害対策</p> <p>(1) 通常時の連絡先</p> <table border="1" data-bbox="230 1214 1055 1362"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西部ガス(株)熊本支社</td> <td>〒860-0047 熊本市春日2-4-30</td> <td>355-1241</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 非常時の体制</p>	名称	所在地	電話	西部ガス(株)熊本支社	〒860-0047 熊本市春日2-4-30	355-1241	<p>第24節 都市ガス施設応急対策計画（西部ガス熊本支店）</p> <p>(略)</p> <p>1. 西部ガスの災害対策</p> <p>(1) 通常時の連絡先</p> <table border="1" data-bbox="1093 1214 1917 1362"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西部ガス(株)熊本支社</td> <td>〒860-0082 熊本市中央区萩原14番10号</td> <td>096-370-8600</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 非常時の体制</p>	名称	所在地	電話	西部ガス(株)熊本支社	〒860-0082 熊本市中央区萩原14番10号	096-370-8600	組織変更等 組織変更等 組織変更等 所在住所の変更
名称	所在地	電話													
西部ガス(株)熊本支社	〒860-0047 熊本市春日2-4-30	355-1241													
名称	所在地	電話													
西部ガス(株)熊本支社	〒860-0082 熊本市中央区萩原14番10号	096-370-8600													

134	地震の規模に応じて、次の体制をとるものとする。				地震の規模に応じて、次の体制をとるものとする。				
	第1非常体制	事業所の所在する地域に震度 <u>4</u> の地震が発生し、ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が軽度若しくは局地的な場合			第1非常体制	事業所の所在する地域に震度 <u>5弱</u> の地震が発生し、ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が軽度若しくは局地的な場合			対策の整理
	第2非常体制	事業所の所在する地域に震度 <u>4</u> の地震が発生し、漏洩又は供給支障等の災害が発生。ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が中程度の場合			第2非常体制	事業所の所在する地域に震度 <u>5弱</u> の地震が発生又は <u>大津波等の警報が発令され</u> 、漏洩又は供給支障等の災害が発生。ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が中程度の場合			対策の整理
	第3非常体制	事業所の所在する地域に震度 <u>5弱</u> 以上の地震が発生し、ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が甚だしい場合			第3非常体制	事業所の所在する地域に震度 <u>5強</u> 以上の地震が発生又は <u>大津波等の警報が発令され</u> 、ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が甚だしい場合			対策の整理
	総合非常体制	事業所の所在する地域に震度 <u>5弱</u> 以上の地震が発生し、広範囲に被害が発生。ガス施設の損壊等により広域・大規模な災害が発生した場合			総合非常体制	事業所の所在する地域に震度 <u>5強</u> 以上の地震が発生又は <u>大津波等の警報が発令され</u> 、広範囲に被害が発生。ガス施設の損壊等により広域・大規模な災害が発生した場合			対策の整理
	(3) 災害対策本部の設置等				(3) 災害対策本部の設置等				
	① 第3非常体制が発令されたときは、 <u>直ちに支社長を本部長とする地区災害対策本部を設置するとともに、本社災害対策連絡会議を設置し、地区災害対策本部の防災活動に対して、全面的に支援補佐するものとする。</u>				① 第3非常体制が発令されたときは、 <u>地区災害対策本部を設置する。</u>				対策の整理
	② 総合非常体制が発令されたときは、 <u>本社に社長を本部長とする総合災害対策本部を設置するものとする。</u>				② 総合非常体制が発令されたときは、 <u>本社に総合災害対策本部を設置するものとする。</u>				表記の整理
	災害対策本部	名称	所在地	電話	災害対策本部	名称	所在地	電話	
	地区災害対策本部	西部ガス(株)熊本支社	〒860- <u>0047</u> 熊本市 <u>春日 2-4-30</u>	096- <u>355-1241</u>	地区災害対策本部	西部ガス(株)熊本支社	〒860- <u>0832</u> 熊本市 <u>中央区萩原 14 番 10 号</u>	096- <u>370-8600</u>	表記の整理

135	総合災害対策本部	西部ガス(株)本社	〒812-0044 福岡市博多区千代 1-17-1	092-633-2211	総合災害対策本部	西部ガス(株)本社	〒812-0044 福岡市博多区千代 1-17-1	092-633-2211			
	<p>(4) 社員の自動出動</p> <p>気象庁が発表した各事業所の最寄りの地震観測地点の震度が「<u>5弱</u>」以上の場合は、社員は自動出動するものとする。</p> <p>なお、動員基準については災害対策要領に別途定めるものとする。</p> <p>(5) 防災関係機関との情報連絡 (略)</p> <p>(6) 緊急対策</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 地震時の供給停止判断 (第1次緊急停止)</p> <p>ア 地震が発生した場合、次の各号に掲げるような大きな災害が確認された単位ブロックでは、直ちにガス供給を停止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 単位ブロック内の地震計2基以上が60カイン以上の場合 <u>ただし、地震計が2基以上設置されていない単位ブロックにあつては、隣接する単位ブロックのあらかじめ定めた地震計を含めて供給停止判断を行う。</u> 製造所又は供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要整圧器等の圧力の大変動により供給継続が困難な場合 <u>イ 供給停止の判断は、導管保安センター所長が行う。</u> <u>ウ 導管保安センター所長が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合に備え、その職務を代行する者をあらかじめ指名しておく。</u> <u>エ 供給継続地区については、保安巡回等の保安確保のための必要な対策を行う。</u> <p>④地震時の供給停止判断 (第2次緊急停止)</p> <p><u>ア</u> 地震が発生した場合、地震計のS I値が30カイン以上60</p>				<p>(4) 社員の自動出動</p> <p>気象庁が発表した各事業所の最寄りの地震観測地点の震度が「<u>5強</u>」以上の場合は、社員は自動出動するものとする。</p> <p>なお、動員基準については災害対策要領に別途定めるものとする。</p> <p>(5) 防災関係機関との情報連絡 (略)</p> <p>(6) 緊急対策</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 地震時の供給停止判断 (第1次緊急停止)</p> <p>ア 地震が発生した場合、次の各号に掲げるような大きな災害が確認された単位ブロックでは、直ちにガス供給を停止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 単位ブロック内の地震計2基以上が60カイン以上の場合 <u>(削除)</u> 製造所又は供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要整圧器等の圧力の大変動により供給継続が困難な場合 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <p>④地震時の供給停止判断 (第2次緊急停止)</p> <p>地震が発生した場合、地震計のS I値が30カイン以上60</p>				対策の整理	対策の整理	対策の整理

	<p>カイン未満程度を記録した単位ブロック、又は60カイン以上を記録した地震計が1基のみの単位ブロックでは、緊急巡回点検やガス漏えい通報の受付状況などから経時的に得られる被害状況により、次の各号に掲げるような二次災害の発生が予想される場合には、速やかにガス供給を停止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路及び建物の被害状況や主な導管の被害状況から、ガス工作物の被害が甚大であることが容易に推測できる場合 ・ガス漏えい通報等により発見されたガス工作物の被害状況が、災害対策要領に記載する緊急時対応能力を超える恐れのある場合 <p><u>イ 供給停止の判断は、支社長が行う。</u></p> <p><u>ウ 支社長が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合に備え、その職務を代行する者をあらかじめ指名しておく。</u></p> <p><u>エ 供給継続地区については、保安巡回等の保安確保のための必要な対策を行う。</u></p> <p>(7) 災害復旧 (略)</p> <p>137 第25節 鉄道施設応急対策計画 (九州旅客鉄道株式会社熊本支社) (略)</p> <p>139 第26節 ダム等管理計画 (県土木部、県農林水産部、県企業局、九州地方整備局、九州電力、電源開発) (略)</p> <p>1. 対象施設及び管理者 (略)</p> <p>2. 地震後の臨時点検及び報告</p> <p>平成20年10月28日国河流第3号国土交通省河川環境課長通達</p>	<p>カイン未満程度を記録した単位ブロック、又は60カイン以上を記録した地震計が1基のみの単位ブロックでは、緊急巡回点検やガス漏えい通報の受付状況などから経時的に得られる被害状況により、次の各号に掲げるような二次災害の発生が予想される場合には、速やかにガス供給を停止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路及び建物の被害状況や主な導管の被害状況から、ガス工作物の被害が甚大であることが容易に推測できる場合 ・ガス漏えい通報等により発見されたガス工作物の被害状況が、災害対策要領に記載する緊急時対応能力を超える恐れのある場合 <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(7) 災害復旧 (略)</p> <p>第25節 鉄道施設応急対策計画 (九州旅客鉄道株式会社熊本支社) (略)</p> <p>第26節 ダム等管理計画 (県土木部、県農林水産部、県企業局、九州地方整備局、九州電力、電源開発) (略)</p> <p>1. 対象施設及び管理者 (略)</p> <p>2. 地震後の臨時点検及び報告</p> <p>平成20年10月28日国河流第3号国土交通省河川環境課長通達</p>	<p>対策の整理</p> <p>対策の整理</p> <p>対策の整理</p>
--	---	--	--

	<p>に基づき、対象施設の管理者は、次のいずれかに該当する地震が発生した場合には、ダム等施設及び貯水池周辺について外観点検、計測による点検等の臨時点検を行い、結果を報告するものとする。</p> <p>(1) ダムの基礎岩盤あるいは堤体底部に設置した地震計により観測された地震動の最大加速度が2.5 gal 以上である地震</p> <p>(2) <u>ダム地点周辺の気象台で発表された気象庁震度4以上である地震</u></p> <p>3. 応急対策の実施 (略)</p> <p>4. 関係機関への連絡 (略)</p>	<p>に基づき、対象施設の管理者は、次のいずれかに該当する地震が発生した場合には、ダム等施設及び貯水池周辺について外観点検、計測による点検等の臨時点検を行い、結果を報告するものとする。</p> <p>(1) ダムの基礎岩盤あるいは堤体底部に設置した地震計により観測された地震動の最大加速度が2.5 gal 以上である地震</p> <p>(2) <u>ダム地点周辺で震度4以上を観測した地震</u></p> <p>3. 応急対策の実施 (略)</p> <p>4. 関係機関への連絡 (略)</p>	<p>表記の整理</p>
140	<p>第27節 保健衛生計画（県健康福祉部）</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>1. 防疫計画 (略)</p> <p>2. 食品衛生の確保 (略)</p> <p>3. 健康管理 (略)</p>	<p>第27節 保健衛生計画（県健康福祉部）</p> <p><u>被災地、特に避難場所においては、避難が長期に及ぶ場合もあり、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。</u></p> <p><u>特に、高齢者、障がい者、児童、妊産婦等災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。</u></p> <p>1. 防疫計画 (略)</p> <p>2. 食品衛生の確保 (略)</p> <p>3. 健康管理 (略)</p>	<p>対策の追加</p>
143	<p>第28節 災害ボランティア活用計画（県関係各部、関係機関）</p> <p>(略)</p>	<p>第28節 災害ボランティア活用計画（県関係各部、関係機関）</p> <p>(略)</p>	

147	<p>第29節 廃棄物処理計画（県環境生活部）</p> <p>1. 計画の方針</p> <p><u>地震災害発生による廃棄物処理</u>を迅速かつ適正に行い、住民の生活環境の保全を図るため、市町村はそれぞれの区域内における被災状況を想定した廃棄物処理計画、作業計画を策定する必要がある。</p> <p>2. 被災状況調査、<u>把握</u></p> <p>（略）</p> <p><u>（新規）</u></p> <p><u>（新規）</u> * 「6. 廃棄物処理の広域応援体制」から移動</p>	<p>第29節 廃棄物処理計画（県環境生活部、<u>土木部、市町村</u>）</p> <p>1. 計画の方針</p> <p><u>大規模地震・津波による災害で発生する廃棄物の処理</u>を迅速かつ適正に行い、住民の生活環境の保全を図るため、市町村はそれぞれの区域内における被災状況を想定した廃棄物処理計画、作業計画を策定する必要がある。</p> <p>2. 被災状況調査、<u>把握体制</u></p> <p>（略）</p> <p><u>3. 廃棄物の仮置場用地の選定等</u></p> <p><u>（1）市町村は、あらかじめ、災害時に発生する損壊家屋のがれきや焼失家屋の焼き残り等の災害廃棄物の仮置場用地の選定、確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、1次処理（選別）、2次処理（焼却、破砕等）など段階的な処理場用地の選定に取り組むものとする。</u></p> <p><u>（2）県は、仮置場用地及び1次処理場（選別）・2次処理場（焼却、破砕等）用地の選定、確保を行うよう市町村に助言するものとし、県全体の選定・確保状況の把握・調整を行うものとする。</u></p> <p><u>（3）県、市町村は、平時から廃棄物処理施設について、ヒアリング、立入検査等の実施をとおして、処理能力の確認を行うものとする。</u></p> <p><u>4. 災害廃棄物処理の広域応援体制</u></p> <p><u>（1）市町村は、災害廃棄物の発生量や処理能力等を想定のうち、近隣市町村と相互応援体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>（2）市町村は、広範囲の被災により近隣市町村による相互応援体制</u></p>	<p>関係機関の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
-----	---	---	---

<p>147</p>	<p>3. ごみ処理計画</p> <p>(1) 市町村は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、<u>ごみの排出量</u>を推計するとともに、<u>ごみ処理施設</u>の処理能力を確認のうえ、収集、運搬、処分の対策を講じるものとする。</p> <p>(2) 市町村は、<u>ごみ処理</u>の実施に必要な人員、機材等の確保に<u>努め</u>、<u>またごみ処理施設</u>の処理能力<u>以上の排出量</u>が見込まれる場合は、近隣市町村へ応援要請を行うものとする。</p> <p>(3) 市町村は、地区住民が道路上に<u>廃棄物</u>を出し交通の妨げにならないよう周知するとともに、道路上の障害物により通常の収集ができない地区については、臨時収集場所を設け、収集への協力を求めるものとする。</p> <p>(4) 市町村は、防疫上食物の残さ等腐敗性のごみを優先的に収集運搬するものとする。</p> <p>(5) 損壊家屋のがれきや焼失家屋の焼け残りについては、原則として被災者自ら市町村の定める場所に搬入することが望ましいが、被災者自ら搬入することが困難な場合又は道路等に散在し緊急的に処理する必要がある場合は、市町村が収集処理を行うものとする。</p> <p>(6) <u>災害時には大量の廃棄物の排出が予想され、処理場への大量搬</u></p>	<p><u>が維持できない場合を想定した広域応援体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>(3) 県は、他県及び関係団体と廃棄物処理に関する協定を締結するなど、広域災害時の相互協力体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>5. 災害廃棄物処理計画</p> <p>(1) 市町村は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、<u>災害廃棄物の発生量</u>を推計するとともに、<u>災害廃棄物の処理を行う施設</u>の処理能力を確認のうえ、収集、運搬、処分の対策を講じるものとする。</p> <p>(2) 市町村は、<u>災害廃棄物処理</u>の実施に必要な人員、機材等の確保に<u>努めるとともに、災害廃棄物の処理を行う施設</u>の処理能力を<u>超える発生量</u>が見込まれる場合は、近隣市町村へ応援要請を行うものとする。</p> <p>(3) 市町村は、地区住民が道路上に<u>災害廃棄物</u>を出し交通の妨げにならないよう周知するとともに、道路上の障害物により通常の収集ができない地区については、臨時収集場所を設け、収集への協力を求めるものとする。</p> <p>(4) 市町村は、防疫上食物の残さ等腐敗性のごみを優先的に収集運搬するものとする。</p> <p>(5) 損壊家屋のがれきや焼失家屋の焼け残りについては、原則として被災者自ら市町村の定める場所に搬入することが望ましいが、被災者自ら搬入することが困難な場合又は道路等に散在し緊急的に処理する必要がある場合は、市町村が収集処理を行うものとする。</p> <p>(6) <u>市町村は、必要により災害廃棄物の仮置場及び1次処理場（選</u></p>	<p>対策の追加</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の整理</p>
------------	---	--	--

	<p><u>入は交通の確保の困難性や処理能力の問題等が考えられるため、市町村は必要により環境保全上支障のない場所での暫定的な積み置き場所を確保するものとする。</u></p>	<p><u>別)、2次処理場（焼却、破砕等）の設置を行うものとする。</u></p>	
	<p>(7) 県は、市町村からの要請を受けた時又は被害の状況等から判断して必要と認めた時は、迅速かつ適切な処理が行えるように、市町村相互間の応援要請、他県への応援要請及び廃棄物処理業者等で構成する（社）熊本県産業廃棄物協会との災害廃棄物処理支援活動協定に基づく協力要請について必要な連絡調整及び助言を行うものとする。</p>	<p>(7) 県は、市町村からの要請を受けた時又は被害の状況等から判断して必要と認めた時は、迅速かつ適切な処理が行えるように、市町村相互間の応援要請、他県への応援要請及び廃棄物処理業者等で構成する（社）熊本県産業廃棄物協会との災害廃棄物処理支援活動協定に基づく協力要請について必要な連絡調整及び助言を行うものとする。</p>	
147	<p><u>4. し尿処理計画</u> (略)</p>	<p><u>6. し尿処理計画</u> (略)</p>	
148	<p><u>5. 廃棄物処理施設の応急復旧</u> (略)</p>	<p><u>7. 廃棄物処理施設の応急復旧</u> (略)</p>	
148	<p><u>6. 廃棄物処理の広域応援体制</u> <u>(1) 市町村は、震災時の廃棄物の排出量や処理能力等を想定のうち、近隣市町村と相互応援体制の整備に努めるものとする。</u> <u>(2) 市町村は、広範囲の被災により近隣市町村による相互応援体制が維持できない場合を想定した広域応援体制の整備に努めるものとする。</u></p>	<p><u>(削除)</u> * 「4. 災害廃棄物処理の広域応援体制」に移動</p>	
149	<p>第30節 住宅応急対策計画（県健康福祉部、土木部） (略) 1. 実施機関 (略) 2. 応急仮設住宅の建設 県が行う応急仮設住宅の建設は、「災害時における応急仮設住宅の建</p>	<p>第30節 住宅応急対策計画（県健康福祉部、土木部、<u>市町村</u>） (略) 1. 実施機関 (略) 2. 応急仮設住宅の建設 県が行う応急仮設住宅の建設は、「災害時における応急仮設住宅の建</p>	<p>関係機関の整理</p>

	<p>設に関する協定」に基づき、<u>社団法人プレハブ建築協会等</u>の協力を得て実施するものとする。</p> <p>応急仮設住宅の建設に当たっては、被災者に係る世帯人員や高齢者、<u>障害者</u>等に配慮した仕様及び設計に努めるものとする。</p>	<p>設に関する協定」に基づき、<u>民間住宅建設関係団体</u>の協力を得て実施するものとする。</p> <p>応急仮設住宅の建設に当たっては、被災者に係る世帯人員や高齢者、<u>障がい者</u>等に配慮した仕様及び設計に努めるものとする。</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
149	<p>3. 住宅の応急修理 (略)</p>	<p>3. 住宅の応急修理 (略)</p>	
149	<p>4. 公営住宅の提供 (略)</p> <p>災害により住家が滅失した被災者が公営住宅への入居を希望した場合、知事及び関係市町村長は公営住宅の入居(公営住宅法第22条第1項に基づく特定入居、又は、地方自治法第238条の4第4項に基づく目的外使用許可)について、最大限の配慮を行うものとする。</p>	<p>4. 公営住宅の提供 (略)</p> <p>災害により住家が滅失した被災者が公営住宅への入居を希望した場合、知事及び関係市町村長は公営住宅の入居(公営住宅法第22条第1項に基づく特定入居、又は、地方自治法第238条の4第7項に基づく目的外使用許可)について、最大限の配慮を行うものとする。</p>	
149	<p><u>(新規)</u></p>	<p><u>5. 民間施設の提供</u></p> <p><u>県、市町村は、民間賃貸住宅関係団体と「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結するなど協力体制の強化を図り、災害時における被災者の一時居住のための住宅提供に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、ホテル・旅館等民間宿泊施設や空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により避難所の早期解消に努める。</u></p>	<p>対策の追加</p>
149	<p><u>(新規)</u></p>	<p><u>6. 応急仮設住宅の運営管理</u></p> <p><u>市町村は、各応急仮設住宅の運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤立化や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、男女共同参画の視点に配慮するものとする。</u></p>	<p>対策の追加</p>

		<p><u>また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。</u></p> <p><u>なお、県は、市町村が行う各応急仮設住宅の管理運営に協力するものとする。</u></p>	
150	<p>第3 1 節 行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画（市町村、警察本部、県健康福祉部、熊本海上保安部）</p> <p>（略）</p>	<p>第3 1 節 行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画（市町村、警察本部、県健康福祉部、熊本海上保安部）</p> <p>（略）</p>	
152	<p>第3 2 節 救援物資要請・受入・配分計画（<u>県総務部</u>、健康福祉部、関係各部、市町村）</p> <p>各方面から被災者に寄せられる救援物資について、确实、迅速かつ公平に被災者に配分し、被災者の生活の安定を図る体制を整備するものとする。</p>	<p>第3 2 節 救援物資要請・受入・配分計画（<u>県知事公室</u>、健康福祉部、関係各部、市町村）</p> <p><u>大規模な地震・津波災害時に</u>各方面から被災者に寄せられる救援物資について、确实、迅速かつ公平に被災者に配分し、被災者の生活の安定を図る体制を整備するものとする。</p>	<p>関係機関の整理</p> <p>表記の整理</p>
152	<p>1. 不足物資の把握（県健康福祉部）</p> <p>（略）</p> <p>2. 物資の要請（県関係各部、<u>総務部</u>、健康福祉部）</p> <p>（1）国、他都道府県及び県内外市町村への要請（県関係各部、<u>総務部</u>、健康福祉部）</p> <p>県が、供給できる物資のみでは被災地に供給すべき物資が不足する場合、県は、国、他都道府県その他の機関に不足物資の応援要請を行うものとする。</p> <p>なお、<u>九州・山口各県</u>に対する要請は、<u>九州・山口9県災害時相互応援協定</u>に基づいて行うものとする。</p>	<p>1. 不足物資の把握（県健康福祉部）</p> <p>（略）</p> <p>2. 物資の要請（県関係各部、<u>県知事公室</u>、健康福祉部）</p> <p>（1）国、他都道府県及び県内外市町村への要請（県関係各部、<u>県知事公室</u>、<u>県健康福祉部</u>）</p> <p>県が、供給できる物資のみでは被災地に供給すべき物資が不足する場合、県は、国、他都道府県その他の機関に不足物資の応援要請を行うものとする。</p> <p>なお、<u>他県</u>に対する要請は、<u>「九州・山口9県災害時応援協定」</u>に基づいて行うものとする。</p>	<p>関係機関の整理</p> <p>表記の整理</p>
152	<p>（2）県内外の住民及び企業等への協力呼びかけ（<u>県総務部</u>）</p>	<p>（2）県内外の住民及び企業等への協力呼びかけ（<u>県知事公室</u>、<u>県健</u></p>	<p>関係機関の整理</p>

152	<p>県は、全国から寄せられる救援物資と被災地の需要を的確に結び付け、円滑な救援活動を実施するため、被災地において必要とされている物資に関する情報を一元的に発信する体制の整備を図るものとする。</p> <p>3. <u>受入体制</u>（健康福祉部、市町村）</p> <p>(1) 拠点集積場所の選定</p> <p>市町村は、防災計画に定める避難所の位置を勘案のうえ、効率的に物資の受け入れ、輸送が行える場所を物資の拠点集積場所として、あらかじめ<u>選定しておくものとする。</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(2) <u>受入体制</u>の整備</p> <p>市町村は、拠点集積場所に物資の集積を行う場合には、当該集積場所ごとに管理責任者を配置し、管理及び配分の万全を期するものとする。</p> <p>不足物資の応援要請を行った場合、各都道府県のみならず、民間団体等から大量の物資が送付されてくることが予想されるため、県及び市町村は、熊本県トラック協会等の協力を得てその受け入れ体制を整備するとともに、配分調整、仕分け及び搬送のた</p>	<p><u>康福祉部</u>)</p> <p>県は、全国から寄せられる救援物資と被災地の需要を的確に結び付け、円滑な救援活動を実施するため、被災地において必要とされている物資に関する情報を一元的に発信する体制の整備を図るものとする。</p> <p>3. <u>受入・供給体制</u>（健康福祉部、市町村）</p> <p>(1) 拠点集積場所の選定</p> <p>市町村は、防災計画に定める避難所の位置を勘案のうえ、効率的に物資の受け入れ、輸送が行える場所を物資の拠点集積場所として、あらかじめ<u>選定しておくものとし、県は、県全体の選定状況の把握、調整を行うものとする。</u></p> <p><u>また、県は、市町村の円滑な物資の受け入れ等が可能となるよう地区ごと（およそ各地域振興局単位）に中継集積場所をあらかじめ確保しておくものとする。</u></p> <p>(2) <u>受入・供給体制</u>の整備</p> <p>市町村は、拠点集積場所に物資の集積を行う場合には、当該集積場所ごとに管理責任者を配置し、管理及び配分の万全を期するものとする。</p> <p><u>県は、中継集積場所に管理責任者を配置し、市町村の管理責任者等と連携をして拠点集積場所への配送を円滑に行うものとする。</u></p> <p>不足物資の応援要請を行った場合、各都道府県のみならず、民間団体等から大量の物資が送付されてくることが予想されるため、県及び市町村は、<u>(社)</u>熊本県トラック協会等の協力を得てその受け入れ体制を整備するとともに、配分調整、仕分け及び搬送</p>	<p>表記の整理</p> <p>対策の強化</p> <p>対策の追加</p> <p>対策の追加</p> <p>表記の整理</p>
-----	--	---	--

<p>152</p> <p>(3) 救援物資の取り扱い</p>	<p>めに必要な人員については、災害ボランティアセンターの協力を得るなどにより確保を図るものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>災害のため、個人、会社又は団体等から知事に送付された救援物資は、県（本庁）、地域振興局においてこれを受領し、厳重な保管をなすとともに、義えん物資受入整理簿（様式は別途定める。）に整備して、速やかに市町村長を通じて罹災者に配分するものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>のために必要な人員については、災害ボランティアセンターの協力を得るなどにより確保を図るものとする。</p> <p><u>県、市町村は、救援物資の避難者への効率的な配送を行うため、(社)トラック協会及び民間事業者（宅配、倉庫業）との協力体制の構築にも努めるものとする。</u></p> <p><u>県は、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実に迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るものとする。</u></p> <p>(3) 救援物資の取り扱い</p> <p>災害のため、個人、会社又は団体等から知事に送付された救援物資は、県（本庁）、地域振興局においてこれを受領し、厳重な保管をなすとともに、義えん物資受入整理簿（様式は別途定める。）に整備して、速やかに市町村長を通じて罹災者に配分するものとする。</p> <p><u>なお、救援物資の確実な供給等を行うため、避難所収容者及び仮設住宅入居者以外の被災者の把握等にも努めるものとする。</u></p>	<p>対策の追加</p> <p>対策の追加</p> <p>対策の整理</p>
<p>153</p>	<p>第33節 海上災害対策計画（熊本海上保安部）</p> <p>船舶、海洋施設及び陸上施設から海上への大量の油の排出、大規模な<u>海上災害、大量の放射性物質の放出等が発生し</u>又は発生するおそれがある場合において、船舶の安全確保、港湾及び沿岸地域における人命、財産を保護するとともに、社会秩序の維持に当たるものとする。</p> <p>このため、熊本海上保安部は、海上災害が発生し又は発生するおそれがある場合、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況、排出油等の拡散状況の早期把握に努め、防災関係機関との連携のもとに、的確な対応をとることとする。</p>	<p>第33節 海上災害対策計画（熊本海上保安部）</p> <p>船舶、海洋施設及び陸上施設から海上への大量の油の排出、大規模な<u>海上災害等が発生し</u>又は発生するおそれがある場合において、船舶の安全確保、港湾及び沿岸地域における人命、財産を保護するとともに、社会秩序の維持に当たるものとする。</p> <p>このため、熊本海上保安部は、海上災害が発生し又は発生するおそれがある場合、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況、排出油等の拡散状況の早期把握に努め、防災関係機関との連携のもとに、的確な対応をとることとする。</p>	<p>対策の整理</p>

153	<p>1. 警報等の伝達 (略)</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) <u>大量の油の排出、放射性物質の放出等により</u>船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態を知ったときは、航行警報、安全通報並びに船艇及び航空機における巡回等により速やかに周知するものとする。</p>	<p>1. 警報等の伝達 (略)</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) <u>大量の油の排出等により</u>船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態を知ったときは、航行警報、安全通報並びに船艇及び航空機における巡回等により速やかに周知するものとする。</p>	表記の整理
153	<p>2. 情報の収集 (略)</p> <p>3. 海難救助活動</p> <p>(1) 船舶の海難、<u>人身事故</u>が発生したときは、速やかに<u>船艇、航空機又は特殊救難隊により</u>捜索、救助を行うものとする。</p> <p>(2) 船舶火災又は海上災害が発生したときは、速やかに巡視船艇、<u>特殊救難隊又は機動防除隊</u>によりその<u>消火を行う</u>とともに、必要に応じて関係機関に協力を要請するものとする。</p> <p>(3) 危険物が排出されたときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行うものとする。</p> <p>4. 緊急輸送</p> <p>(1) 熊本海上保安部は、防災関係機関から傷病者、医師等の緊急輸送について要請があった場合、<u>速やかに</u>実施するものとする。</p> <p>5. 物資の無償貸与又は譲渡 (略)</p> <p>6. 関係機関等の災害応急対策の実施に関する支援</p> <p>(1) 医療活動場所の提供について<u>要請があったときは</u>、医務室を設備しているヘリコプター搭載型巡視船等を提供するものとする。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>2. 情報の収集 (略)</p> <p>3. 海難救助活動</p> <p>(1) 船舶の海難、<u>人身事故</u>が発生したときは、速やかに<u>船艇、航空機により</u>捜索、救助を行うものとする。</p> <p>(2) 船舶火災又は海上災害が発生したときは、速やかに巡視船艇<u>等</u>によりその<u>消火その他の防災措置を行う</u>とともに、必要に応じて関係機関に協力を要請するものとする。</p> <p>(3) 危険物が排出されたときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行うものとする。</p> <p>4. 緊急輸送</p> <p>(1) 熊本海上保安部は、防災関係機関から傷病者、医師等の緊急輸送について要請があった場合、<u>可能な限り</u>実施するものとする。</p> <p>5. 物資の無償貸与又は譲渡 (略)</p> <p>6. 関係機関等の災害応急対策の実施に関する支援</p> <p>(1) 医療活動場所の提供について<u>要請があったときは</u>、<u>可能な限り</u>、医務室を設備しているヘリコプター搭載型巡視船等を提供するものとする。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>対策の整理</p> <p>対策の整理</p> <p>対策の整理</p>

